

福岡県都市計画基本方針

拠点と公共交通軸が紡ぎだす、
豊かで暮らしやすい都市を目指して

～多様な価値観を包摂した、災害に強い都市～



目次

はじめに	1
(1) 福岡県都市計画基本方針策定の趣旨	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本方針等の位置付け	2
(4) 福岡県都市計画基本方針の構成	3
第1章 都市の現状と課題	5
1-1 都市の現状	7
(1) 都市の動向	7
(2) 県内の都市計画の状況	22
1-2 これまでの都市づくりの評価	29
(1) 大規模集客施設の立地に関する分析と評価	29
(2) 都市圏別の集約型都市構造に関する分析と評価	33
(3) 都市計画区域の再編・統合に関する分析と評価	35
1-3 都市づくりの新たな動き	38
(1) まちづくり DX※（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	39
(2) 脱炭素化の実現	41
(3) 自然共生社会の実現	42
(4) 都市アセットを活用した機動的なまちづくり	43
(5) SDGs に配慮したまちづくり	44
(6) ESG 投資の広がり	45
1-4 都市の課題	46
(1) 都市の課題	46
第2章 目指すべき都市像	53
2-1 都市づくりの目標	55
(1) 都市づくりの目標	55
(2) 都市づくりにおける視点	56
2-2 圏域構造	58
(1) 広域的・重層的な圏域と軸	58
(2) 圏域構造	59
2-3 目指すべき都市構造	63
(1) 集約型の都市づくりの必要性	63
(2) 集約型都市構造への転換	65
(3) 集約型都市構造のパターン	69
(4) 集約型の都市づくりに向けた段階的土地利用構造の考え方	71
(5) 集約型都市構造における区域区分等の考え方	72
第3章 都市づくりの戦略	73
戦略1 拠点と公共交通軸による集約型の都市づくりの推進	75

取組方針０１：便利で魅力ある拠点を形成する	75
取組方針０２：生活の質を高める公共交通軸を設定する.....	78
取組方針０３：郊外部の住宅地や集落を維持する	79
取組方針０４：広域的な連携により都市の活力を向上させる	81
戦略２ 人、モノ、情報の自由な交流の創出	82
取組方針０５：国内外からのゲートウェイ機能を強化する.....	82
取組方針０６：九州をけん引する経済・産業・観光拠点をつくる	84
取組方針０７：高度に連携するシームレスな交通ネットワークを形成する	86
取組方針０８：だれもが移動できる地域公共交通を維持・確保する	88
取組方針０９：デジタル技術を活用してどこでも自由にサービスを受けられる環境をつくる.....	89
戦略３ 魅力あふれるまちなかの創出と再生	90
取組方針１０：ウォーカブルなまちなかをつくる	90
取組方針１１：地域の顔となるまちなかをつくる	93
取組方針１２：良質な建物や資源をリニューアルして使う.....	95
戦略４ 災害に強く環境にやさしい都市の構築	97
取組方針１３：災害に強い都市をつくる.....	97
取組方針１４：一人ひとりが災害に備える.....	99
取組方針１５：脱炭素化を推進する	101
戦略５ 多様な暮らしを支える基盤の形成.....	103
取組方針１６：誰もがいきいきと暮らせる環境整備を進める	103
取組方針１７：多様なライフスタイルに応じた住宅環境をつくる	105
取組方針１８：都市施設を良好な状態で長く大切に使う	107
取組方針１９：空き家や空き地を適切に管理・活用する.....	109
戦略６ 美しく個性豊かな地域づくり	114
取組方針２０：都市と自然が織りなす美しい景観づくりを進める	114
取組方針２１：歴史や文化を活かした地域づくりを進める.....	117
取組方針２２：花と緑に彩られたまち並みを創出する	119
戦略７ 自然と共生した都市づくり	120
取組方針２３：自然を守り育てる	120
取組方針２４：心を潤す身近な緑や水辺空間をつくる	123
戦略８ 共に学び共に創るこれからのまちづくり	125
取組方針２５：多様な主体の参画によるまちづくりを実践する	125
取組方針２６：将来像の実現に向けて都市づくりをマネジメントする.....	128
取組方針２７：都市づくりにおけるオープンデータ化を進める	130

参考

用語集（※を付している用語の説明）

はじめに

(1) 福岡県都市計画基本方針策定の趣旨

福岡県都市計画基本方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、広域的観点から県全体の都市づくり※の基本的な方向性を示すビジョンとして平成15年2月に初めて策定され、平成27年10月の見直しを経て、およそ20年間にわたり活用されてきました。

近年、全国規模の深刻な人口減少と少子高齢化、自然災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症の拡大によるライフスタイルの変化など、都市を取り巻く状況は一層大きく変化しています。また、これらの変化に対応すべく、各分野においてもデジタルやAI技術を活用した取組や脱炭素化の実現に向けた取組、共創※、ワンヘルスなど、新たな動きが活発化しています。

本県の各都市がこれからも持続可能であり続けるために、これまでの都市づくりの基本的な考え方を継承しつつ、喫緊の課題への対応と新たな動きを機敏に取り入れた都市づくりを推進するため、次の20年間に向けた新たな都市計画の基本方針を策定します。

この福岡県都市計画基本方針を道標として、多様な主体が一体となって、県民に愛される豊かで暮らしやすい都市を目指します。

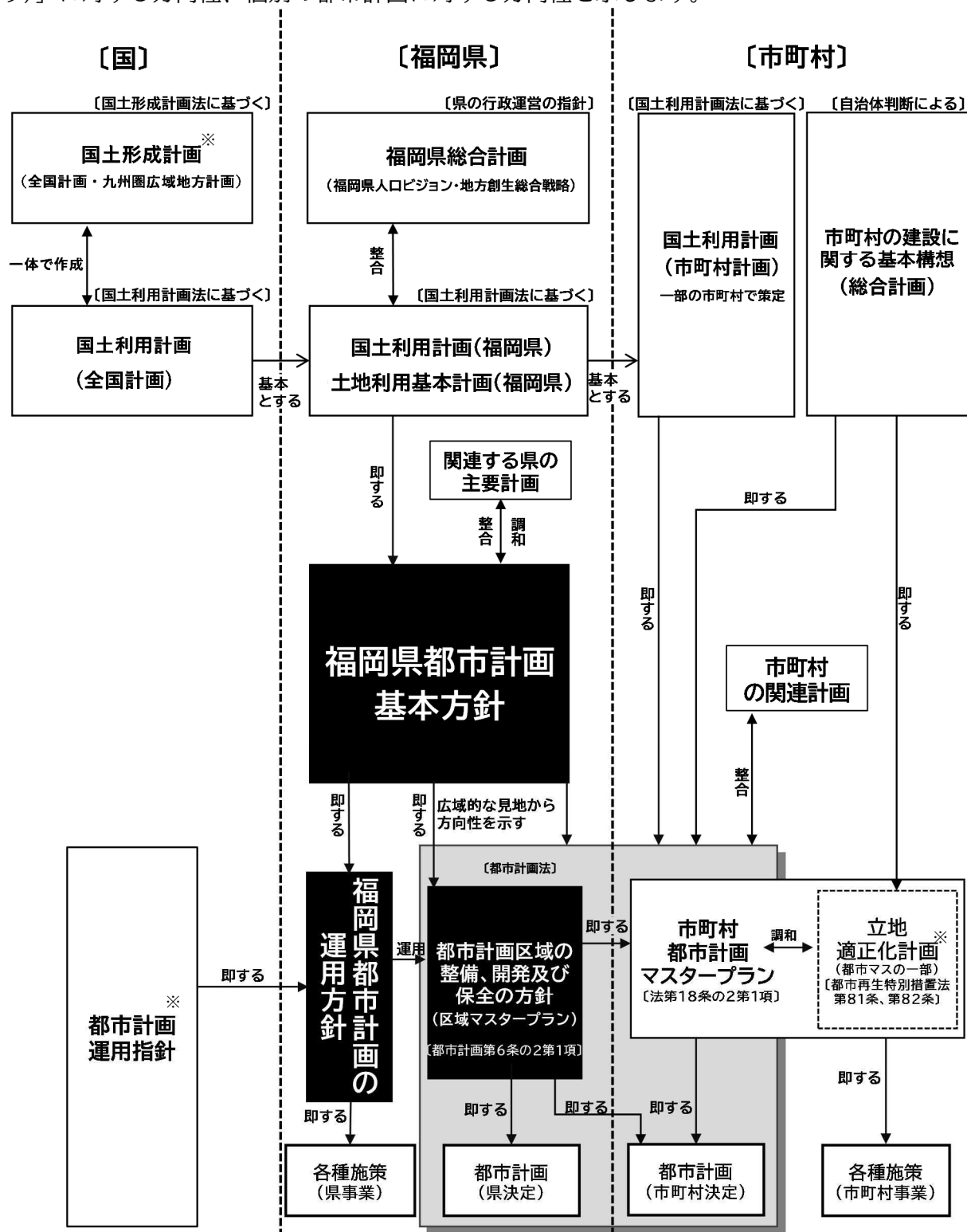
(2) 計画期間

本方針は令和7年度からおおむね20年後の都市の姿を展望して定めます。なお、都市計画に関する法令の変更や社会経済情勢、都市計画に関する新たな課題へ対応するため、おおむね10年程度で見直すこととします。



(3) 基本方針等の位置付け

本方針は、県全体の都市の将来像や県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針※（以下、「都市計画区域マスタープラン※」という）」に対する基本的な考え方、広域的な見地からの「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、「市町村都市計画マスタープラン※」という）」に対する方向性、個別の都市計画に対する方向性を示します。



■福岡県都市計画基本方針・運用方針・都市計画区域マスタープランの位置付け

(4) 福岡県都市計画基本方針の構成

本方針は以下に示す内容で構成しています。

■第1章 都市の現状と課題	
1-1 都市の現状	本県における近年の都市の動向や都市計画に関する特性を示しています。
1-2 これまでの都市づくりの評価	本県が行ってきたこれまでの都市づくりについて分析と評価を示しています。
1-3 都市づくりの新たな動き	近年の全国的な都市づくりに関する新たな動きを示しています。
1-4 都市の課題	本県における都市の現状、これまでの都市づくりの評価、近年の新たな動きを踏まえた都市の課題を示しています。
■第2章 目指すべき都市像	
2-1 都市づくりの目標	都市づくりの目標とそれを達成するための5つの視点を示しています。
2-2 圏域構造	本県における圏域構造を示しています。
2-3 目指すべき都市構造	本県における都市の課題や都市づくりの目標を踏まえた目指すべき都市構造を示しています。
■第3章 都市づくりの戦略	【戦略】目指すべき都市像を実現するための8つの戦略を示しています。 【取組方針】各戦略を実現するための方針を示しています。 【取組】取組方針に基づいた具体的な取組を示しています。 戦略は順番に関係なく、気になった戦略からお読みください。なお、互いに関連する取組方針については、各取組方針の末尾に「あわせて読みたい戦略（取組方針）」を記載しています。戦略8については全ての戦略と横断的に関わるため、あわせてお読みください。 取組には、都市計画手法以外の視点も記載しています。実際に都市計画に取り組む場合にどのような手法を用いるかは、取組方針の末尾にある「取組を推進するための都市計画手法等の例」を参照してください。

第1章 都市の現状と課題

本県を取り巻く社会経済情勢の変化や都市の動向を分析し、これまでの都市づくりの評価や新たな動きも踏まえながら、今後の都市づくりの課題を整理します。

1-1 都市の現状

(1) 都市の動向

①九州・山口地方の中心

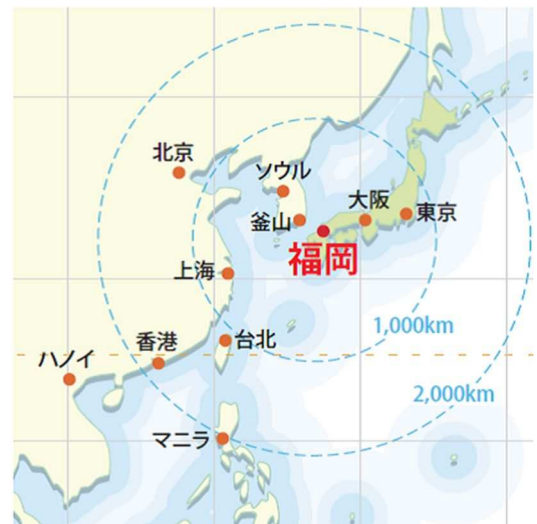
本県は九州の北部に位置し、九州と本州を結ぶ交通の要衝にあり、明治以降は四大工業地帯のひとつとして、また近年はアジアを主体とする国際戦略を展開する九州・山口地方の中心として機能しています。

○ アジアの玄関口（ゲートウェイ）としての発展を続ける福岡県

九州と本州を結ぶ交通の要衝となっている本県は、アジアへの玄関口としての都市の発展を続け、1,559万人（令和2年 国勢調査）を有する九州・山口地方の中心として成長しています。

九州・山口地方の他県が人口減少にあるなか、本県の人口はこれまで増加を続けており、県全体で約514万人（令和2年 国勢調査）と九州・山口全域の約33%を占めています。しかしながら、本県の人口も今後は減少傾向に転じていくことが予測されています。

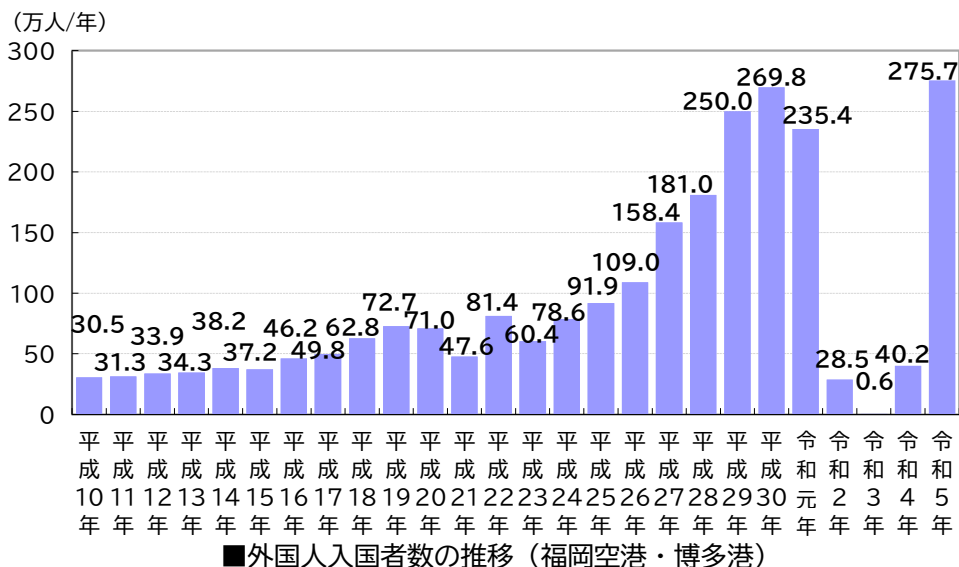
また、商業集積においても、県全体の販売額は22.1兆円（令和3年 経済センサス、年間販売額）となっており、九州・山口全域の51%を占める大商圏を形成しています。



○ アジアを主体とするグローバル戦略の展開

本県の目指すべき姿を示す「福岡県総合計画」においては、成長著しいアジアの活力を本県に取り込みながら、世界的な半導体拠点等の構築を図り、アジアとともに発展していくことで世界から選ばれる福岡県を実現していくことを目指しています。

本県への入国外国人数は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い一時的に下がりましたが、令和5年には270万人を上回り、順調に回復しています。アジアをはじめとした外国からの観光客を受け入れ、その活力を地域の発展に活かす必要があります。



出典：出入国管理統計（法務省入国管理局）

②九州における中枢都市の形成

本県は福岡市、北九州市の2つの政令指定都市を有し、約514万人となっています。特に福岡都市圏※は、九州の中枢都市として成長を続けています。

○ 九州の中枢都市形成

福岡都市圏は、九州の経済、行政、文化等の中枢機能の集積が進み、九州の中枢都市として成長を続けています。

○ 広域交通基盤整備等に支えられ、成長を続ける福岡都市圏

本県では、空港、高速道路、新幹線等の広域交通基盤や都市基盤※の整備が進み、特に人口が増加している福岡都市圏をみると、広域交通基盤整備が都市活動の発展、居住人口や就業人口の増加に結びついていることがうかがえます。

また、福岡市は大規模な再開発事業として天神ビッグバンや博多コネクティッド、九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくり※等の新たなプロジェクトを行っています。

③都市活力の低迷と都市再生への取組

昭和30年代以降の産業構造転換※のなかで都市活力が低迷している都市があり、経済及び社会の持続的な発展に視点をおいた都市型社会※への転換に取り組んでいます。

○ 産業構造転換に伴い、活力が低下している都市

かつて、石炭・鉄鋼等の工業生産は、本県の主要産業でしたが、エネルギー革命により石炭産業が衰退し、特に筑豊地域は深刻な打撃を受けました。その後、2度のオイルショック以降の社会経済情勢の変化のなかで、活力が低下している都市が発生しています。

○ 都市再生にいち早く取り組んでいる北九州都市圏

北九州市は高い工業集積・技術集積がありますが、社会経済情勢の変化に合わせた産業構造の転換が進まなかった等により、地域経済の低迷や人口流出がみられました。

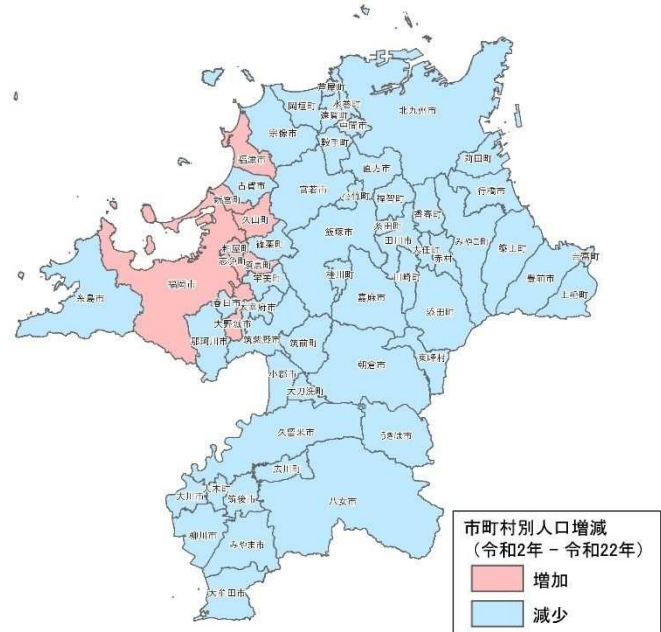
しかし、この克服を目指して、交通・物流施設をはじめとする都市基盤の整備や、都心・副都心、学術研究都市※の整備、環境産業の形成等、経済及び社会の持続的な発展に視点を置いた都市づくりに、いち早く取り組んできました。

近年では、コクラ・クロサキリビテーションのプロジェクトとしてSDGs※未来都市の実現につながるまちづくりや首都圏に集中する本社やデータセンター、政府機関等のバックアップ機能が集積する「バックアップ首都構想」、半導体関連企業の誘致等を目標に取り組んでいます。

県内の人口は、福岡都市圏において大きく増加した一方で、他の地域では人口減少が続き、県全体で高齢化が進行しています。

本県の人口は増加を続けており、この40年間で約58万人の増加となっています。特に、福岡市を中心とする地域の人口は約260万人に達し、今後もしばらく増加傾向が続くと予想されますが、その他の地域では人口が減少することが予測されています。

また、県政モニターアンケートの結果では、まちなかへの居住意向が6割程度存在し、10年前と比べて15ポイント増加しています。



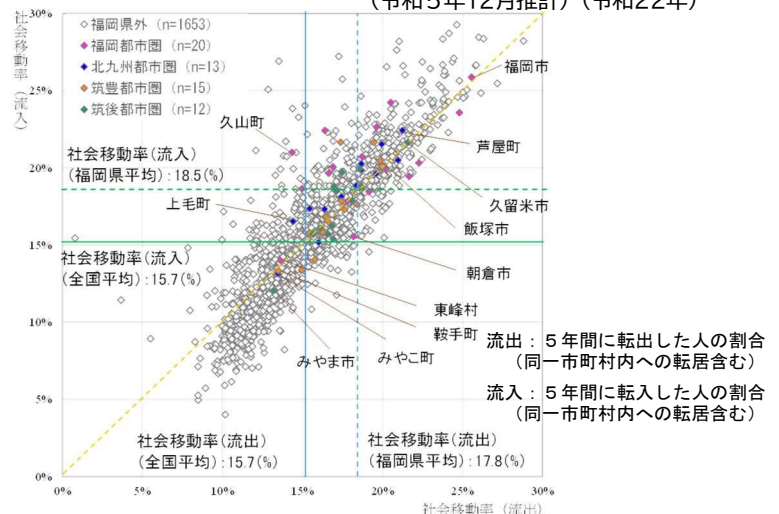
出典：国勢調査（令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値
（令和5年12月推計）（令和22年）

	県人口 (千人)	10年間の 伸び率
昭和55年	4,553	5.7%
平成2年	4,811	
平成12年	5,016	4.3%
平成22年	5,072	1.1%
令和2年	5,135	1.3%

A horizontal stacked bar chart comparing housing preferences between Heisei 24 (対象者: 300人) and Reiwa 5 (対象者: 363人). The x-axis represents the percentage from 0% to 100%. The legend indicates three categories: '住みたい' (Want to live) in blue, '住みたくない' (Don't want to live) in yellow, and '考えたことがない' (Don't know) in grey.

Year	対象者 (人)	住みたい (%)	住みたくない (%)	考えたことがない (%)
平成24年	300	47% (137)	36% (106)	17% (50)
令和5年	363	62% (224)	20% (71)	19% (68)

出典：「県政モニターアンケート調査報告書」福岡県
※まちなか：中心市街地（地域の中心となるところ。
人口が集中し、商業、行政、文化、交通施設等が集
まっているエリア）



※社会移動率（流出）＝（5年前当該市町村に居住し、現在、当該市町村以外
＋当該市町村内移動者）/当該市町村の平成27年居住地人口（国勢調査平成
27年総人口）

※社会移動率（流入）＝（現在、当該市町村に居住し、5年前当該市町村以外
＋当該市町村内移動者）/当該市町村の令和2年居住地人口（国勢調査令和2
年総人口）

※社会移動数（流出）及び社会移動数（流入）には、国内（国外）から国外
（国内）への移動人口は考慮していない（全国の平成27年居住地人口のう
ち、国外から移動してきた人の比率は約0.45％程度）。

※東京都特別区（23区）は1区の扱いとしている。また、令和2年人口が千人
未満の人口規模が小さい都市（計26村）は除いている。

※市町村界は令和2年10月1日時点

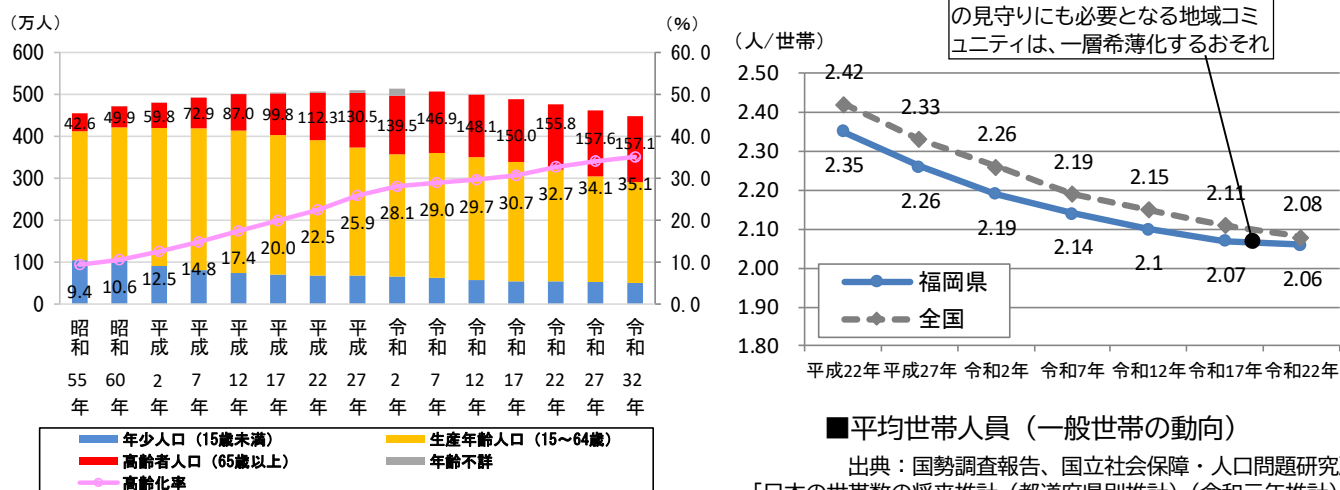
9

○ 急速な高齢化の進行

本県の65歳以上の人口は、昭和55年の42.6万人から令和2年の139.5万人と約97万人増加しています。

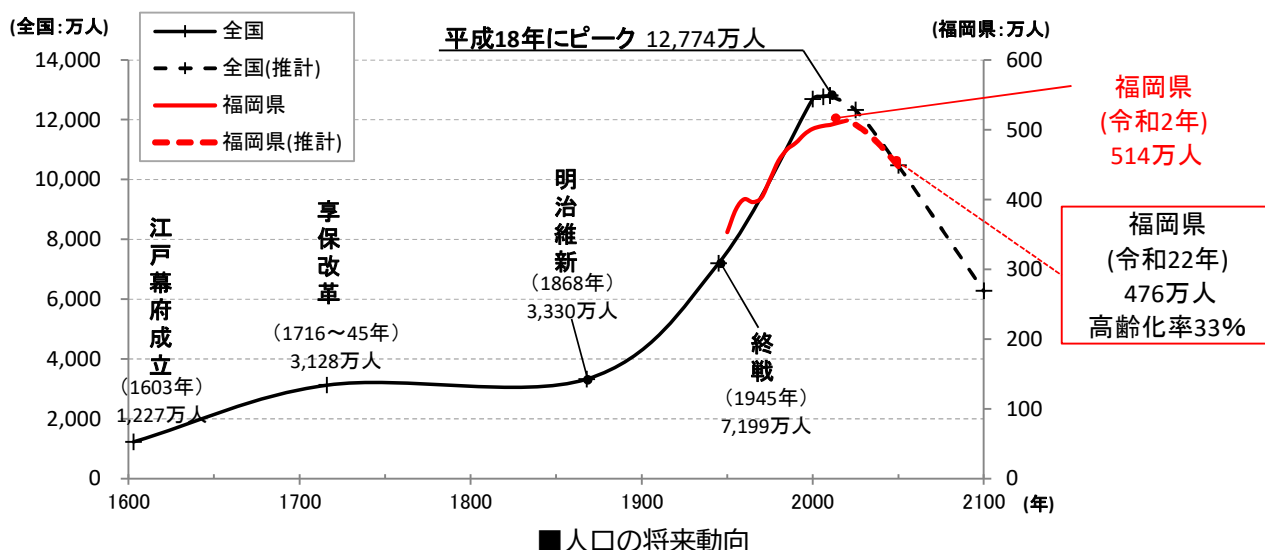
高齢化率は、昭和55年の9.4%から令和2年の28.1%（全国値28.8%）へ推移し、約19ポイント上昇しており、急速な高齢化がうかがえます。

本県の人口は令和2年を境に人口減少に転じており、平均世帯人員も減少することが見込まれています。高齢化率は令和22年頃には約33%程度に達するものと予測されています。



■ 年齢構成別人口の推移（福岡県）

出典：国勢調査報告、国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」



全国値：「現行国土計画の点検と国土利用のあり方に関する今後の課題（国土交通省）」をもとに、推計人口を国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年4月推計）-出生・死亡ともに中位」にて変更

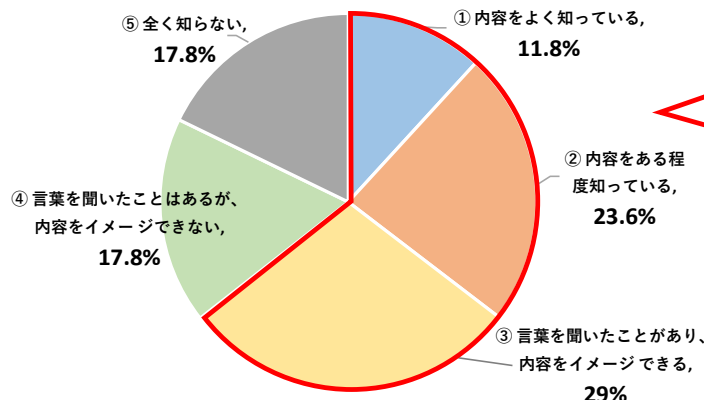
福岡県：実績値は「国勢調査報告」、「福岡県の人口と世帯年報」。推計人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」

⑤自然共生社会に対する意識の高まり

自然共生社会に対する県民意識の高まりがみられ、本県においても生物多様性の保全や環境への負担が少ない都市への移行等が求められています。

○ 生物多様性への意識の高まり

福岡県における生物多様性の認知度は約64.4%であり、都市化の進展に伴い、県内に残された良好な自然環境を保全していこうとする県民意識がうかがえます。



福岡県における
生物多様性の認知度は、
約64.4%

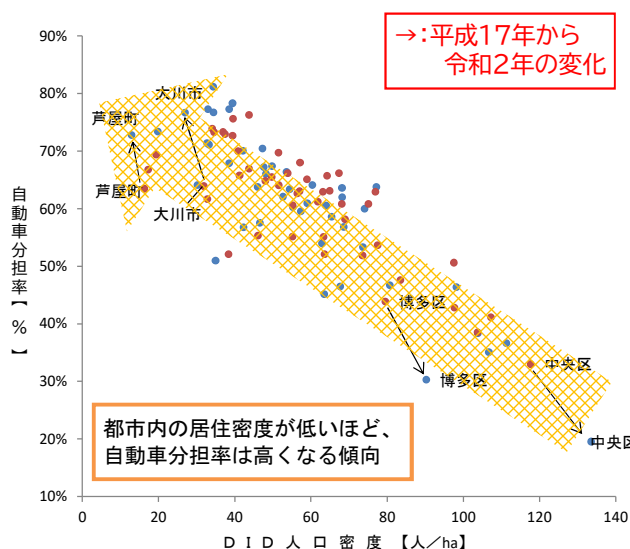
■県政モニターアンケートによる生物多様性認知度（福岡県）

出典：県政モニターアンケート調査報告書（令和4年度）

○ 都市の低密度化による環境への影響

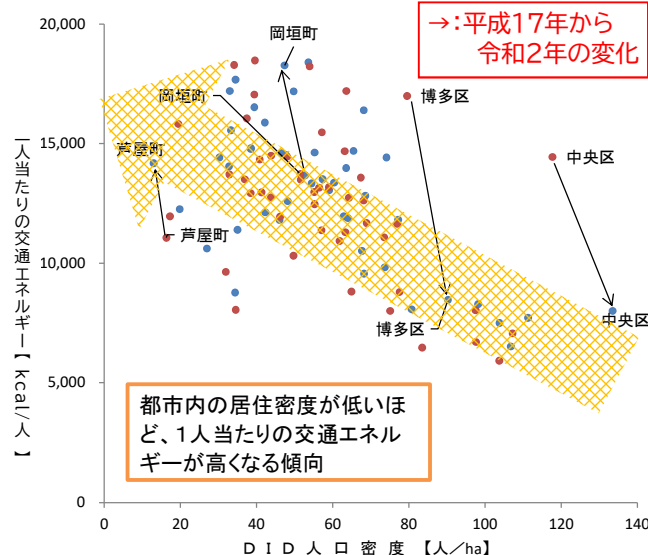
一方で、人口密度が低いほど自動車分担率※や一人当たりの交通エネルギー※が高くなる傾向にあり、都市の低密度化が環境へ与える影響が懸念されます。

自然環境資源は限りがあることを認識して、資源の有効活用やリサイクルの促進、周辺環境に配慮した廃棄物処理施設の整備等を通じた循環型社会※づくりを進めるとともに、居住密度を高める都市づくりやエネルギーの効率的利用、再生可能エネルギー※の導入、グリーンインフラ※の活用等による温室効果ガスの排出削減等、環境負荷※の軽減が求められています。



■人口密度と自動車分担率
（福岡県）

出典：「第5回PT調査検討資料、国勢調査」をもとに作成



■人口密度と一人当たりの交通エネルギー
（福岡県）

出典：「第5回PT調査検討資料、国勢調査」をもとに作成

⑥防災に対する意識の高まり

県民の防災に対する意識が高く、激甚化、頻発化する自然災害に対して生命や暮らしが守られた都市づくりが求められています。

○ 防災・減災※の都市づくり

近年、全国各地で激甚化・頻発化する豪雨や東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等により、甚大な被害を受けており、水災害、土砂災害、津波災害等に対応する防災・減災の都市づくりが求められています。

また、本県においては県民の災害に対する意識が高く、県政モニターアンケートでは自然災害に対する備えとして自宅周辺の災害リスクや避難場所を約7割が確認しており、また、災害に対応したまちづくりで重視すべき項目に土砂災害、浸水、地震が上位に挙げられています。



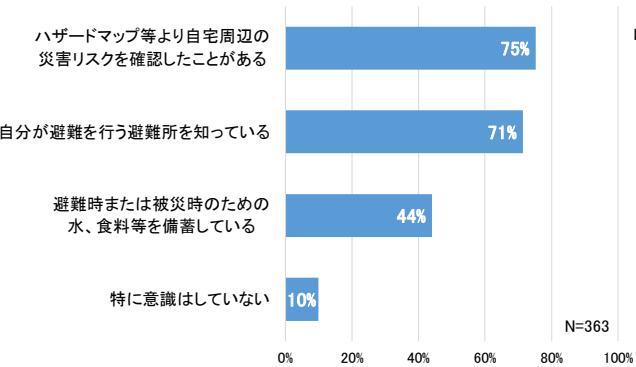
■前線に伴う大雨による被害状況
(令和元年)

出典：福岡県資料

■福岡県における災害履歴状況

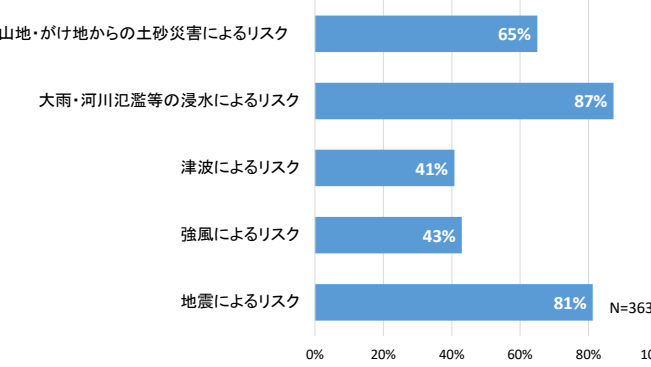
元号	月日	災害名	災害の種類	災害形態	県名	市町村など
平成17年	3月20日	福岡県西方沖地震(M7.0)	地震、火災	斜面崩壊、家屋倒壊他	福岡、佐賀、大分、長崎	福岡市、宇美町、古賀市、前原市
平成22年	7月10日～14日	梅雨前線による大雨	風水害	崖崩れ、河川決壊、家屋全壊	福岡 佐賀 大分 長崎 熊本 宮崎 鹿児島	福岡市、大野城市、春日市、那珂川市、筑紫野市、広川町、筑後市、北九州市、遠賀町、久留米市、朝倉市、小郡市、行橋市、苅田町、飯塚市、嘉麻市、直方市、小竹町、糸島市、みやこ町、桂川町、福智町
平成23年	6月10日～21日	梅雨前線による大雨	風水害	崖崩れ、浸水、球磨川洪水	福岡 佐賀 大分 長崎 熊本 宮崎 鹿児島	
平成24年	4月2日～3日	暴風	風水害	強風	福岡 長崎 熊本 宮崎	北九州市
平成24年	7月11日～14日	平成24年7月九州北部豪雨	風水害	土砂崩れ、崖崩れ、河川決壊	福岡 佐賀 大分 長崎 熊本 鹿児島	筑紫野市、大木町、みやこ町、直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、桂川町、香春町、添田町、川崎町、赤村、久留米市、うきは市、朝倉市、大刀洗町、柳川市、八女市、みやま市、筑後市、広川町
平成24年	9月15日～19日	台風第16号・大気不安定による大雨・暴風・高波・高潮	風水害	高潮、土砂崩れ、崖崩れ、河川決壊、浸水	福岡 佐賀 大分 長崎 熊本 宮崎 鹿児島	
平成26年	7月6日～11日	台風第8号・梅雨前線による大雨と暴風	風水害	強風、住家・人的被害	福岡 大分 長崎 熊本 宮崎 鹿児島	
平成28年	4月14日～4月16日	平成28年(2016年)熊本地震(M6.5・M7.3)	地震・風水害	住家・人的被害	福岡 佐賀 大分 長崎 熊本 宮崎	福岡市、大野城市、太宰府市、福津市、北九州市、豊前市、飯塚市、嘉麻市、桂川町、香春町、川崎町、筑前町、大刀洗町、大牟田市、八女市、筑後市、みやま市、大木町
平成29年	7月5日～7月6日	平成29年7月九州北部豪雨	風水害	住家・人的被害・筑後川洪水	福岡 佐賀 大分 長崎 熊本	北九州市、戸屋町、嘉麻市、添田町、久留米市、うきは市、朝倉市、東峰村
平成30年	7月5日～7月8日	平成30年7月豪雨・台風第12号	風水害	住家・人的被害・六角川洪水	福岡 佐賀 大分 長崎 熊本 宮崎 鹿児島	福岡市、筑紫野市、大野城市、北九州市、みやこ町、築上町、直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、添田町、久留米市、八女市
令和元年	8月27日～29日	前線による大雨	風水害	六角川洪水	福岡 佐賀 大分 長崎 熊本	久留米市、八女市、筑後市、広川町、うきは市
令和2年	7月3日～31日	令和2年7月豪雨	風水害	洪水、土砂災害	福岡 佐賀 大分 長崎 熊本 宮崎 鹿児島	北九州市、大牟田市、八女市、みやま市、久留米市、柳川市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、大刀洗町、大木町
令和3年	8月11日～19日	令和3年8月前線に伴う大雨	風水害	浸水	福岡 佐賀 長崎	久留米市
令和5年	7月7日～7月10日	令和5年7月豪雨	風水害	河川決壊・浸水・土砂災害・住家・人的被害	福岡、佐賀、大分	朝倉市、東峰村、添田町、久留米市、うきは市、八女市

出典：令和2年まで九州災害履歴情報データベース、令和3年は国土交通省資料、令和5年は内閣府資料を基に事務局で整理



■激甚化・頻発化する水災害や土砂災害、津波災害等に対応する「防災・減災のまちづくり」について（福岡県）

出典：「県政モニターアンケート調査報告書（令和5年度第5回）」
福岡県

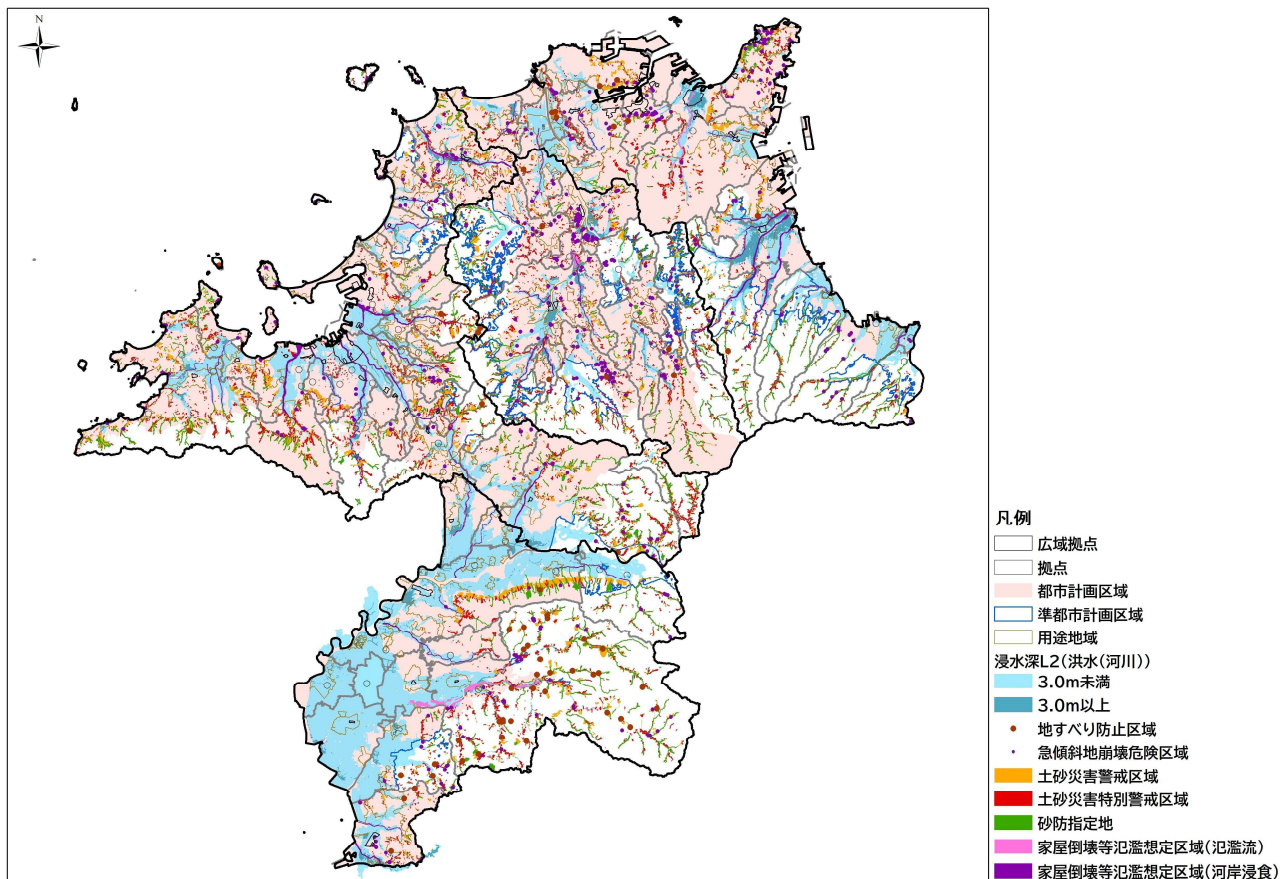


■今後の災害に対応したまちづくりで重視すべき項目（福岡県）

出典：「県政モニターアンケート調査報告書（令和5年度第5回）」
福岡県

また、東日本大震災における大津波による被害を教訓に、「津波防災地域づくり法（津波防災地域づくりに関する法律。平成23年法律第123号）」が制定されたことに伴い、「福岡県地域防災計画※」の改定が行われました。

さらに、国民の生命、身体及び財産の保護や災害による影響を最小化するための「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」が改正されました。本県においても、「福岡県地域強靱化計画」を定期的に見直し、事前防災及び減災に係る施策を推進しています。



■福岡県内の災害ハザード※状況図

出典：都市計画基礎調査、福岡県資料をもとに作成

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、従来の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。）が「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）」に改正され、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとなりました。今後は県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下この項において同じ）が盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等は県の許可の対象となります。

また、令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」では、比較的古い木造建築物が多く存在する地域において過去の地震被害と同様に、建築年代が古い木造建築物が倒壊又は大破する等被害が多く、かつ甚大となっています。

⑦産業団地の動向

県内の産業団地はインターチェンジや幹線道路付近に立地しており、多くが分譲済みで、今後も需要が見込まれる。

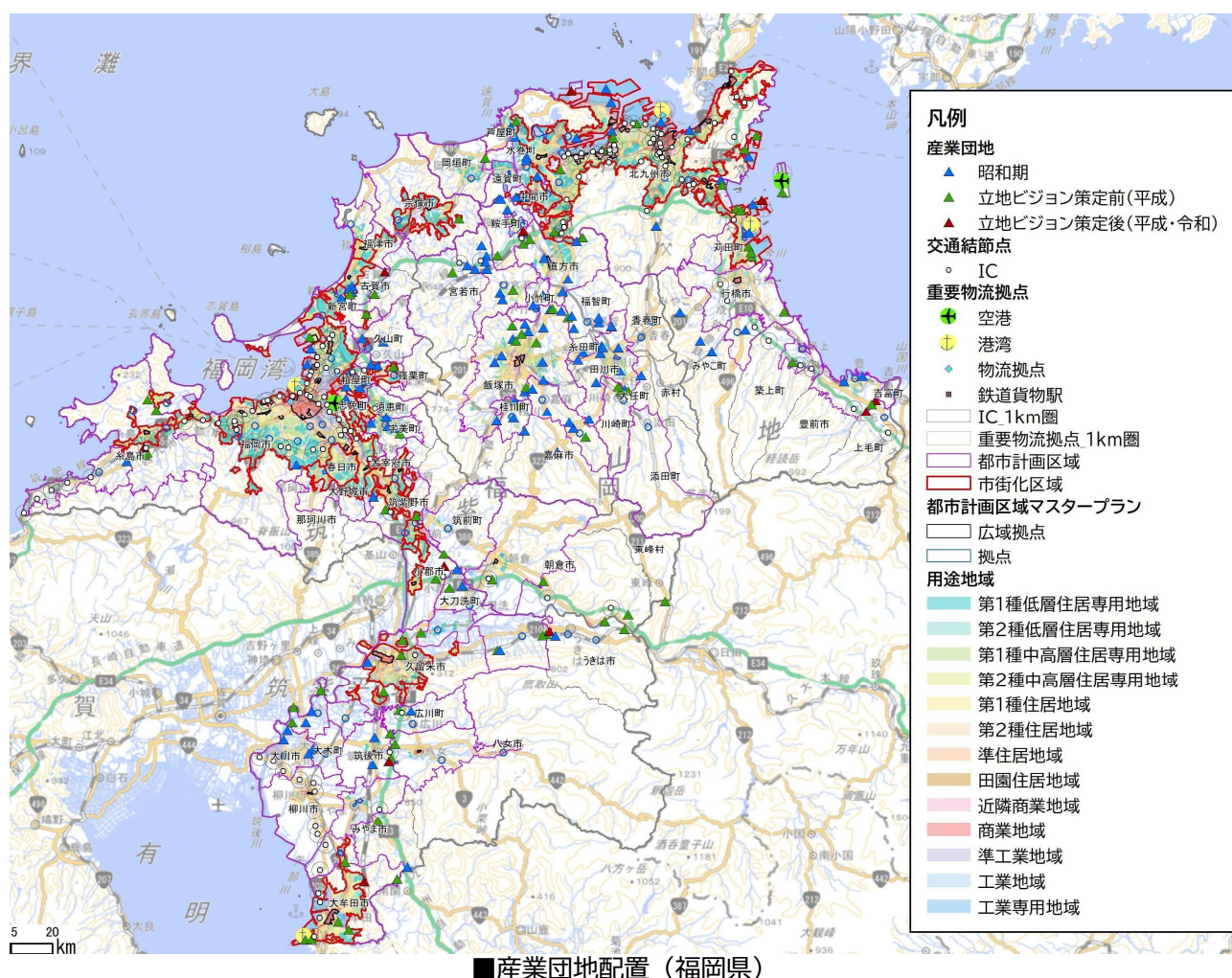
○ 都市圏毎の産業団地の特徴

本県の産業団地は昭和初期に造成され、その後も造成面積は年々増加傾向にあり、98.6%が分譲済み（令和4年12月時点）となっています。

都市圏別の産業団地数をみると、筑豊都市圏が83団地と最多、造成面積では北九州都市圏が県内の約50%と最も高くなっております。各都市圏で昭和期に造成された面積と令和4年時点の面積を比較すると、福岡都市圏が100%増（約2倍）、筑後都市圏が200%増（約3倍）となっています。

産業団地は8割以上が重要物流施設（港湾・空港・鉄道貨物駅・物流拠点）から5km以上離れた場所に立地しているものの、6割以上はインターチェンジから5km以内に立地しており、特に平成期以降の産業団地はその傾向が顕著です。

一方、地区計画※制度の活用や地域未来投資促進法に基づいた承認制度により、市街化区域※以外においても、産業立地が進む見込みです。



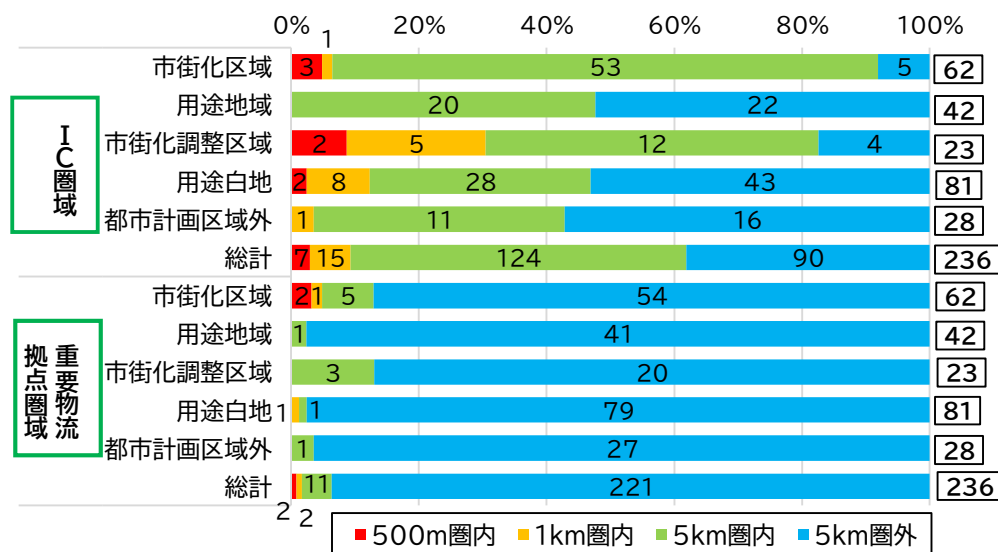
出典：福岡県の産業団地（令和4年度版）

単位:団地、千m²、%

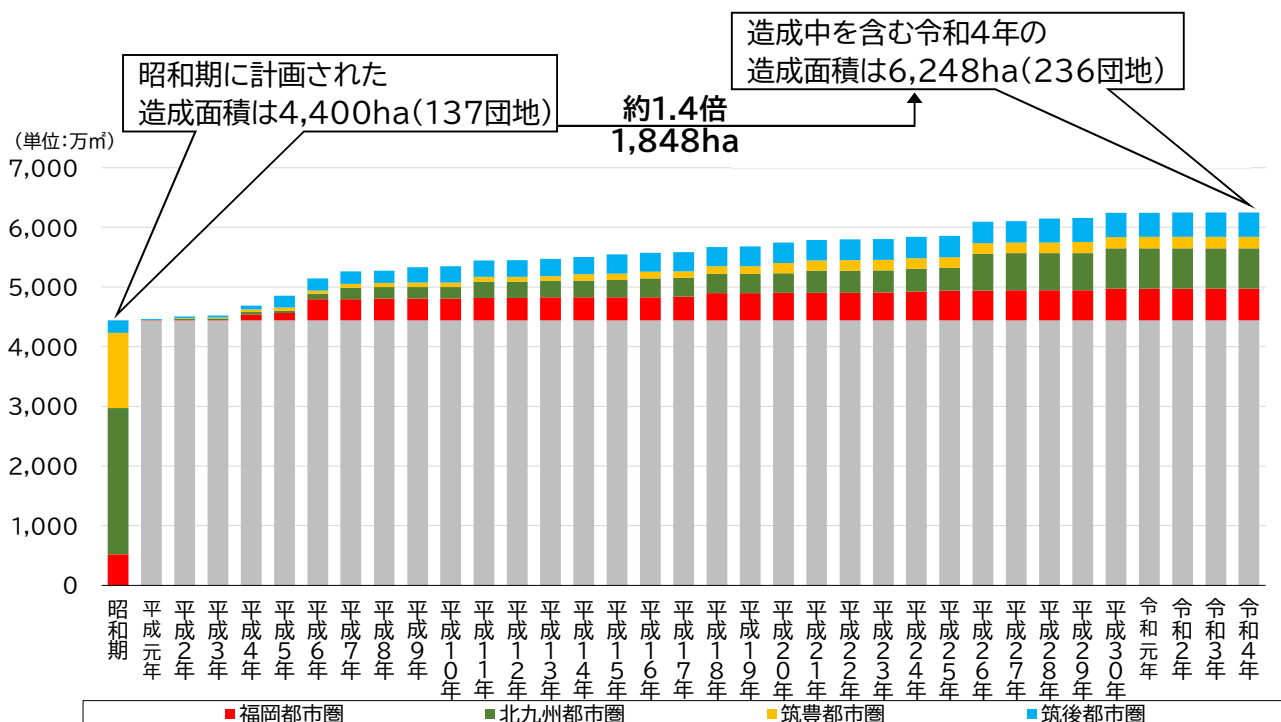
	産業団地数		造成面積	
福岡都市圏		46 19%		10,504 17%
北九州都市圏		60 25%		31,285 50%
筑豊都市圏		83 35%		14,514 23%
筑後都市圏		47 20%		6,181 10%
福岡県		236 100%		62,484 100%

■福岡県内の都市圏別産業団地数及び造成面積

出典：福岡県の産業団地（令和4年度版）



■産業団地とI.C・重要物流拠点との距離（福岡県）



■福岡県における産業団地の造成面積の推移と都市圏別の面積比

出典：福岡県の産業団地（令和4年度版）

⑧都市圏・都市行政の広域化

広域交通基盤整備等により人、物、情報等の交流圏の拡大や、汚水処理・ゴミ処理等での広域行政が行われています。

○ 広域交通体系の進展

近年の県内における広域交通体系の変化として、九州新幹線（鹿児島ルート）の全線開業、東九州自動車道（北九州市～宮崎県日南市間）の開通等があげられます。

これらの広域交通体系の進展に伴って、全県的な都市圏域構成の変化や都市内交通網の再編が進み、また新駅やスマートIC※等の整備に伴い、周辺部の土地利用に変化が生じています。



▲九州新幹線



▼東九州自動車道



■九州における広域交通体系

○ 交通基盤整備に伴う日常生活圏の広域化

市町村間の通勤依存率※5%以上の圏域（令和2年）をみると、福岡市への通勤依存率5%以上の圏域は、飯塚市、久留米市等を含む広域的な圏域となっています。

また、北九州市への通勤依存率5%以上の圏域においても同様に、宗像市や田川郡の一部等を含む広域的な圏域となっています。

これまでの交通基盤整備により、日常生活圏が広域化してきました。

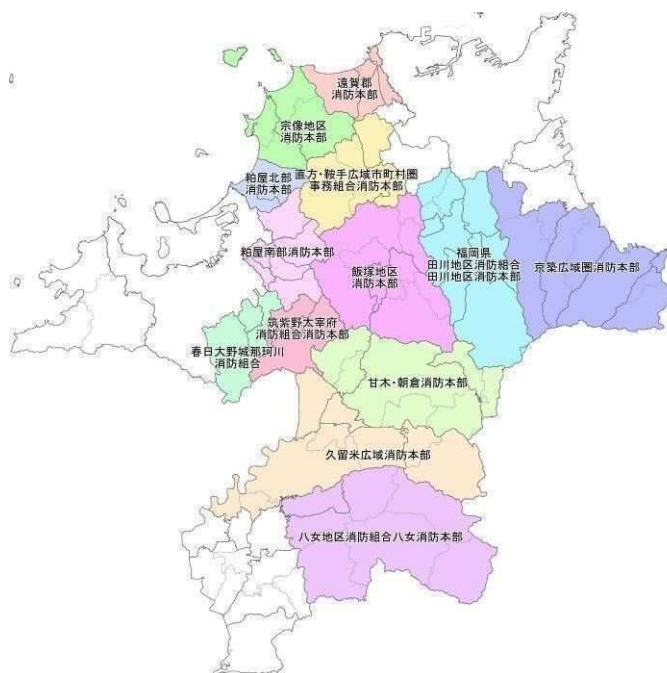


■主要都市への通勤依存率5%以上圏域（令和2年）

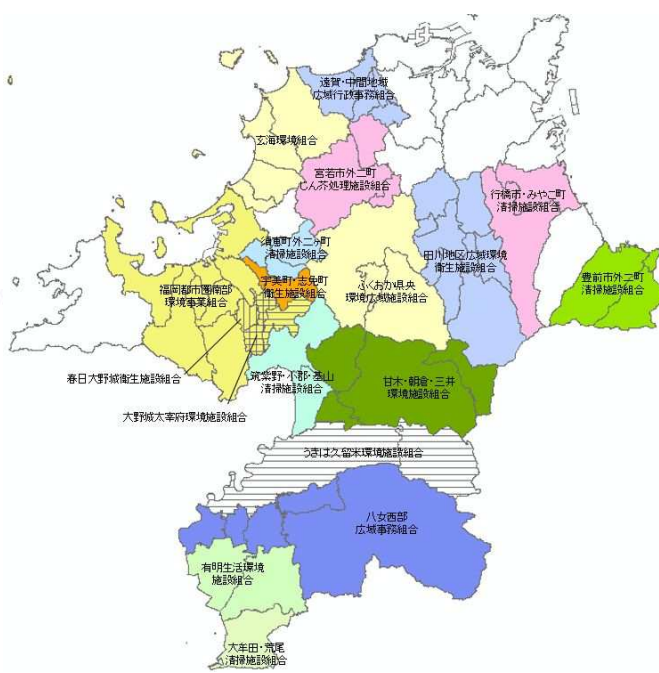
出典：国勢調査

○ 広域行政や地域連携の展開

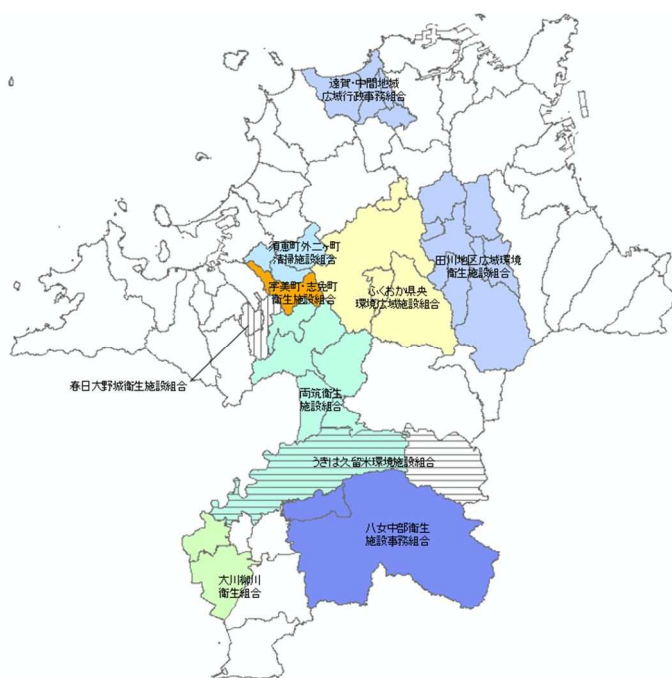
一部事務組合※等による事務の共同処理等による市町村の枠を超えた広域行政においても、地域連携の展開がみられます。また、市町村の枠を超えた計画づくりによる広域行政の展開もみられます。



■消防・救急



■ごみ処理



■し尿処理



■福岡県国土利用計画（第四次）

⑨住民の移動を支える公共交通

少子化に伴う人口減少や依然として進展するモータリゼーション、運転手不足等に伴い、バス路線の廃止・減便が進んでいます。また、「MaaS」※や自動運転といった新たなモビリティサービスの導入に向けた動きが活発化し、「モビリティ革命」とも言える変化が生じつつあります。

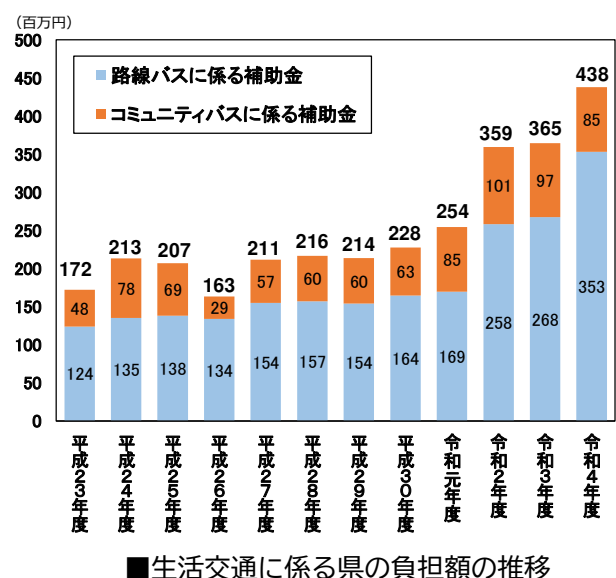
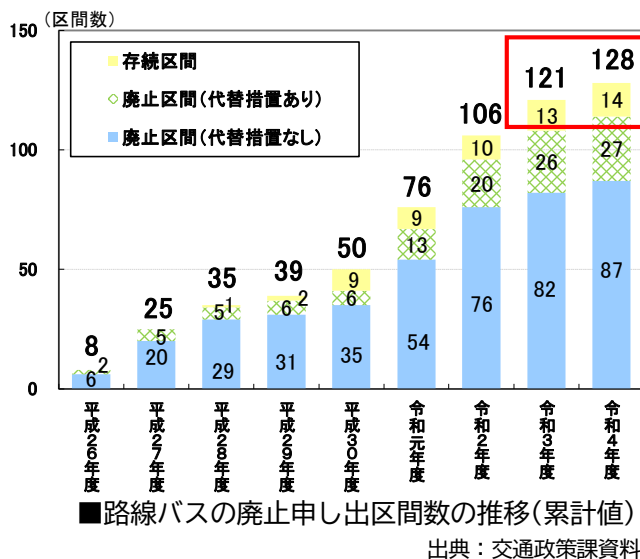
○ 少子化の進行に伴う人口減少やモータリゼーションの進展、運転手不足等に伴う利用者減少

日常生活を営む上で、通勤・通学、買い物、通院等のための移動は必要不可欠ですが、本県においても、特に地方部において、少子化の進行に伴う人口減少やモータリゼーションが進み、郊外の道路沿道に店舗が集積するなど都市機能※の分散や居住地域の拡散等がみられます。

その結果、自家用車利用が増加する一方で、公共交通の利用者は減少しており、運転手不足等も相まって公共交通の廃止や減便が進んでいます。

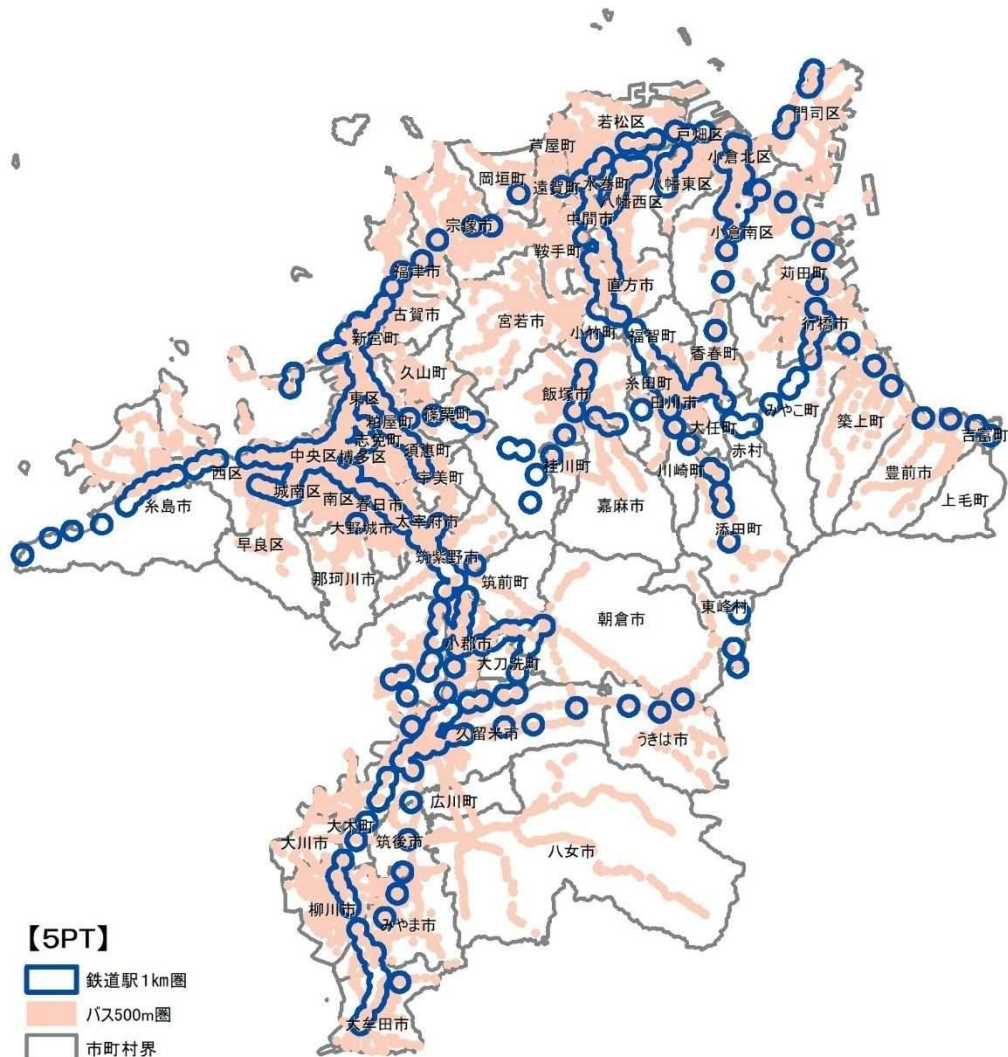
例として、路線バスに関する最近5ヵ年（平成30年度～令和4年度）の状況をみると、12区間は補助金等により存続、21区間はコミュニティバス※等による廃止後の代替措置が講じられる一方、56区間は代替措置なく廃止に至っています。補助金等による存続区間や代替措置を講じる区間が増加していることから、最近5ヵ年（平成30年度～令和4年度）の生活交通に係る本県の負担額は2倍程度まで増加しており、今後も、さらなる路線の廃止や路線維持のための負担増が懸念されます。

このような状況が続けば、自家用車を自由に使えない住民には大変生活しにくい環境となることから、生活交通の維持確保は、本県においても大きな課題の一つとなっています。



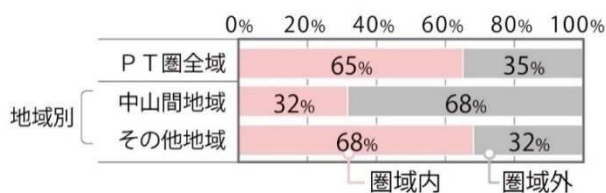
本県の公共交通を利用しやすい圏域は、カバー人口割合でみると鉄道が65%、バスでは96%となっていますが、中山間地域に限定すると鉄道が32%、バスが83%とPT圏全域よりも低く、バス路線の廃止や統合等の影響が伺えます。

このような状況は、公共交通の利用者減少につながり採算性の悪化やさらなる公共交通の廃止、公共交通存続のための赤字補填の増加といった悪循環を生じさせるおそれがあります。



■公共交通圏域（鉄道1km バス500m）

出典：「第5回北部九州圏パーソントリップ調査検討資料」を基に作成



■鉄道駅1km圏域カバー人口割合

出典：第5回北部九州圏パーソントリップ調査検討資料



■バス停500m圏域カバー人口割合

出典：第5回北部九州圏パーソントリップ調査検討資料

※PT：パーソントリップの略、
中山間地域：（農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域）
その他地域：（中山間地域以外の地域）

⑩住民参加による都市づくり

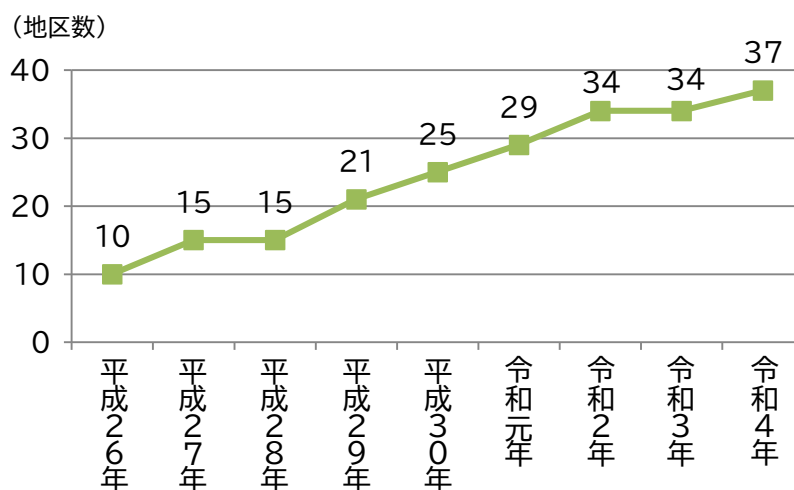
地域住民と行政の協働※による取組機会が増え、都市づくりへの参加意識が高まっています。

○ 地域住民の都市づくりへの参加意識の高まり

地域住民と行政が互いに役割と責任を認識しながら行う、地域住民と行政の協働による都市づくりが、都市計画や景観、防災等をテーマとして県内各地で進められ、これに対する参加意識が高まっています。

都市計画が円滑かつ的確に決定され、その内容が実現されるためには、決定された都市計画が、まちづくりのルールとして住民に共有されることが必要であり、身近なまちづくりについて主体的に参画しようとする動きが広がるなかで、これまで以上に都市計画への住民参加を、実効性のあるものとするのが求められています。

このため、地域住民に対して、都市計画制度についての理解を深めると同時に、まちづくりに参画しやすい環境の整備に資するよう、都市計画に関する知識の普及、情報や住民参加の場の提供等に努めることが重要となっています。



■福岡県における都市計画提案制度提案地区数の推移

出典：都市計画年報

(2) 県内の都市計画の状況

①都市計画区域※

本県では、14区域（28市23町）を都市計画区域に指定しております。都市計画区域は県全体面積の約61%を占め、区域内に県人口の約95%が居住しています。

ア 都市計画区域の役割

都市計画区域は、市又は政令要件に該当する町村を対象として、中心の市街地を含みかつ自然的・社会的な現況動向を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域に県が指定するものです。

この都市計画区域の指定により、開発・建築行為等の規制を通じて、土地利用を誘導することが可能となります。また、面的な市街地開発事業※や都市施設※の整備、立地適正化計画による誘導等を行うことにより、良質な都市空間形成を図ることが可能です。

<政令要件：都市計画法施行令第2条>

- ①人口1万人以上、かつ、商工業等都市的業態に従事する者の数が全就業者数の50%以上である。
- ②おおむね10年以内に①に該当する見込みがある。
- ③中心の市街地を形成している区域内の人口が3千人以上である。
- ④温泉等の観光資源があり多数人が集中するため、特に都市環境の形成を図る必要がある。
- ⑤災害等により市街地を形成する相当数の建物が滅失し、市街地の健全な復興を図る必要がある。

<都市計画区域の効果>

- ①開発行為※の制限
(3,000㎡以上のものは許可制)
- ②建築規制の適用
(建築確認申請等が必要)
- ③土地取引の届出
(5,000㎡以上が届出対象)
- ④立地適正化計画の届出
(誘導区域外の一定の開発行為や建築等行為)

注) 都市計画区域外では開発区域の面積が1ha以上（10,000㎡以上）は開発許可※が必要

ただし準都市計画区域※内では3,000㎡以上は開発許可が必要

注) 立地適正化計画を策定している県内市町村数：18市町村（令和6年3月現在）

イ 都市計画区域の指定状況

本県の都市計画区域の指定状況について、市街化区域と市街化調整区域※の区域区分を行っている線引き※都市計画区域が4区域（16市6町）、非線引き※都市計画区域が10区域（16市17町）となっております。あわせて都市計画区域としては14区域（28市23町）で指定しており、県全体面積の約61%を占め、同区域には県人口の約95%が居住しています。

指標出典：区域数、該当市町村数、面積等については福岡県資料（令和5年3月31日現在）

人口については、令和2年国勢調査及び都市計画現況調査（令和5年3月31日現在）を基に集計

②準都市計画区域

本県では、25区域（13市10町）を準都市計画区域に指定しております。

ア 準都市計画区域の役割

準都市計画区域は、都市計画区域外において、土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる一定の区域について、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都市計画法」という。）第5条の2の規定に基づき、県が指定するものです。

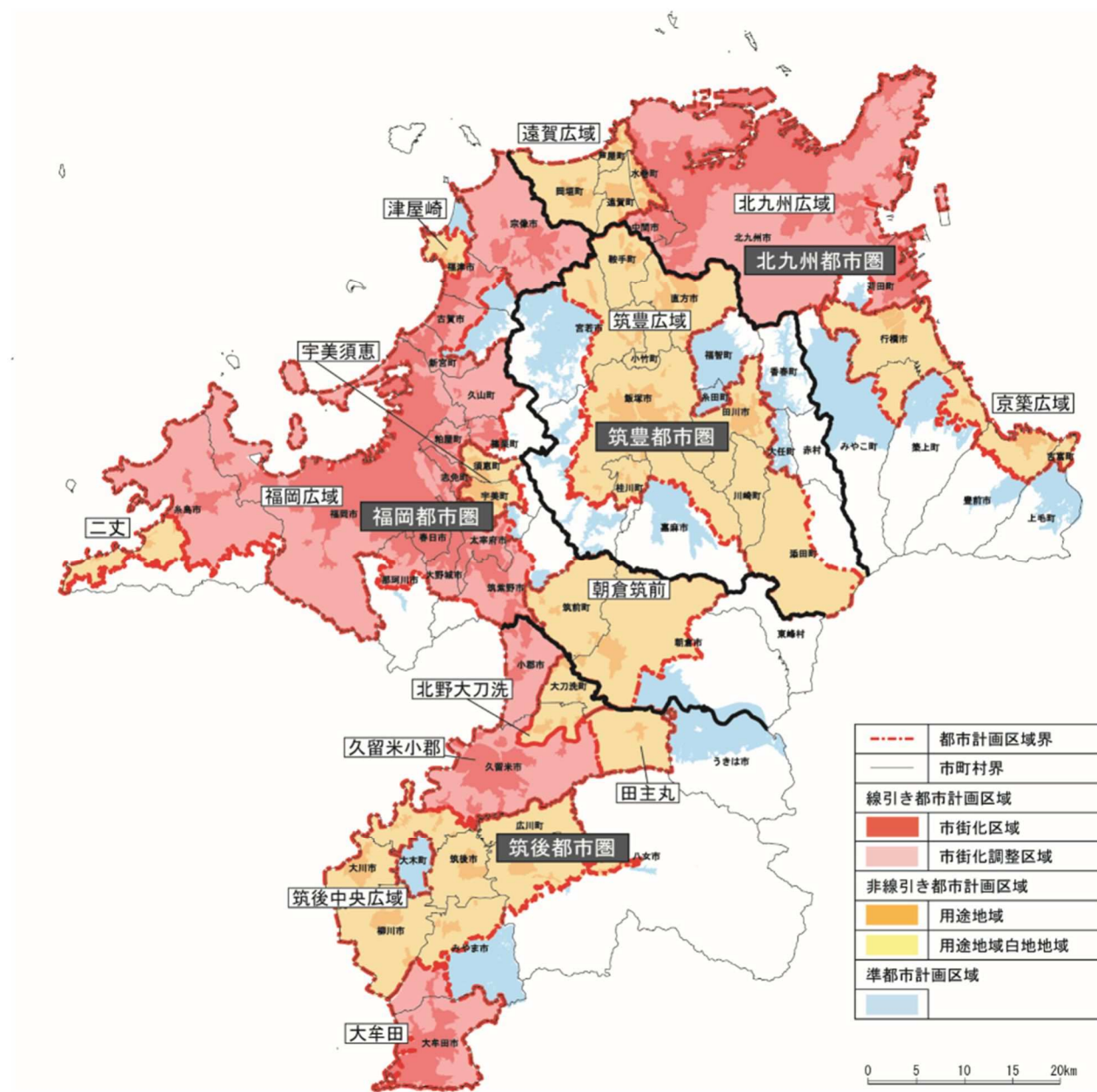
本県においては大規模集客施設※の立地抑制のため、平成20年3月に準都市計画区域を広域に指定しました。なお、準都市計画区域は土地利用の整序や環境の保全を目的としていることから、都市計画区域とは異なり都市施設や市街地開発事業の都市計画決定は行えません。

イ 準都市計画区域の指定状況

本県の準都市計画区域は、25区域（13市10町）で指定しており、県全域面積の約9.5%を占め、同地域には県人口の約3%が居住しています。

指標出典：区域数、該当市町村数、面積等については福岡県資料（令和5年3月31日現在）

人口については、令和2年国勢調査及び都市計画現況調査（令和4年3月31日現在）を基に集計



■都市計画区域・準都市計画区域指定状況（令和5年4月現在）

出典：都市計画基礎調査

③区域区分制度※

本県では、4の都市計画区域で区域区分が行われており、都市計画区域全体の約60%を占めています。区域区分（線引き）制度により、人口集積等の一定の効果がみられます。

ア 区域区分の役割

区域区分（線引き）は、無秩序な市街化を防止し、計画的・効率的な市街化を図るとともに、自然環境の保全、農林漁業との調和を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つに区分し、都市の健全な発展を目指すために定められるものです。

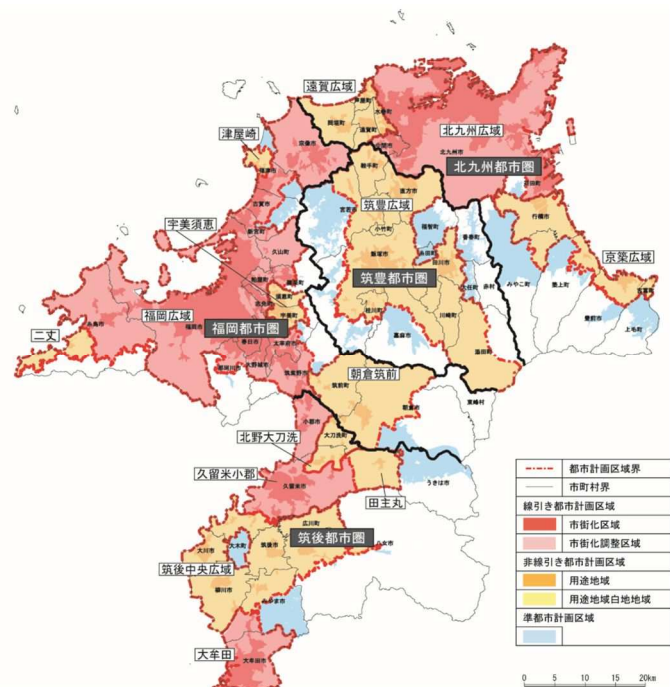
本県においては、1,559万人を有する九州・山口ブロック中心圏として増加を続ける人口や開発圧力をコントロールする手法として、区域区分の決定を行ってきました。

これにより、市街化区域内においては、人口や都市機能の集積と社会基盤の整備を進めるとともに、市街化調整区域内における自然環境や営農環境等の保全を行ってきました。

イ 区域区分の決定状況

本県においては14の都市計画区域のうち4の都市計画区域で区域区分が行われています。区域区分がなされた都市計画区域の面積は約16万haで、都市計画区域全体の約60%を占めています。

また、市街化区域内の人口は約371万人に達しており、市街化区域内の人口密度は約60人/ha（グロス※）となっています。



■区域区分の決定状況（令和5年4月現在）

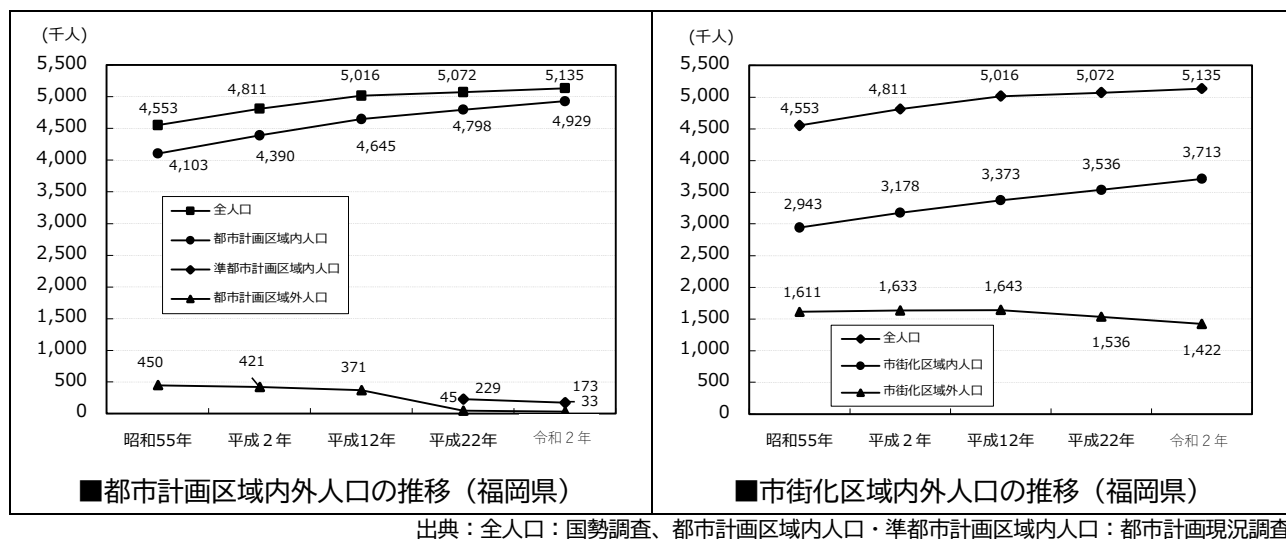
出典：都市計画基礎調査

○ 一定の効果がみられる線引き制度の運用

本県の都市計画区域内人口の推移をみると増加傾向（昭和55年の410.3万人から令和2年の492.9万人で82.6万人の増加（約20%増加））にありますが、都市計画区域外の人口は減少（昭和55年の45.0万人から令和2年の20.6万人（準都市計画区域内を含む）で24.4万人減少（約54%減少））となっています。

また、市街化区域内人口は増加傾向、市街化区域外人口は横ばい傾向で、市街化区域の人口密度（グロス）は約60人/ha（令和2年）となっており、線引き制度運用による人口集積、人口密度のコントロールには一定の効果がみられます。

指標出典：令和2年国勢調査及び都市計画現況調査（令和5年3月31日現在）を基に集計



○ 当面人口増加基調にある福岡都市圏の適正な市街地形成

福岡都市圏は九州全域の中核都市として発展を続けてきており、近年の広域的な交通基盤等の充実により人口増加及び都市化圧力^{*}の拡大が進展しています。

今後もこの都市化圧力が当面は続くことが予想されることから、市街地縁辺部や広域道路の沿道部、郊外駅の縁辺部におけるスプロール^{*}的開発やミニ開発^{*}の発生、さらには開発に伴う自然環境・田園環境の減少等が懸念されます。

現在の区域区分の決定状況をみると、福岡都市圏の大半の都市計画区域で区域区分が決定されていますが、一部、区域区分が決定されていないところもあり、非線引き用途白地地域^{*}が存在します。このような地域における都市化圧力の拡大によるスプロール^{*}的開発やミニ開発^{*}に対しては、区域区分制度や地区計画等による適正な市街地形成の検討が必要です。

○ 都市活力減少基調にある都市の適正な市街地形成

都市化圧力が沈静化し都市活力が減少基調にある都市においては、スプロールの抑制施策としての区域区分の必要性は少なくなっているといえます。

しかしながら、少子高齢社会への対応、市街地の良質化、厳しい財政状況等を勘案すると、既成市街地^{*}への公共投資の集中の必要性は、ますます高くなってきています。

そのため、今後とも区域区分を継続することにより、効率的な都市基盤の整備、自然環境及び身近な緑を保全し、都市の質的向上を図っていく必要があります。

○ 都市内における自然環境・営農環境の保全

安定・成熟した都市型社会においては、既成市街地の再整備と並んで、市街地や郊外部に残された緑地等の貴重な自然環境や田園景観、美しいまち並み等の保全・創出を図り、質の高い都市環境を確保することが重要な課題となります。質の高い都市環境を維持していくうえで区域区分は依然として有効な手段であり、区域区分の保持が必要と考えられます。

○ 集約型の都市づくり^{*}に向けた土地利用誘導

非線引き都市計画区域の用途白地地域においては、開発や建築に対する規制が十分でないことから、集約型の都市づくりに向けた土地利用誘導施策が機能しにくい状況にあり、各種施策の効果を高めるため、地域の実態を踏まえ、区域区分制度や特定用途制限地域^{*}等の導入を検討することが必要です。

○ 市街化調整区域における開発圧力

福岡都市圏を中心とした人口増加による住宅需要の高まりや、交通インフラ整備による市街地部へのアクセス性の向上、市街地よりも割安な土地価格、農地転用など、市街化調整区域における開発圧力は高まっています。

無秩序な開発防止と計画的な市街地形成のため、本県では、市街化調整区域の土地利用に関する保全及び整備の方針について市町村が定める「市街化調整区域整備保全構想」や「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」等の策定を促進しています。

④都市施設整備の状況

都市施設及び市街地開発事業等の都市基盤の整備においても、着実な整備がなされてきました。また、未着手であるものについては必要性の再検証にも着手しています。

○ 都市施設整備は着実に進捗

都市計画施設の整備状況をみると、都市計画公園の供用率（福岡県72.6%、全国71.7%（いずれも令和5年3月31日現在））、及び下水道処理人口普及率（福岡県84.3%、全国平均81.4%（いずれも令和6年3月31日現在））は、全国平均並みの水準となっています。

都市計画道路は、用途地域※内での配置密度が2.7km/km²で、改良率※（福岡県68.0%（令和5年3月31日現在））は、全国平均67.7%（令和5年3月31日現在）並みの水準となっています。

指標出典：都市計画道路、都市計画公園は「都市計画現況調査（令和3年3月31日現在）」
下水道処理人口普及率は国土交通省資料

○ 未着手の都市計画道路について社会経済情勢の変化を踏まえた必要性を再検証

これまで未着手となっている都市計画道路については、人口減少等の社会経済情勢の変化を踏まえた必要性の再検証を各市町村で実施し、見直しが必要と考えられる路線については都市計画変更の手続きを進めています。

⑤個性を育む都市づくりの状況

景観法（平成16年法律第110号。以下「景観法」という。）の施行を契機とした河川流域等における広域的な景観計画の策定や市町村での景観計画の策定、歴史や文化的な景観資源を保全・活用していく取組等も進んでいます。

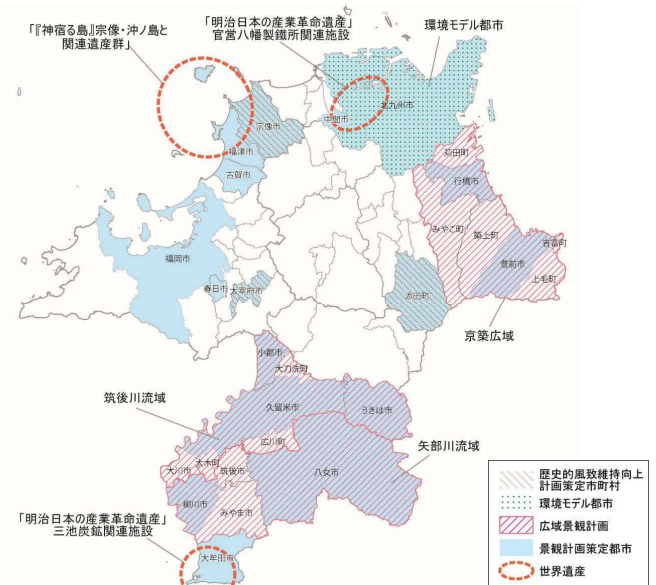
○ 景観法に基づく景観形成の取組

平成16年の景観法施行を契機として、筑後川流域景観計画、矢部川流域景観計画、京築広域景観計画等、市町村の枠組みを超え、連続性に配慮した計画づくりと運用を進めています。

また、多くの市町村においても、景観計画の策定が進んでおり、良好な景観形成の取組がなされています。

○ 個性を活かした地域づくりの進展

歴史や文化的な資源を活かした地域づくりの取組として、世界遺産を活かした取組や伝統的建造物群保存地区制度による歴史的集落や町並みの保存の取組、歴史的風致維持向上の取組、環境首都※を目指す北九州市の取組等が進んでいます。



■特色ある地域づくりの状況(一部)
(令和6年10月1日現在)

■景観計画策定状況（福岡県）

種別	広域景観計画（福岡県）	市町村の景観計画
策定数（件）	3件	17件
備考	「筑後川流域景観計画」(平成23年1月) 「矢部川流域景観計画」(平成21年7月) 「京築広域景観計画」(令和4年4月 一部変更)	【策定済みの市町村】 北九州市、豊前市、八女市、久留米市、 太宰府市、うきは市、福岡市、柳川市、 大牟田市、中間市、福津市、宗像市、 行橋市、小郡市、古賀市、添田町、 春日市

出典：事務局作成

1-2 これまでの都市づくりの評価

(1) 大規模集客施設の立地に関する分析と評価

広域的観点から大規模集客施設の適正立地を図るため、従来の「大規模集客施設の立地ビジョン」に公共交通軸※を加えた「大規模集客施設の立地基準※」として改定（H28年）し、大規模集客施設の集約を促進しています。

①「大規模集客施設の立地基準」の運用

本県では、中心市街地再生検討委員会の提言（平成18年4月）を受けて、「街なか居住の推進」、「街なか集客力の向上」、「大規模集客施設の適正立地」の3つの施策を柱として、まちなか再生を進めてきました。

大規模集客施設の適正立地を進めるに当たっては、その基本的な考え方を明らかにし、用途地域の変更や地区計画の策定等、都市計画の手続きと併せて進めることが効果的であることから平成19年6月に「大規模集客施設の立地ビジョン」として全国に先駆けて策定しました。

また、平成20年12月に、都市づくりの基本となる「都市計画区域マスタープラン」に「広域拠点※」や「拠点※」を位置付け、土地利用方針を明記し、法定計画として位置付けました。

平成27年10月に福岡県都市計画基本方針を見直し、人口減少社会に向けた対応として、これまでの拠点形成の考え方に加え、各拠点を効率的に接続する公共交通軸を設定し、これまでの拠点を中心とした都市づくりから「拠点」と「公共交通軸」による集約型の都市づくりへ拡充を図ることとしました。その後、平成28年12月に大規模集客施設の立地基準を福岡県都市計画の運用方針に盛り込み、平成29年1月に「都市計画区域マスタープラン」を改定しました。

大規模集客施設が「広域拠点」外に立地する場合の都市計画の変更に際しては、「大規模集客施設の立地に係る都市計画変更案に対する評価ガイドライン」により都市構造ならびに土地利用の外部性からの観点から、広域的な影響に対して立地評価を行っています。

■福岡県中心市街地再生検討委員会提言（平成18年4月）



「街なか居住の推進」、「街なか集客力の向上」、「大規模集客施設の適正立地」の3つを施策の柱として、まちなか再生を進めることを提言。

■大規模集客施設の立地ビジョン策定（平成19年6月）



床面積10,000㎡を超える商業・娯楽系施設等広域的な影響が考えられる施設については、設定された広域拠点内にのみ立地を許容。

■大規模集客施設の立地誘導方針を法定計画として位置付け（平成20年12月）



都市計画法第6条の2に基づく「都市計画区域マスタープラン」に「広域拠点」や「拠点」を位置付け、土地利用方針を記載、法定計画として位置付け。

■都市計画基本方針に公共交通軸の位置付け（平成27年10月）



拠点を中心とした都市づくりから「拠点」と「公共交通軸」による集約型の都市づくりへ拡充することを都市計画基本方針に明記。

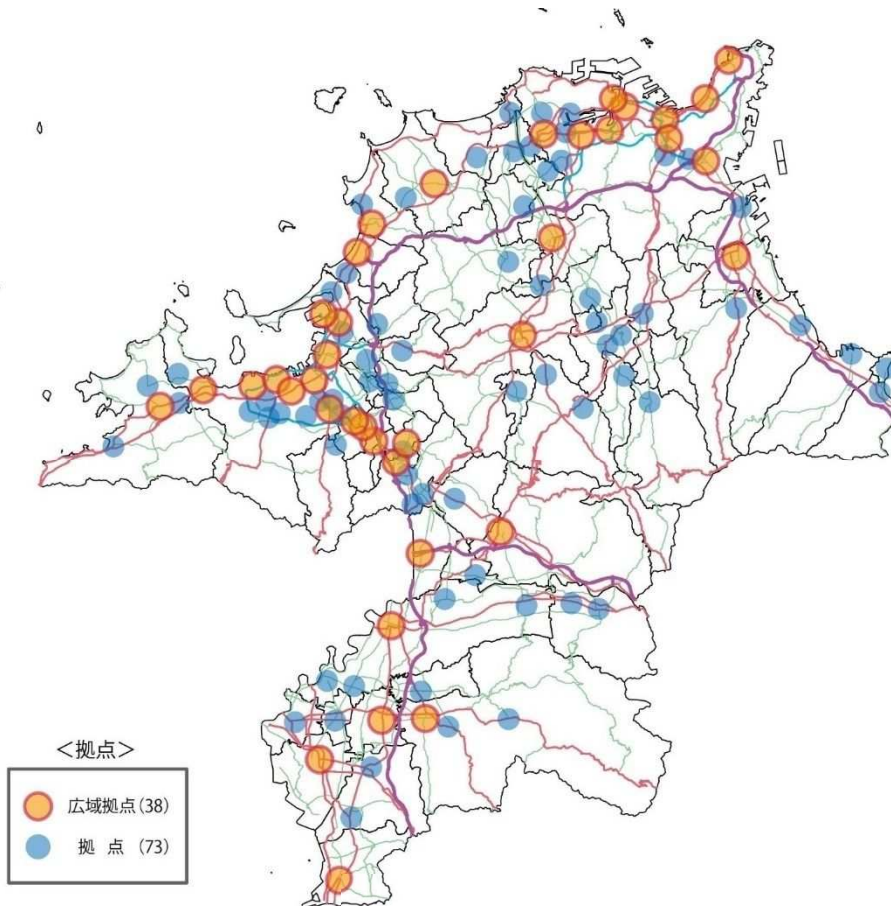
■大規模集客施設の立地基準を設定（平成28年12月）



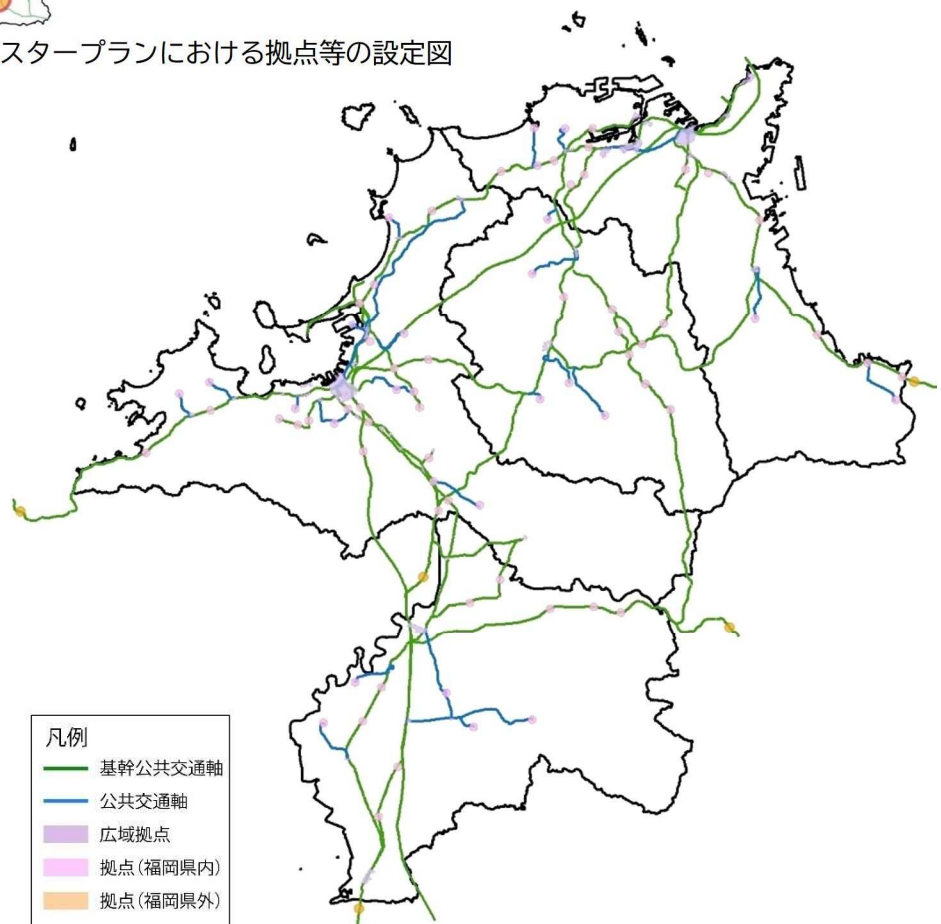
大規模集客施設の立地基準を福岡県都市計画運用方針に明記。

■広域で都市計画区域マスタープランを策定（平成29年1月）

県全体を4つの広域都市圏に再編し、広域の都市計画区域マスタープランを策定。



■都市計画区域マスタープランにおける拠点等の設定図



■基幹公共交通軸※及び公共交通軸の設定図

②大規模集客施設の立地動向

○10,000㎡超の大規模集客施設の立地状況

延床面積10,000㎡超の大規模集客施設の種別別立地状況をみると、「広域拠点」内の立地割合は約32%から約24%に、最も多い用途の商業・娯楽施設は、約32%から約13%となっています。

■広域拠点及び拠点内外における立地ビジョン策定前後の大規模集客施設（延床面積10,000㎡超）の種別別立地状況の比較

	立地ビジョン策定前 (平成10年～平成19年)				立地ビジョン策定後 (平成20年～令和4年9月)				合計
	広域 拠点内	拠点内	広域拠点・ 拠点外	計	広域 拠点内	拠点内	広域拠点・ 拠点外	計	
全種類(用途)計	23 31.5% (23/73)	6	44	73	11 23.9% (11/46)	5	30	46	119
うち 商業・娯楽施設	17 31.5% (17/54)	5	32	54	3 13.0% (3/23)	5	15	23	77
うち その他	6	1	12	19	8	0	15	23	42

※その他（公共施設、病院、福祉施設、大学）

○3,000～10,000㎡の大規模集客施設の立地状況

また、延床面積3,000㎡超10,000㎡以下の大規模集客施設の種別別立地状況も同様に、「拠点」内の立地割合は約22%から約16%、最も多い用途の商業・娯楽施設は、約16%から約13%となっています。

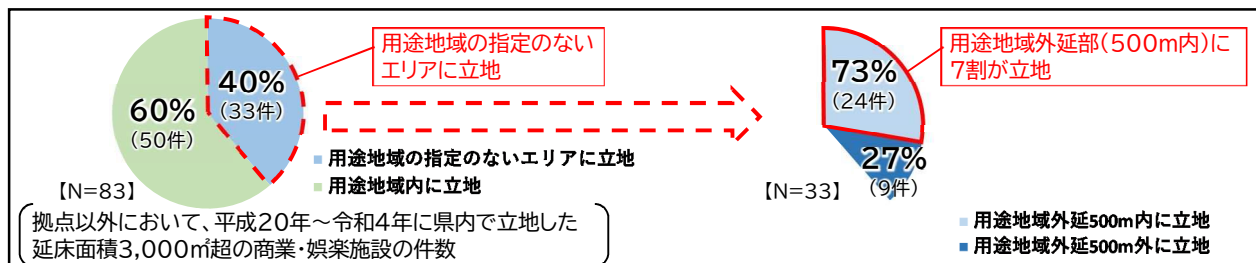
■広域拠点及び拠点内外における立地ビジョン策定前後の大規模集客施設（延床面積3,000㎡超10,000㎡以下）の種別別立地状況の比較

	立地ビジョン策定前 (平成10年～平成19年)				立地ビジョン策定後 (平成20年～令和4年9月)				合計
	広域 拠点内	拠点内	広域拠点・ 拠点外	計	広域 拠点内	拠点内	広域拠点・ 拠点外	計	
全種類(用途)計	11 21.5% (23/107)	12	84	107	7 16.2% (14/86)	7	72	86	193
うち 商業・娯楽施設	3 16.2% (11/68)	8	57	68	4 12.8% (10/78)	6	68	78	146
うち その他	8	4	27	39	3	1	4	8	33

※その他（公共施設、病院、福祉施設、大学）

○3,000㎡超の商業・娯楽施設の立地状況（広域拠点・拠点外）

広域拠点及び拠点の外に立地した商業・娯楽施設に着目してみると、約39%が用途地域の指定のないエリア（用途白地地域）に立地しており、そのうち約73%が用途地域の外延500m内に立地しています。



■大規模集客施設のうち商業・娯楽施設の用途地域内外の立地割合

出典：福岡県都市計画課資料、経済産業省資料

○大規模集客施設の立地にかかる公共交通軸沿線（接軸）における運用状況

平成28年12月以降、拠点の都市機能を補完する目的で、公共交通軸上の交通結節点※（駅）と接軸する大規模集客施設の立地にかかる都市計画の変更については、2件となっています。

③分析と評価

延床面積が10,000㎡を超える大規模集客施設のうち、商業・娯楽施設についてみると、平成20年以降は、総量としての立地圧力はそれ以前の半分程度に収まってきつつあるものの、広域拠点外に立地している施設の多くは、立地基準の及ばない既存用途地域内です。

同じく、3,000～10,000㎡の大規模集客施設も、その多くは広域拠点・拠点外の既存用途地域内や用途白地地域に立地しています。そのなかでも、用途白地地域に立地した商業・娯楽施設の7割が用途地域の外縁部（500m以内）に立地しており、拠点等への影響が懸念されます。

このような状況に適切に対応するためには、大規模集客施設が立地可能な既存の用途地域や用途白地地域において、特別用途地区や特定用途制限地域、地区計画等を用いた市町による適切な都市計画の運用を図ることが望まれます。一方で、既成市街地である「広域拠点」、「拠点」にまとまった低未利用地が少ないことから、事業用地を確保することが困難であるという課題も見受けられます。

大規模集客施設の立地基準による効果としては、これまで各市町村が個別に行ってきた都市計画変更が都市構造の観点や広域的な視点から検討する機会を与えていること、また広域的な都市づくりの理解が深まってきていることが挙げられます。

(2) 都市圏別の集約型都市構造に関する分析と評価

都市計画区域マスタープランにおいて、都市構造の集約度を計るための3つの評価指標を設定しました。

①評価指標の考え方

集約型都市構造への転換を計るための3つの評価指標（都市計画区域マスタープラン）の考え方は次のとおりです。

- 人口：「拠点」「公共交通軸」周辺への居住の集積度合いを評価
- 商業：「拠点」「公共交通軸」周辺への都市機能（商業）の集積度合いを評価
- 交通：「拠点」「公共交通軸」周辺への人の移動発生・集中量集積度合いを評価

②評価指標の算定方法

各指標の算定方法は、以下のとおりです。

$$(\text{軸・拠点の値}) \div (\text{軸・拠点以外の値})$$

なお、軸・拠点とは、広域拠点及び拠点、基幹公共交通軸の駅周辺半径500m内及び公共交通軸の周辺300m内を示します。

○人口：国勢調査（H27・R2）の夜間人口のデータを用いて、500mメッシュ単位で集計。

○商業：経済センサス（H26・R3）の小売業売場面積データを500mメッシュ人口分布（H27・R2国勢調査）により按分した推計値。

○交通：パーソントリップ調査※（H17・R1）の発生集中量のデータを500mメッシュ人口分布（H27・R2国勢調査）により按分した推計値。

③評価指標の分析と評価

「人口指標」については、4都市圏ともに目標値（R12）を上回る傾向にあり、拠点や公共交通軸沿線への居住の集約化が進んでいます。

「商業指標」については、筑豊都市圏は目標値（R12）を達成、福岡都市圏は目標値まで届かないもののH28当初よりも上昇しており、拠点や公共交通軸沿線への商業集積が進んでいます。一方、北九州都市圏と筑後都市圏については当初値（H28）より下回る傾向にあり、拠点や公共交通軸沿線以外の商業需要が高い傾向となっています。

「交通指標」については、筑豊都市圏は横ばいですが、他の3都市圏では目標値を上回る傾向にあり、拠点や公共交通軸沿線での人の移動が増加していることがうかがえます。

評価指標の妥当性については一定程度見受けられますが、より適正な評価を行っていくためには、新たな評価指標を検討していく必要があります。

■都市圏別の集約型都市構造の評価指標の推移

福岡都市圏	現況(H28当初)	現況(R3)	現況(R8案)	H28時点で設定した 目標値(R12)
人口指標	1.72	1.83	1.91	1.72以上
商業指標	2.82	3.33	3.22	4.21以上
交通指標	2.10	2.16	2.31	2.16以上

北九州都市圏	現況(H28当初)	現況(R3)	現況(R8案)	H28時点で設定した 目標値(R12)
人口指標	1.05	1.06	1.09	1.05以上
商業指標	3.19	2.90	2.82	4.02以上
交通指標	1.27	1.24	1.28	1.27以上

筑豊都市圏	現況(H28当初)	現況(R3)	現況(R8案)	H28時点で設定した 目標値(R12)
人口指標	0.73	0.74	0.75	0.73以上
商業指標	1.09	1.07	1.09	1.09以上
交通指標	0.80	0.78	0.79	0.80以上

筑後都市圏	現況(H28当初)	現況(R3)	現況(R8案)	H28時点で設定した 目標値(R12)
人口指標	0.88	0.93	1.01	0.98以上
商業指標	1.67	1.49	1.61	2.32以上
交通指標	0.85	1.11	1.14	1.01以上

出典：都市計画区域マスタープラン（H28、R3、R8案）

(3) 都市計画区域の再編・統合に関する分析と評価

都市における生活や産業といった様々な活動は、1つの市町村内のみに留まらず様々な都市との連携により行われているため、広域的な視点から都市計画を推進することを目的に、前回基本方針策定後の平成28年に55あった都市計画区域を13に統合し、4つの広域都市圏ごとに都市計画区域マスタープランを策定しました。

①都市計画区域マスタープランの統合に関する効果（4都市圏）

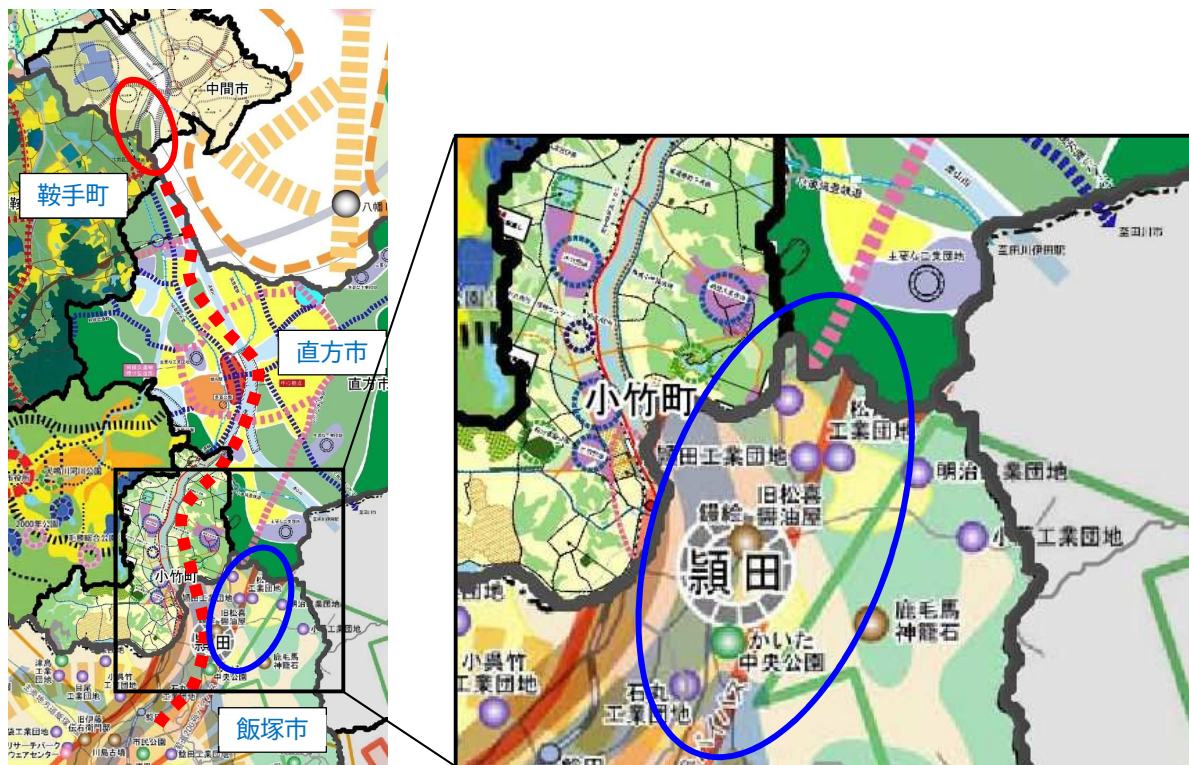
都市計画区域を再編・統合し、都市計画区域マスタープランを4都市圏ごとに策定したことに対して自治体がメリットと感じている主な内容は、

- ・「他市町村との関係がイメージしやすくなった」
- ・「広域的な事業に関する対外的な説明が行いやすくなった」

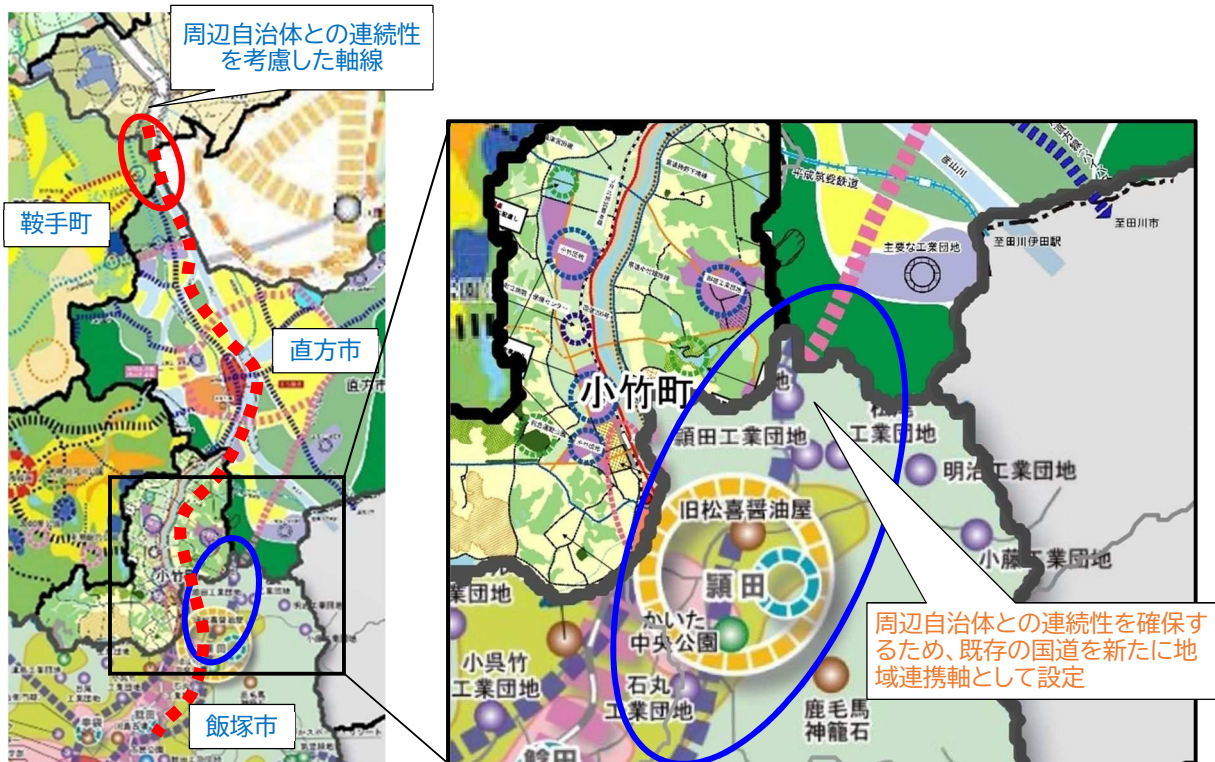
であり、全体の約4割の自治体がメリットはあったと回答しています。

（※自治体アンケート調査（令和4年度実施）：福岡県内の都市計画区域を有する自治体の回答 複数回答）

(平成26年時点:前回策定前)



(令和4年時点:前回策定(平成28年)以後)



■ 広域化により隣接市町村との関係性（軸）が更新された例（筑豊都市圏の場合）

※都市計画マスタープランの将来像を合成して作成した図面

②準都市計画区域の指定による効果検証（25準都市計画区域）

本県においては、平成20年3月より市町との協議のもとで準都市計画区域の指定を行っており、既に25の区域を設定しています。これは全国で最も多い指定区域数であり、指定している市町が感じているメリットとしては、あらかじめ無秩序な土地利用を規制することができているといった効果が挙げられています。

③分析と評価

都市計画区域マスタープラン等の統合に関しては、広域的な都市計画事業の説明力の向上や、周辺市町との連携及び情報の共有化といった点で効果が現れており、一体的で連携が図られた都市計画行政の効率性の面でメリットが生じています。

また、それぞれの市町村特有の問題に対しては個別に対応することの必要性や、同じような課題を有すると考えられる同一都市圏内で、県にて勉強会を開いてほしいなどの要望もあることから、適切な都市計画の運用を進めるにあたって協議や共有の機会を設けることが重要であると考えられます。

しかしながら一方では、このような都市機能の分担性を効率化させるための調整量の増加といったデメリットもわずかですが挙がっています。

このような点を踏まえ、デジタルの活用等により情報共有などの点で、より効率性を高めていくことが望まれます。

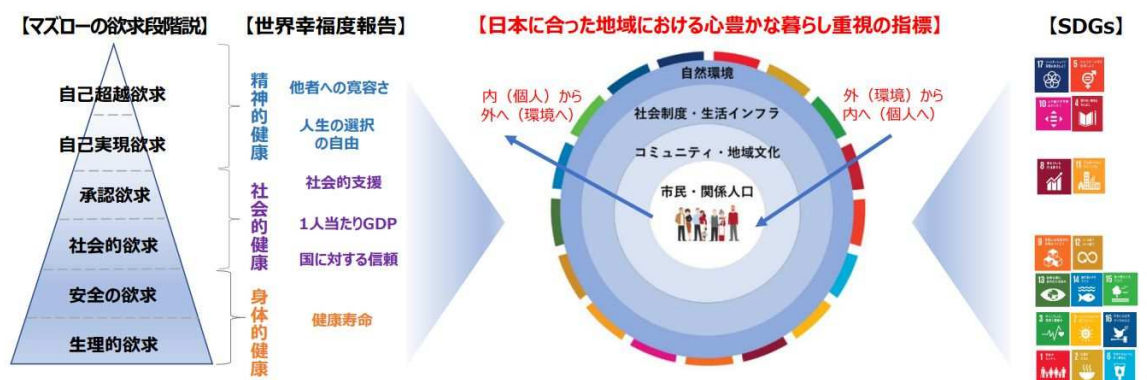
1-3 都市づくりの新たな動き

前回基本方針を策定した平成27年以降、人口減少・少子高齢化の加速、巨大災害リスクの切迫、自然災害の激甚化・頻発化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたデジタル化の急進展、2050年カーボンニュートラル[※]の実現等、社会情勢は大きく変化し、個人の価値観が多様化・複雑化しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、人々のライフスタイルは大きく変化し、より豊かに生活することや多様な暮らし方・働き方が重視され、「Well-being[※]（心ゆたかな暮らし）」や「Sustainability（持続可能な環境・社会・経済）」など、「人間中心の社会」の実現が求められています。また、SDGsやワンヘルスなど、自然と共生した地球規模での環境対策や、それらを取り入れた企業活動（ESG投資[※]）も活発化しています。

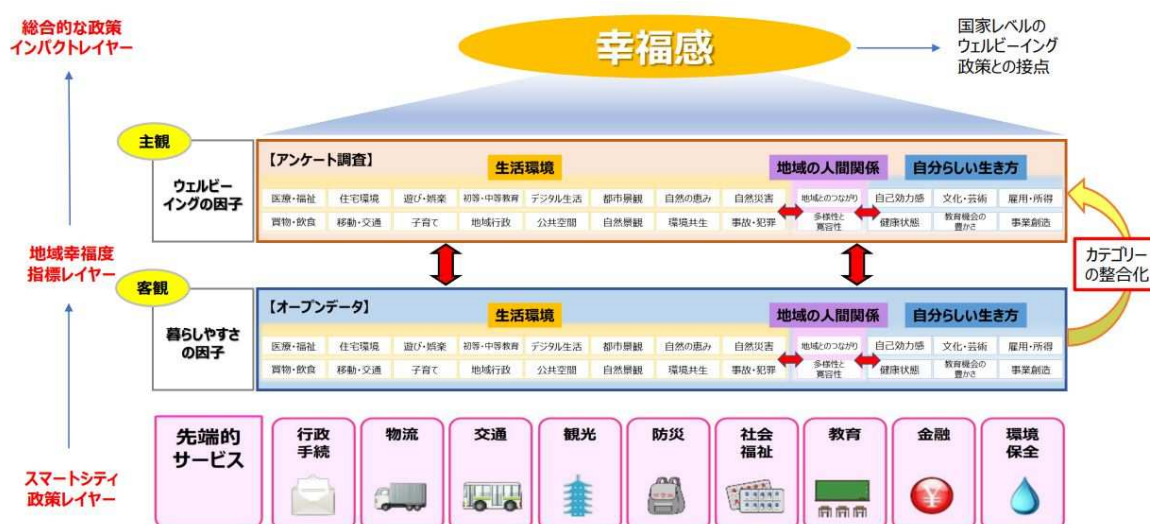
一方、このように多様化・複雑化する課題に対し、AI（人工知能）やビッグデータ、ロボット技術などの先端技術を活用し、新たな価値を創出する取組（Society5.0、デジタル田園都市国家構想、DX[※]等）も進められています。

これからの都市づくりにおいては、このような都市をとりまく新たな動きに対応した都市づくりを推進していくことが必要です。



■都市づくりと地域幸福度（Well-Being）の関係（地域幸福度指標の構成）

出典：デジタル庁「地域幸福度（Well-Being）指標活用ガイドブック」



■地域幸福度（Well-Being）指標の全体構成

出典：デジタル庁「地域幸福度（Well-Being）指標活用ガイドブック」

(1) まちづくりDX※（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

「人間中心の社会」を実現するための新たな都市政策として、国においては、都市部・地方部双方において都市構造の再編や都市活動の利便性向上等を図る新たな取組、すなわち「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション（まちづくりDX）」の推進が提唱されました。

まちづくりDXによる変革と3つのビジョンを踏まえながら、本県においても行政手続きのオンライン化等既存施策のデジタル化に加えて、都市計画に関わる公共データのオープン化等を進め、デジタルを活用した機動的（アジャイル）で柔軟なまちづくり、産学官民が共創したまちづくり（エリアマネジメント※等）、魅力ある都市空間の再編（ウォークブル※等）などを推進していくことが重要です。



■まちづくりDXイメージ

出典：国土交通省「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現会議」

◆まちづくりDXによる変革

- ・空間制約の変革：物理的距離や空間的限界を所与とせず、都市部と地方部やフィジカル空間とデジタル空間をシームレス※に活用する
- ・時間制約の変革：事前確定的、長周期・定期的なまちづくりのみならず、リアルタイム性やパーソナライズ指向を持つまちづくりを目指す
- ・関係制約の変革：硬直的、一方向的な官民の関係から、平面的、双方向的な官民連携を実現する

◆まちづくりDXの3つのビジョン

- 持続可能な都市経営/Sustainability：「働く」、「暮らす」、「学ぶ」、「遊ぶ」といったライフスタイルそのものを提供する場である都市を長期的に持続可能とすることで、「人間中心のまちづくり」の基盤を維持・発展させていくためのビジョン
- 一人ひとりに寄り添うまち/Well being：多様なライフスタイルを包摂し、各地域固有の魅力や価値を発掘・最大化していくといった、都市が提供する「生活の豊かさ」を発展させていくためのビジョン
- 機動的で柔軟な都市設計 /Agile Governance：様々な人々のインタラクションから生まれるイノベーションやリビングラボによる課題解決といった、都市が提供する「プラットフォームとしての価値」を発展させていくためのビジョン

（「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン〔ver1.0〕2022/7/7（国土交通省都市局）」より抜粋）

◆施策例

- ・デジタル技術を活用した魅力ある地域づくり（スマートシティ、オープンイノベーション拠点・テレワーク施設整備 等）
- ・高度なサービスに応える空間整備（自動運転等の次世代都市交通サービスに対応したインフラ再構築の推進 等）
- ・まちづくり団体等によるデジタル技術を活用した都市サービスの提供（公共的空間の管理、駐車需要マネジメントシステム、シェアモビリティ導入、災害ダッシュボード構築 等）
- ・オープンデータ化の推進（都市計画基礎調査等の都市計画情報の高度化・オープン化 等）

など

(2) 脱炭素化の実現

近年、真夏日・熱帯夜の増加や、集中豪雨の多発、農作物の不作や感染症の増加等、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、私たちの社会・経済活動に大きな影響を与えています。こうしたなか、国では2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること、すなわち「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、脱炭素化に向けた各分野での取組が進められています。

本県においても、グリーン成長戦略[※]で施策を推進する14の分野のうち、既に風力産業、水素産業、自動車産業、農林水産業等の分野に取り組んでおり、都市づくりにおいてもまちづくりGX[※]を進め、脱炭素化の実現に向けた取組を進めていくことが重要です。

◆施策例

- ・エネルギー利用の効率化（地区単位でのエネルギー利用、建築物の省エネ化 等）
- ・再生エネルギーの導入（太陽光・風力等発電施設の受入れ環境整備、水素ステーション整備 等）
- ・公共交通サービスの向上（MaaS、LRT[※]・BRT[※]等CO₂排出の少ない輸送システムの導入 等）
- ・自転車・歩行者利用環境の向上（自転車道・歩道の整備、安全対策 等）
- ・港湾の脱炭素化（カーボンニュートラルポート整備、省エネ拠点化 等）
- ・空港の脱炭素化（太陽光発電等の再エネ導入、空港車両のEV・FCV化に必要なインフラ設備導入 等）
- ・グリーンインフラの利活用（公園・緑地整備、施設の緑化 等）

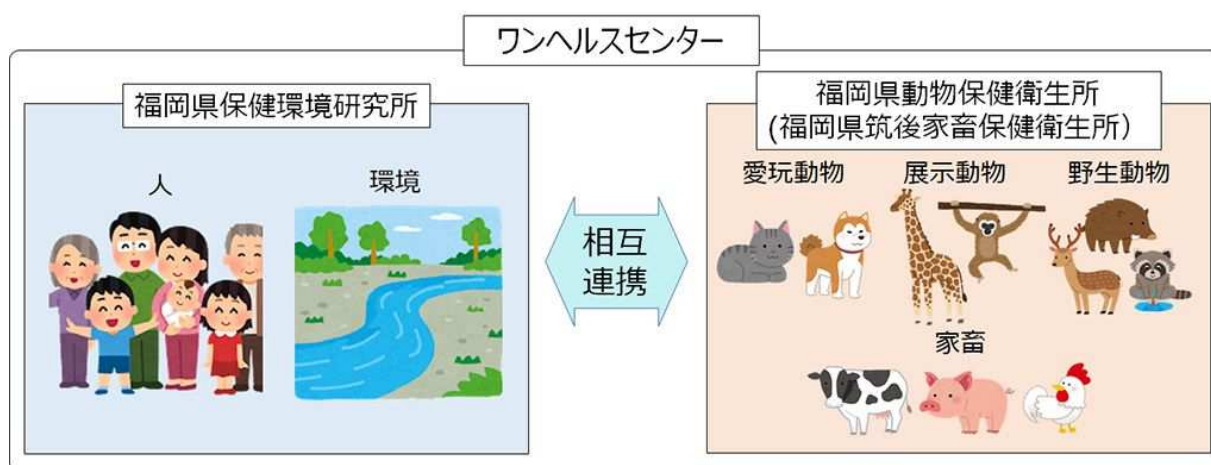
(3) 自然共生社会の実現

新型コロナウイルス感染症をはじめ、多くの新興感染症が人獣共通感染症であり、この発生には、人と動物の関係の変化、生物多様性の損失や気候変動等の地球環境の変化が強く関係しているとされています。本県では、令和2年12月に全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定し、人と動物の健康と環境の健全性をひとつと捉え、一体的に守るという取組、すなわち「ワンヘルス」の視点から各分野の取組を進めています。

都市づくりにおいても、都市公園等における緑地空間の保全・創出や下水道・浄化槽整備等による環境保護の取組を進めるとともに、人と野生動物を棲み分けるための里山保全の取組を進めるなど、環境と人と動物が共生した社会づくりに向けた取組を推進していくことが重要です。

◆施策例

- ・生物多様性の豊かさを体感できる環境づくり（都市公園・親水空間の整備 等）
- ・絶滅危惧種等が生息・生育する里地里山の保全（人と野生動物とを棲み分ける緩衝地帯の整備 等）
- ・適切な污水处理施設の整備（下水道及び浄化槽の整備促進 等）



■ワンヘルスセンターの整備（令和9年度供用開始予定）

出典：福岡県ワンヘルス推進ポータルサイト



■ワンヘルス推進の取組（パンフレット）

出典：福岡県ワンヘルス推進ポータルサイト



(4) 都市アセットを活用した機動的なまちづくり

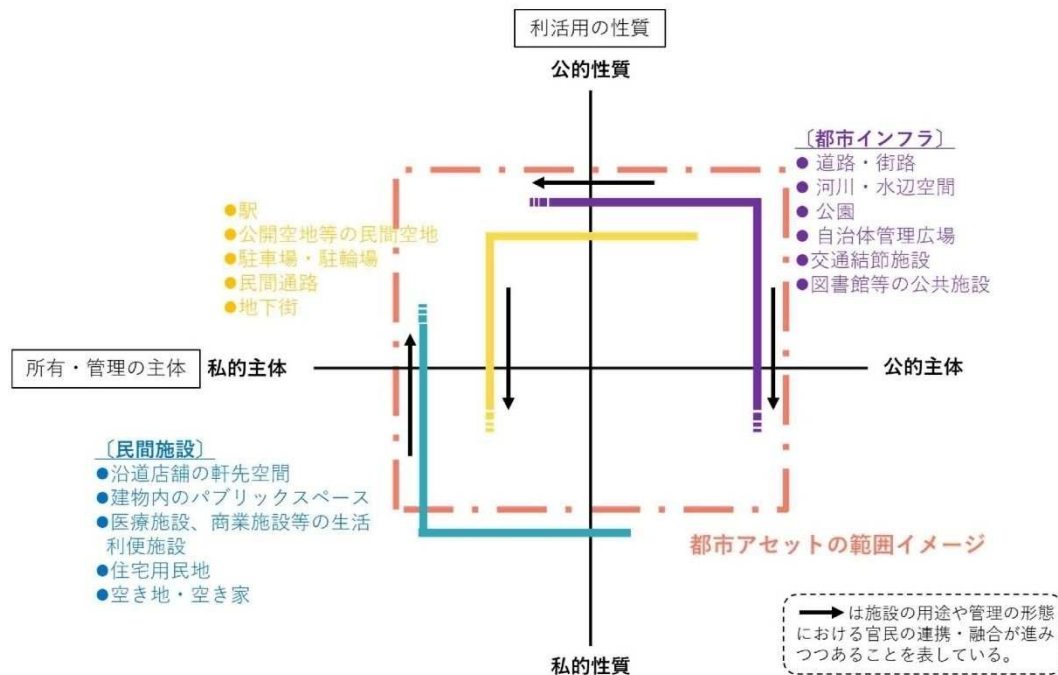
暮らし方や働き方に対する価値観の多様化に対応するため、都市は、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方の選択肢を提供していく必要があります。今後のまちづくりにおいては、市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応えるべく、「人間中心・市民目線のまちづくりを深化」させること、ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施する「機動的なまちづくりを実現」することが求められています。

このため、地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に「使う」「活かす」とともに、社会実験の実施などスピーディに「動く」こと、デジタル技術やデータを「使いこなす」ことが重要です。

◆施策例

- ・ 公共的空間の利活用（道路、公園、河川空間等のオープンスペース※化 等）
- ・ 遊休不動産の再生（空き家等を活用したりノベーション 等）
- ・ エリア環境の改善（移動しやすい交通確保、景観形成 等）
- ・ コンテンツや事業創出（地域資源を活かしたまちづくりのための人材育成 等）

など



■施設の用途や管理の形態に着目した施設の分類と都市アセットの考え方

出典：国土交通省「デジタル化の急速な進展やニューノーマル※に対応した都市政策のあり方検討会中間とりまとめ報告書（令和3年4月）」

(5) SDGsに配慮したまちづくり

SDGsとは「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」を意味しており、2015年に国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲットが設定され、進捗状況を測るための約230の指標（達成度を測定するための評価尺度）が提示されています。

都市は人や社会の活動を支える基盤であることから、都市づくりを進める施策の多くは「8：働きがいも経済成長も」「11：住み続けられるまちづくりを」を始め、様々なSDGsのゴールと関係しています。例えば、集約型都市づくりや地域公共交通の確保は「11：住み続けられるまちづくりを」に該当し、グリーンインフラの導入やまちづくりDXを進めることは「3：全ての人に健康と福祉を」「7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「8：働きがいも経済成長も」「9：産業と技術革新の基盤をつくろう」に対応します。

このように、持続可能で住み続けられる地域を形成するため、SDGsに配慮した都市づくりを進めることが重要です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■SDGsで目指す17のゴール

出典：外務省SDGsホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>

(6) ESG投資の広がり

気温上昇等を伴う世界的な気候変動は、社会経済システム全体にとってのリスクであることが明らかになりつつあります。企業活動においては「ESG」(環境 (Environment)・社会 (Social)・ガバナンス (Governance)) の要素を経営に取り入れることが、投資家やサプライチェーン内外での自社の評価を高め、持続可能な成長を促進する手段となってきています。

企業活動においては、グリーンボンドの発行や再生可能エネルギーを導入した“環境配慮型店舗”の展開、リサイクル可能な素材を活用した商品開発等に取り組む企業など、ESGの観点からの取組を実践しアピールしていくことで中長期的な事業成長につなげる取組が想定されます。

都市づくりにおいては、災害リスクを十分に考慮し、用途地域を適切に設定することや、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを支えるインフラ設備の導入について土地利用の観点から支援するなど、ESG投資を考慮した企業活動を都市づくりの面から支援していくことが重要です。



■ESG投資の3つの要素の構成イメージ

出典：年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）

1-4 都市の課題

(1) 都市の課題

今後の都市の課題は以下のようにまとめられます。

①人口減少・少子高齢化への対応

- ・県全体では人口減少・少子高齢化が進んでいるものの、福岡都市圏では人口増加が継続している。
- ・各都市圏に応じた都市づくりが求められている。

本県の人口については、令和2年を境に人口減少に転じています。

都市圏別では、北九州都市圏、筑豊都市圏、筑後都市圏は既に人口減少社会を迎えています。これまで人口増加を続けている福岡都市圏については、令和12年頃までは人口増加が継続すると予測されています。

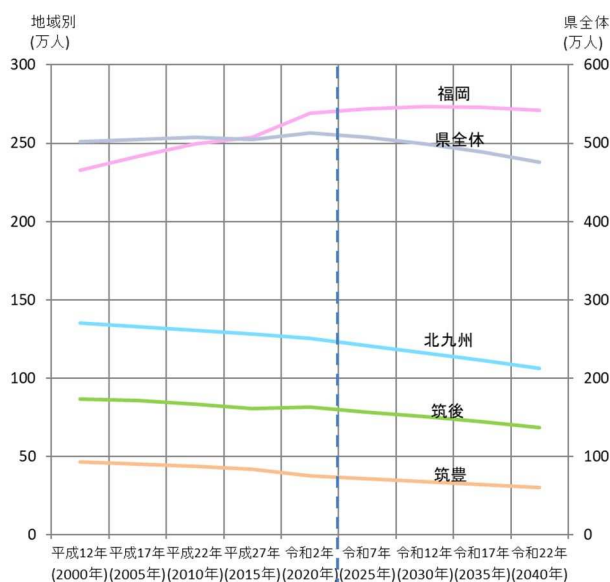
年齢構成については、県内の各地域とも少子高齢化がさらに進展し、令和22年頃には北九州、筑豊、筑後の各地域の65歳以上人口の割合は37～38%程度に達し、3人に1人が高齢者となる社会となることが予測されています。また、筑豊都市圏の約8割の自治体が、高齢者人口の実績値が推計値を上回っています。福岡都市圏・筑後都市圏では、総人口が推計値を上回り、高齢者人口が推計値を下回っています。

さらに、1km四方メッシュ毎に見た場合、人口が増加するメッシュは福岡市近郊の一部に限られています。特に市街地の郊外部や中山間地においては、令和32年には平成27年の半数以下に人口減少が進むものと予測されています。

このように、人口減少や高齢化の状況は、都市圏やメッシュ毎に異なっており地域に応じたまちづくりが求められています。

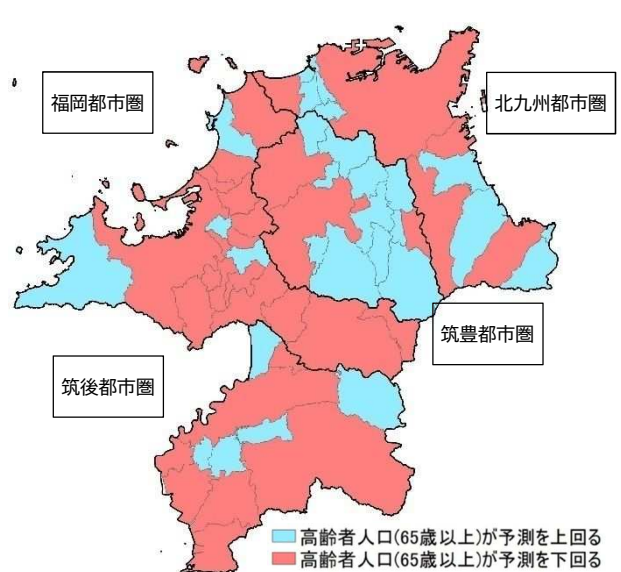
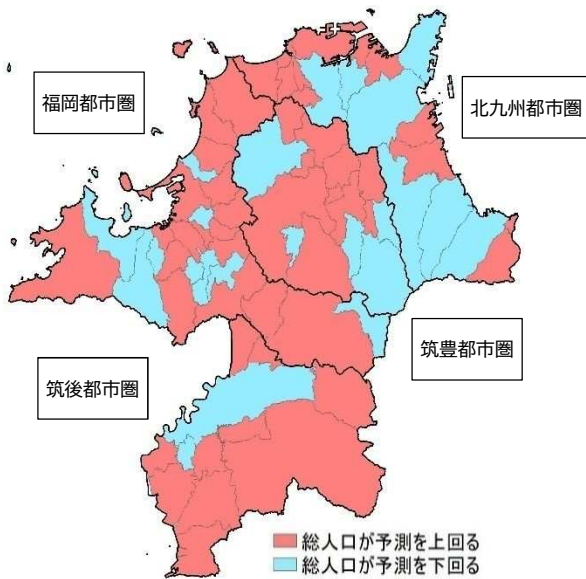
〔人口減少や少子高齢化による影響〕

- 空き家・空き地の増加による防犯性や市街地環境の悪化
 - 消費マーケットの縮小に伴う身近な生活利便施設※の閉鎖や中心市街地のさらなる衰退
 - 人口減少・経済縮小による税収入の減少
 - 人口減少下における高齢者割合の増加による社会保障費負担の増大
 - 道路等の基盤施設※の一人当たりの維持管理費の増加
 - 公共交通需要の減少による減便や路線の廃止
 - 労働力人口の減少
 - 地域コミュニティの衰退
 - 限界集落（地域人口の50%以上が65歳以上の集落）の増加
- 等



■都市圏別の人口推移

出典：実績値は「国勢調査」、推計人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年12月推計）」をもとに作成



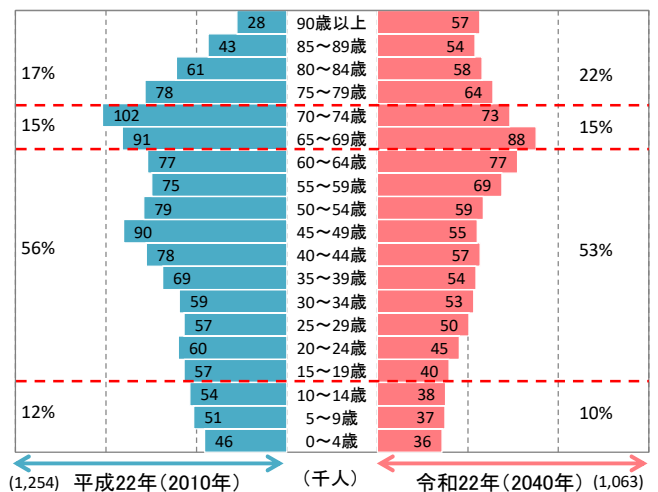
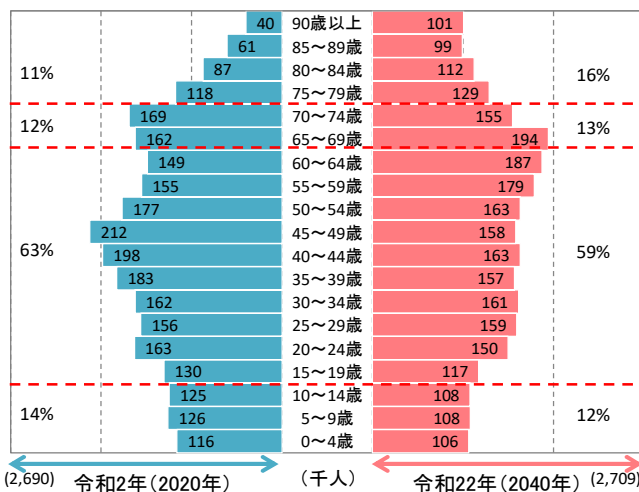
■市町村別推計値と実績の差異（総人口）

■市町村別推計値と実績の差異（高齢者人口）

出典：実績値は「国勢調査」、推計人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」をもとに作成

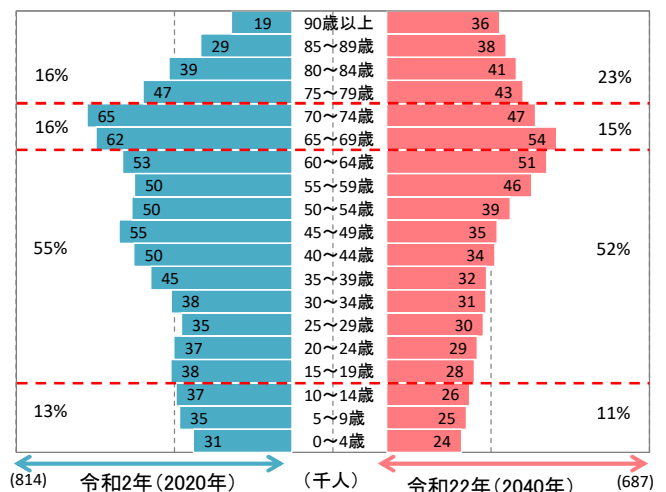
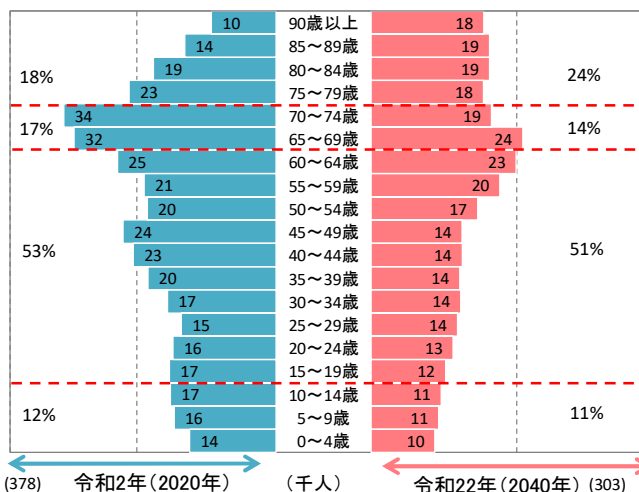
<福岡都市圏>

<北九州都市圏>



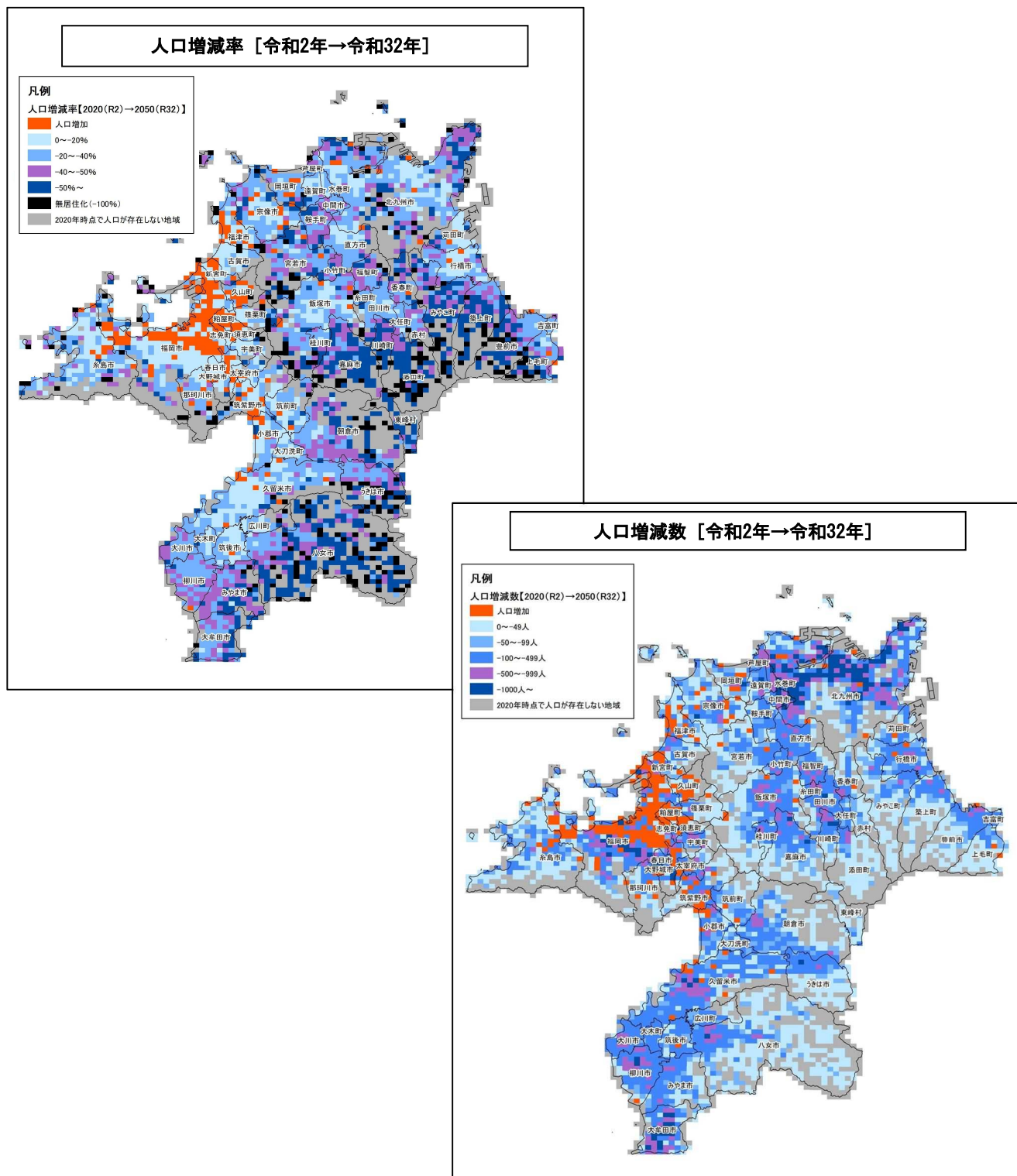
<筑豊都市圏>

<筑後都市圏>



■人口構成の変化（県内4都市圏別）

出典：実績値は「国勢調査」、推計人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和2年12月推計）」をもとに作成



■将来人口の動向（1 kmメッシュ）

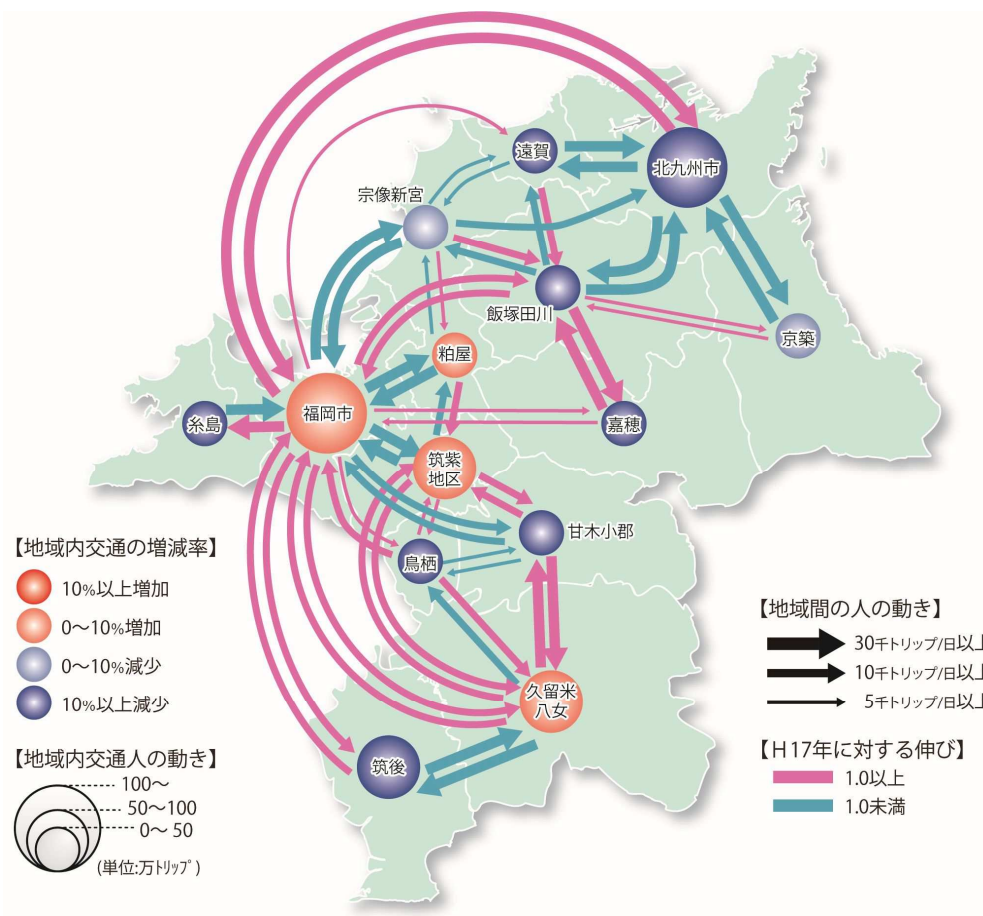
出典：実績値は「令和2年国勢調査」、推計人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」から国土交通省国土政策局が推計した資料をもとに作成

②生活圏等の広域化への対応

- ・市町村の区域を越えて自治体間の広域的な連携がより重要となっている。

広域交通基盤や都市基盤の整備が進み、生活圏の広域化が進んでいます。また、今後の人口減少社会においては、自治体内で全ての都市サービスの提供が困難化することも容易に想像され、自治体間での都市機能連携も重要となってきます。

生活圏や社会的、経済的な一体性を踏まえ、都市圏単位で策定することに改編された現在の都市計画区域マスタープランについて、広域的視座に基づく都市計画の考え方として適切に運用を図り、自治体間の連携・調整を進めていくことが必要です。



■地区内の人の動きと地区間の人の動き

出典：第5回北部九州圏パーソントリップ調査検討資料

③都市化圧力への対応

- ・市街地縁辺部においては依然として都市化圧力が高い地域がある。

市街地の縁辺部において都市化圧力の拡大によるスプロールの開発やミニ開発が生じている地域が発生しています。また、延床面積3,000㎡超の大規模集客施設においては、非線引き用途白地地域や市街化調整区域等の市街地縁辺部や隣接市町村境に新たに立地しています。これらの地域の都市計画上の対応を、広域的な視点で考える必要があります。

④交流・連携を支える都市基盤整備への対応

- ・アジアの玄関口や九州・山口ブロックの中心にふさわしい都市基盤のさらなる充実が求められている。

本県は、文化、産業経済、観光、学術等様々な分野において、アジアを主体とする国際交流をはじめ、九州・山口ブロック等の様々な地域との多様な交流・連携を支える都市づくりを進めています。特に新型コロナウイルス感染症拡大や国際情勢の変化を背景に、企業が国内回帰、国内生産体制の強化を図る動きがみられ、国内事業拠点の需要が高まっています。

近年、東九州自動車道（北九州市～宮崎県日南市間）や西九州新幹線の開通等、この動きを支える都市基盤の整備は進んでいるものの、平常時、災害時を問わず、安定的な人流・物流を確保する必要があります。このため、東九州自動車道や西九州自動車道、下関北九州道路など高規格道路の整備や、空港、港湾、インターチェンジなど交通拠点へのアクセス機能の強化が求められています。

⑤公共交通施策への対応

- ・人口減少と都市機能の分散による公共交通の衰退が懸念される。

人口減少により、公共交通を含めた生活サービス等を十分な水準で維持していくことが難しくなる地域が生まれています。学生や高齢者等の移動を支えている鉄道・バスといった公共交通軸については利用者の減少傾向が続いており、特にバス交通については路線の廃止や減便が今なお進んでいます。

引き続き、新たな事業用地の確保が困難な「拠点」だけではなく、公共交通軸沿線への都市機能の誘導を進めることにより公共交通需要の集約を図る等、鉄軌道[※]も含めた公共交通の維持・充実に関して都市計画としても対応していくことが求められています。

⑥激甚化・頻発化している災害への対応

- ・地震や豪雨等自然災害に強い広域的に連携した防災都市づくりが求められている。

近年、激甚化・頻発化する豪雨や、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等により改めて災害への対応のあり方が問われています。

都市計画においても安全・安心な暮らしを確保するため、グリーンインフラを活用した流域治水等、市町村の区域を越えた総合的な防災・減災対策の推進や、ハード・ソフト両面での防災・減災対策を行ってもなお浸水リスクの高いエリアにある農地の市街化を抑制する等、災害想定区域における適正な土地利用規制が求められています。

また、被災後は早期の復興が求められますが、大規模災害時には人手不足や基礎データの不足・喪失等により復興に影響が生じることが懸念されます。このため、事前に被災後の復興のまちづくりの方針や計画を定めておくことが重要です。

⑦個性を活かした都市づくりへの対応

- ・景観、世界遺産等個性を活かした都市づくりが求められている。

景観法の施行を契機として、多くの市町村が景観行政団体として景観誘導の取組を進めています。また、ユネスコ世界文化遺産である「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」や『『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』、ユネスコ無形文化遺産である「山・鉾・屋台行事（博多祇園山笠行事、戸畑祇園大山笠行事）」等を活かした取組や、地域の歴史や文化等の個性を活かした都市づくりを進めていくことが求められています。

⑧多様な働き方、暮らし方への対応

- ・多様なニーズに対応したまちづくりが求められている。

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、人々の生活様式は大きく変化し、これに伴って、「働き方」や「暮らし方」に対する人々の意識や価値観にも変化・多様化が生じています。今後の都市政策においては、ニューノーマルとこれがもたらした意識や価値観の変化・多様化に対応し、都市生活や都市活動をより便利・快適にするとともに、多様な選択肢を提供することが重要です。新たな都市における営みを創造していくため、人間中心・住民目線のまちづくりをさらに深化させ、住民のニーズに的確に応えて、これを迅速に実現していく機動的（アジャイル※）なまちづくりが求められています。

⑨にぎわいと魅力ある都市づくりへの対応

- ・人口減少、少子高齢化によりまちなかの活力のさらなる低下が懸念される。

人口減少や少子高齢化が進み、商店街のシャッター街化や空き店舗等による地域の活力のさらなる低下が懸念されます。まちなかへの居住や低未利用地をはじめとする都市アセットの利活用を促進するとともに、多世代が交流するコミュニティ空間を創出することで、まちなかの滞在性・回遊性の向上とにぎわいの創出、まちの魅力やエリア価値の向上が求められています。

⑩自然共生社会への対応

- ・人と自然が共生できるワンヘルス等にも配慮した都市づくりが求められている。

地球温暖化等の地球規模の環境変化は多くの生きものに大きな影響を及ぼす可能性があります。また、沿岸域の埋立や森林伐採等の開発は、様々な生きものにとって生息・生育環境の破壊や悪化をもたらします。自然環境や生物多様性を保全することは、人と動物の健康や人間と自然の共生の確保、自然災害の防止や軽減、地球温暖化による気候変動の影響への適応にもつながり、ワンヘルスの推進や持続可能な社会を実現する上で極めて重要です。

SDGsで目指す17のゴールや近年活発化しているESG投資にも配慮した都市づくりが求められています。

⑪脱炭素化への対応

- ・脱炭素化の実現に向けた取組が求められている。

2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラルを実現するため、再生可能エネルギーの導入やグリーンインフラの活用など、都市づくりにおいても脱炭素化への対応が求められています。その一方で、再生可能エネルギーのひとつである大規模な太陽光発電設備が山間部や沿岸の埋立地に設置され、安全面や防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する懸念が顕在化しており、地域社会との共生が課題となっています。

⑫多様化・複雑化する課題への対応

- ・従来の手法では解決が困難だった課題についてデジタル技術を有効に活用することが求められている。

少子高齢化や大都市と中小都市の格差、災害の激甚化・頻発化、人々の意識や価値観の変化等、都市を巡る課題はますます多様化・複雑化しています。従来のまちづくりの手法にデジタル技術を取り入れる（行政手続きのオンライン化や紙媒体のPDF化等）だけでは、これらの課題に対応し、都市の役割を果たしていくことは難しくなっているため、デジタル技術を活用したまちづくりの推進（まちづくりDX）が求められています。

また、5～10年程度の比較的長周期で取得される都市計画基礎調査やパーソントリップ調査等のような従来の都市活動データだけでなく、民間事業等の多様な調査に基づく人流や購買等の都市活動データを活用して計画（データ駆動型プランニング）することで、柔軟で多様な働き方や暮らし方に対応した機動的（アジャイル）なまちづくりが求められています。

第2章 目指すべき都市像

都市の現状と課題をふまえた、都市づくりの目標を示します。また、目標達成に向けた5つの視点と圏域構造、目指すべき都市構造を整理します。

2-1 都市づくりの目標

(1) 都市づくりの目標

人口減少・少子高齢化、自然災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたライフスタイルや価値観の変化等、大きく変化する社会情勢や都市の課題に対応するため、これからの都市づくりにおいては、従来の集約型の都市づくりの取組を深化させ、加えて、多種多様な価値観を受け入れ地域幸福度（Well-being）を向上させていく必要があります。

県民が幸せで安心して暮らせる将来を展望できるよう、拠点と公共交通軸による「集約型の都市づくり」を継続しつつ、新しい技術や手法を取り入れながら多様な価値観を包摂し、災害に強く、個性豊かでにぎわいにあふれ、暮らしやすい都市づくりを目指します。

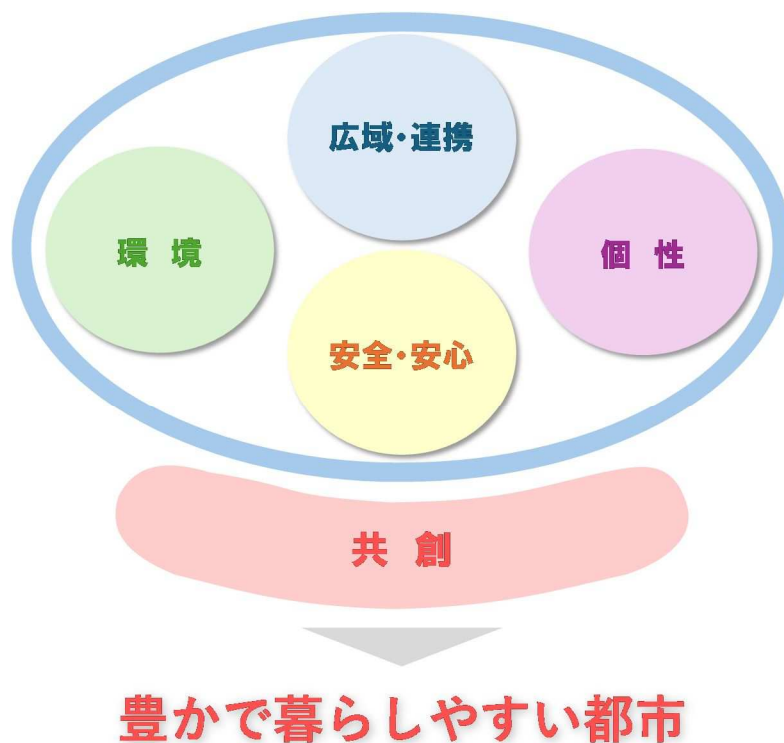
都市づくりの目標

拠点と公共交通軸が紡ぎだす、豊かで暮らしやすい都市を目指して

～多様な価値観を包摂した、災害に強い都市～

(2) 都市づくりにおける視点

都市づくりの目標を達成するため、「広域・連携」「安全・安心」「個性」「環境」「共創」の5つの視点をもって都市づくりを推進します。



①広域・連携

広域的な都市間連携によるシームレスな都市づくり

- 広域にシームレスに繋がる都市づくり
- 持続可能な都市経営のための都市間連携による都市づくり

②安全・安心

安全で安心して暮らせる人中心の都市づくり

- 激甚化、頻発化する自然災害から安全に人を守る都市づくり
- 働く、学ぶ、買う、育てる、楽しむなど、あらゆる世代が安心して生活できる人中心の都市づくり
- 地域の交通安全、地域コミュニティの維持、地域防犯に取り組む都市づくり

③個性

多様な価値観を包摂する都市づくり

- 地域固有の資源を活かし、個性を伸ばす都市づくり
- 多様な働き方、住まい方が選択できる都市づくり
- 観光、交流、文化を育む都市づくり
- 既存の都市アセットを活かした都市づくり

④環境

脱炭素、自然環境と共生した都市づくり

- 脱炭素化、環境負荷の少ない都市づくり
- 自然環境と共生した都市づくり

⑤共創

多様な主体による共創の都市づくり

- 多様な主体の連携、広域連携、分野連携による都市づくり
- マネジメント、情報公開、DXによる都市づくり
- 人材を育てる都市づくり

2-2 圏域構造

(1) 広域的・重層的な圏域と軸

①広域的・重層的な圏域構造

交通基盤整備やモータリゼーションの進展により、県民の通勤等の生活行動が広域化しており、都市における生活や産業といった様々な活動は、1つの市町村内のみに留まらず様々な都市との連携により行われています。

人口減少が進む小都市においては、都市機能の相互補完等、連携がより重要になることから、広域的な枠組みを定めながら、連携を行っていくための仕組みづくりを進めていく必要があります。

なお、高次の中核機能をもつ都市を中心とした交流の圏域は、境界が明確なものではなく、人の流動や社会的なつながりの一部が重複するようなかたちのものとなっており、本県の圏域構造の実態を把握するには、広域的・重層的に捉えることが必要です。

②圏域構造の捉え方

本県の圏域構造は、「ブロック圏」、「都市圏」、「都市連携軸※」、「自然軸」、「環境流域圏※」を重ね合わせるものとして捉えることとします。

○ 4つの「ブロック圏」

政令指定都市を中心とした広域的な交流を図る圏域として「福岡ブロック圏」、「北九州ブロック圏」の2つと、独自性を持ちつつ他都市との広域的交流を図る圏域として「筑豊交流ブロック圏」、「筑後交流ブロック圏」の2つを「ブロック圏」と位置付けます。

これら、4つの「ブロック圏」は、境界が明確なものではなく、人の流動や社会的なつながりの一部が重複するようなかたちで捉えられます。

○ 4つの「都市圏」

政令指定都市、中核市を中心とした広域的な交流を図る圏域として4つのブロック圏を基本としつつ、都市計画の運用を念頭に置き、境界部を明確化させた圏域として、「福岡都市圏」、「北九州都市圏」、「筑豊都市圏」、「筑後都市圏」の4つを「都市圏」と位置付けます。

○ 9つの「都市連携軸」

県内の都市活力を維持し、都市の質的向上を図るため、都市間の交流と連携を促進するネットワークとして9つの「都市連携軸」を位置付けます。

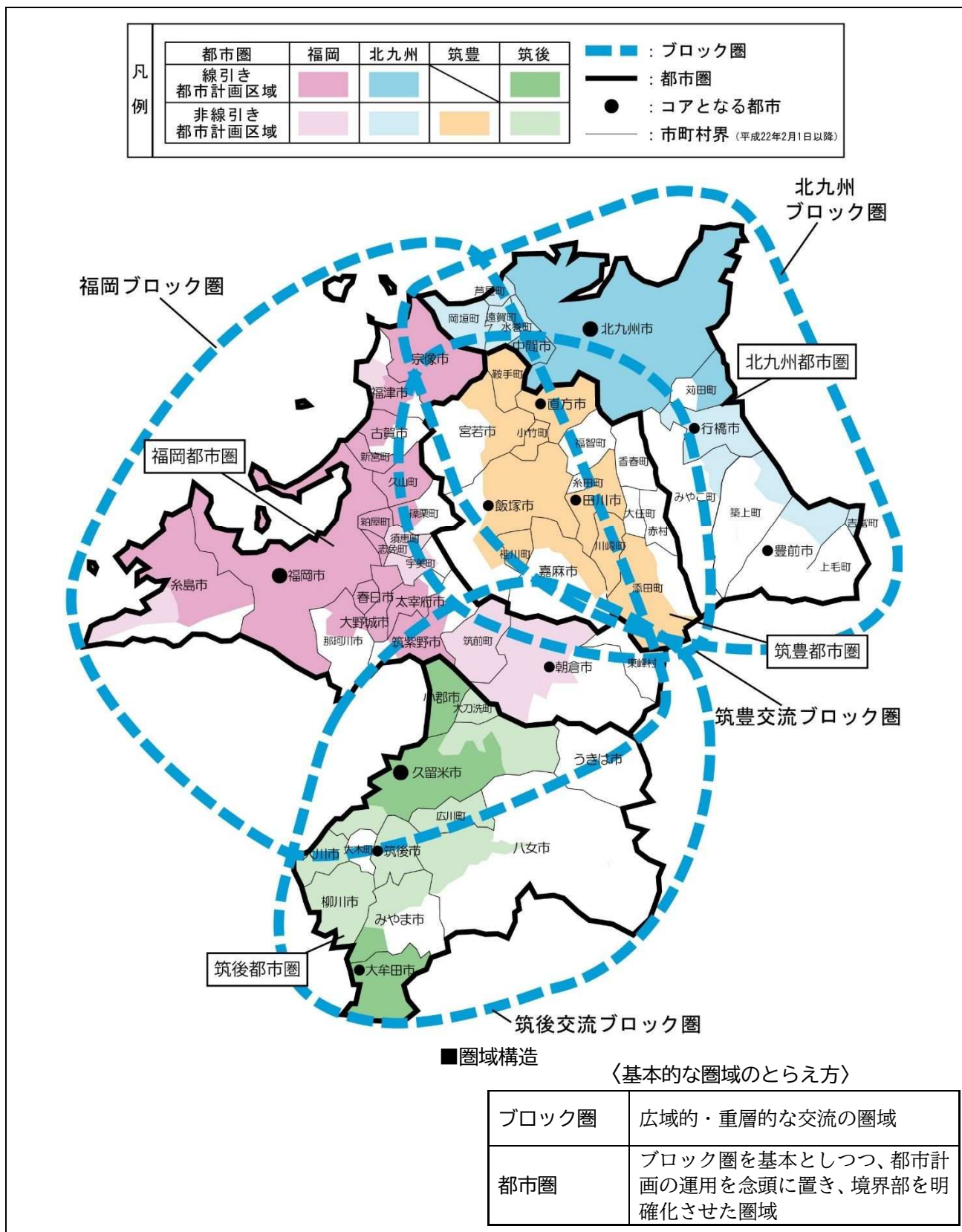
○ 「自然軸」と4つの「環境流域圏」

自然環境を保全・創造し、都市と農山漁村※が調和した都市づくりを推進するため、山地や海岸の「自然軸」と、自然軸で区切られる流域圏を基本とした4つの「環境流域圏」を設定します。

(2) 圏域構造

① 4つのブロック圏と4つの都市圏

4つのブロック圏と4つの都市圏でとらえた圏域構造は、下図のとおりです。

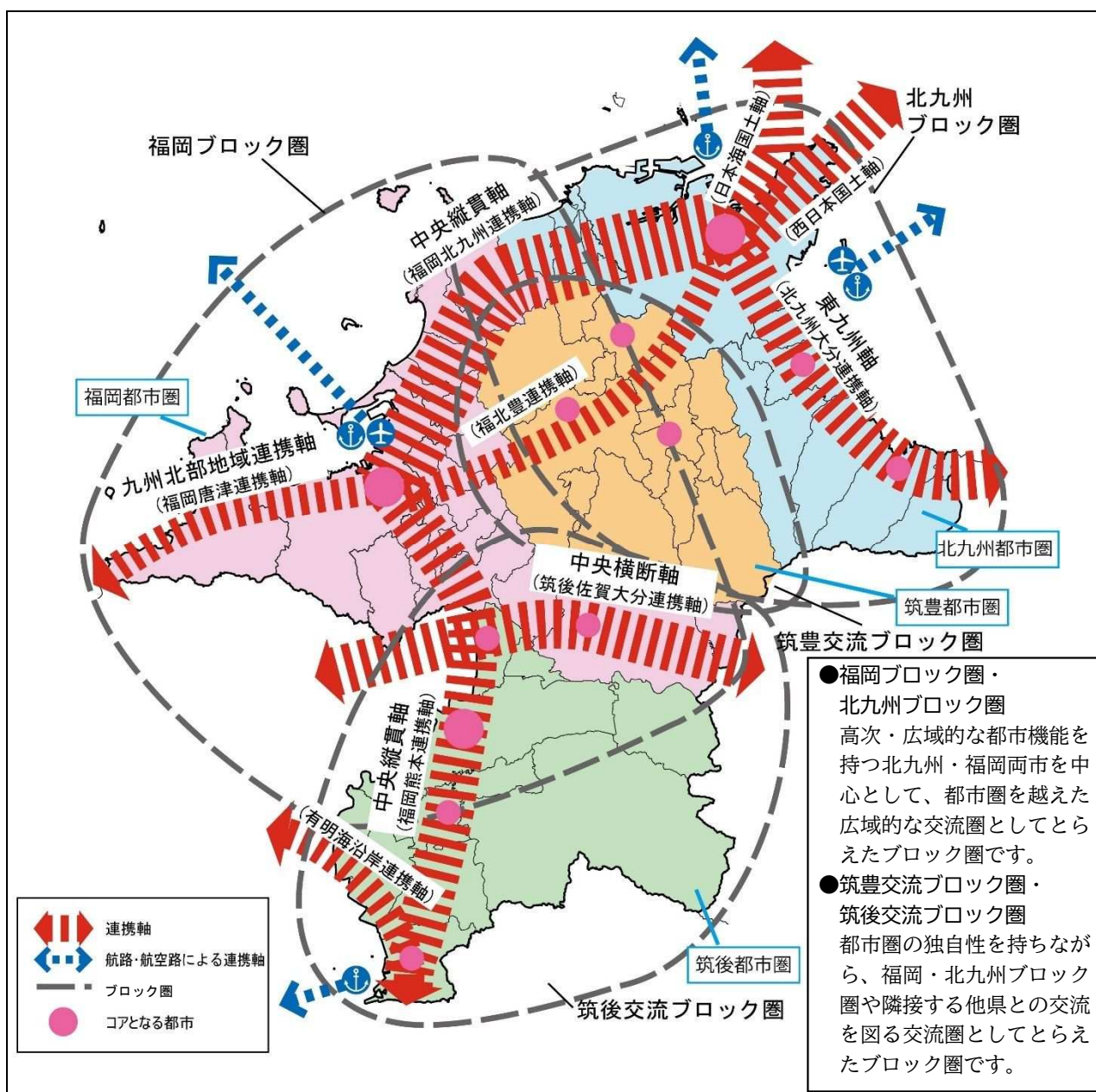


②9つの都市連携軸

都市の質的向上のための都市間の交流と連携を促進するネットワークの形成

広域交通・情報基盤で構成される9つの連携軸の整備・強化により、都市相互の結びつきを強め、交流や機能連携を促進するとともに、一体性の強化を図ります。

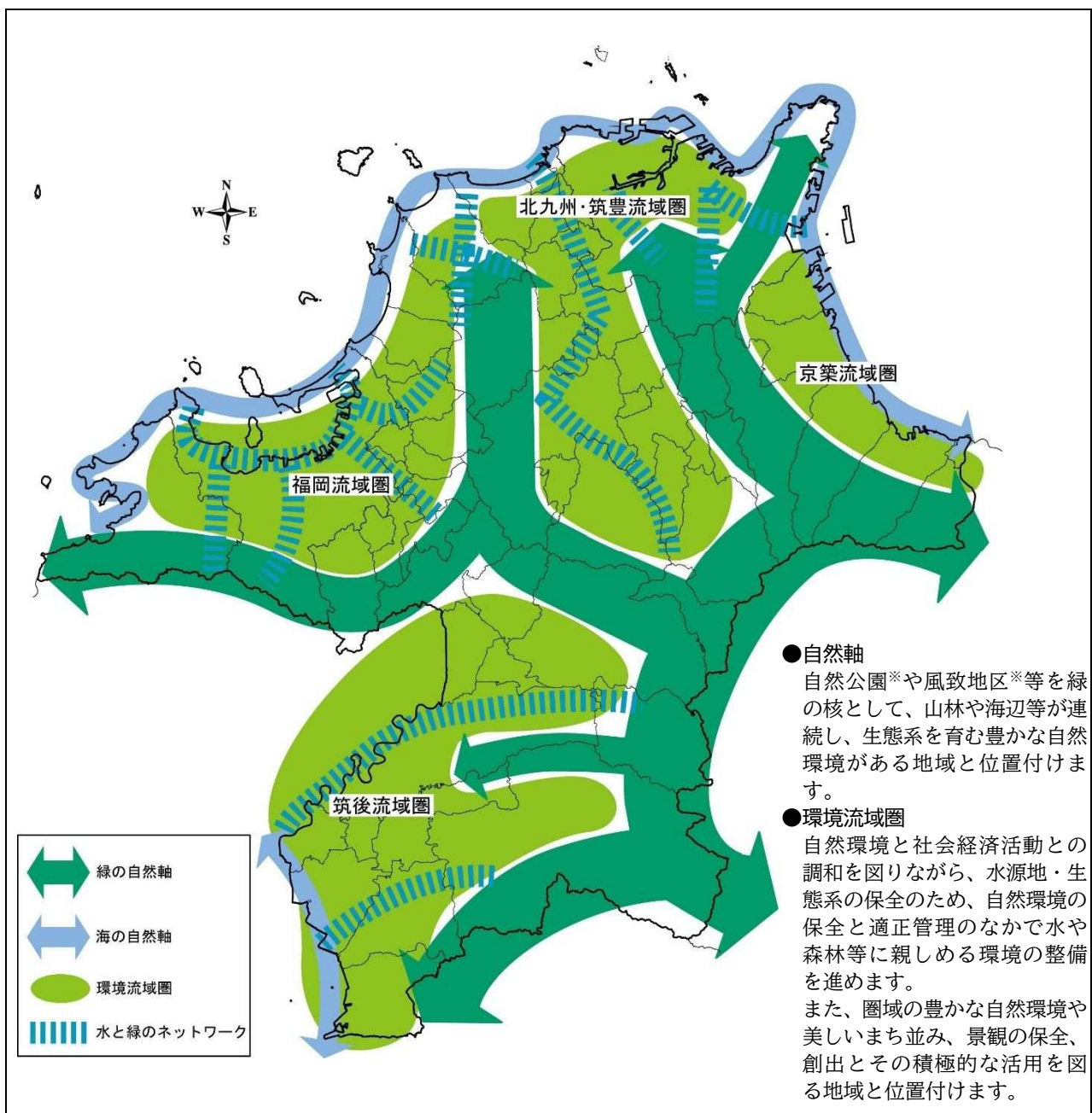
そして、これらにより、国際中枢機能や産業・経済・文化等の高次都市機能をもつ都市ネットワークを構築し、県内各都市の活力を増進させ、学術研究・文化等の情報発信や多様な人々の知的交流等が行われる、アジアの交流拠点の形成を図ります。



③自然軸と4つの環境流域圏

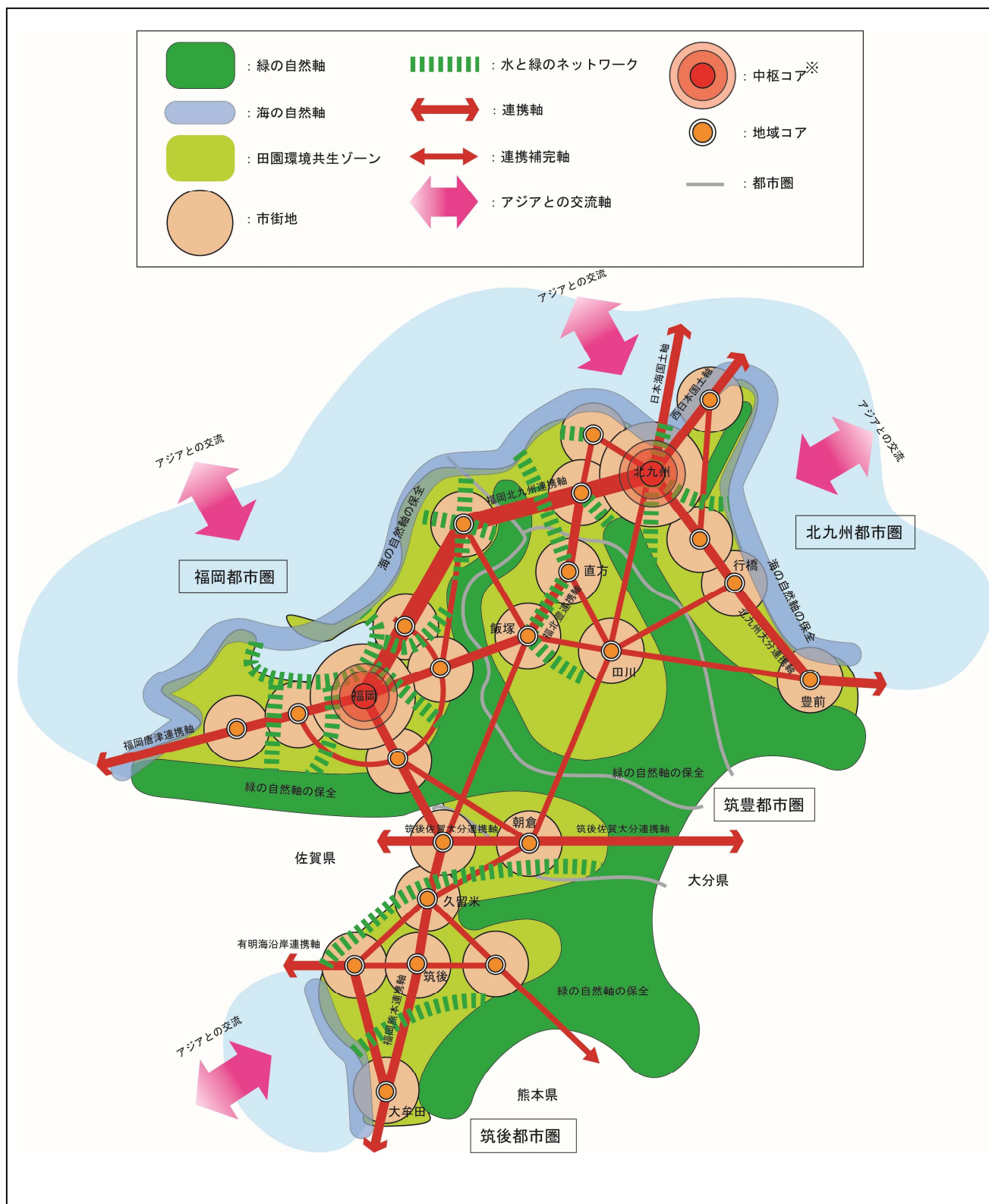
自然環境を保全・創造し、都市と農山漁村が調和する環境流域圏の形成

県土の背骨となる山地の自然軸及び海辺の自然軸を、本県の豊かな自然環境ベルトとして保全します。また、これらの自然軸で区分され、福岡県生物多様性戦略における流域圏に基づいて4つの環境流域圏を設定します。この圏域ごとに自然とのつながりや圏域の個性を重視して、水と緑のネットワーク※や循環型都市※の形成を推進して地球規模の環境問題への対応を図るとともに、上流域と下流域が一体となった防災性の向上、流域でのまちづくり※を行っていきます。



④全域での圏域構造

①4つのブロック圏と4つの都市圏、②9つの都市連携軸、③自然軸と4つの環境流域圏を重ね合わせながら、都市計画法の枠組みや拠点、住民の連携軸を加えた県全域の圏域構造図は以下のようになります。



■全域での圏域構造図

2-3 目指すべき都市構造

(1) 集約型の都市づくりの必要性

〔背景と必要性〕

人口が増加し開発圧力が高い時代においては、区域区分制度により市街地の範囲（市街化区域）を定め、市街地外（市街化調整区域）での開発を規制し、増加する人口への対応として、必要に応じて市街地を拡大させながら、現在の市街地を形成してきました。

しかし、人口減少時代においては、既存の市街地の人口も減少し、人口密度の低下により、空き地・空き家の増加、生活利便施設の撤退、公共交通の減便や廃止、コミュニティの維持が困難になるなど、様々な問題が各所で発生しています。

また、拡大・拡散された市街地では、道路や下水道等生活に欠かせない社会基盤の維持管理コストが膨大となり、都市経営へ大きな負荷をかけています。

このような背景のなか、持続可能な都市を構築し、人々の生活の質を向上させるために、「集約型の都市づくり」を進める必要があります。

〔期待される効果〕

集約型の都市づくりを進めることで、次のような効果が期待されます。

○生活の質の向上

- ・公共交通でアクセスしやすい場所に都市機能が集積することで、どの地域に住んでいてもサービスが受けられる
- ・身近なエリアで買い物や医療等の日常的な暮らしが送れる
- ・自動車を運転しなくても外出できる
- ・公園や緑地、郊外部等で自然や生物に触れることができる

○安全・安心な暮らし

- ・災害に危険なエリアから安全なまちなか等へ移り住むことで災害時の安全性が向上する
- ・空き地や空き家等が適切に管理され、地域の防犯性が高まる
- ・地域コミュニティが維持され、共助の下で安心して暮らせる

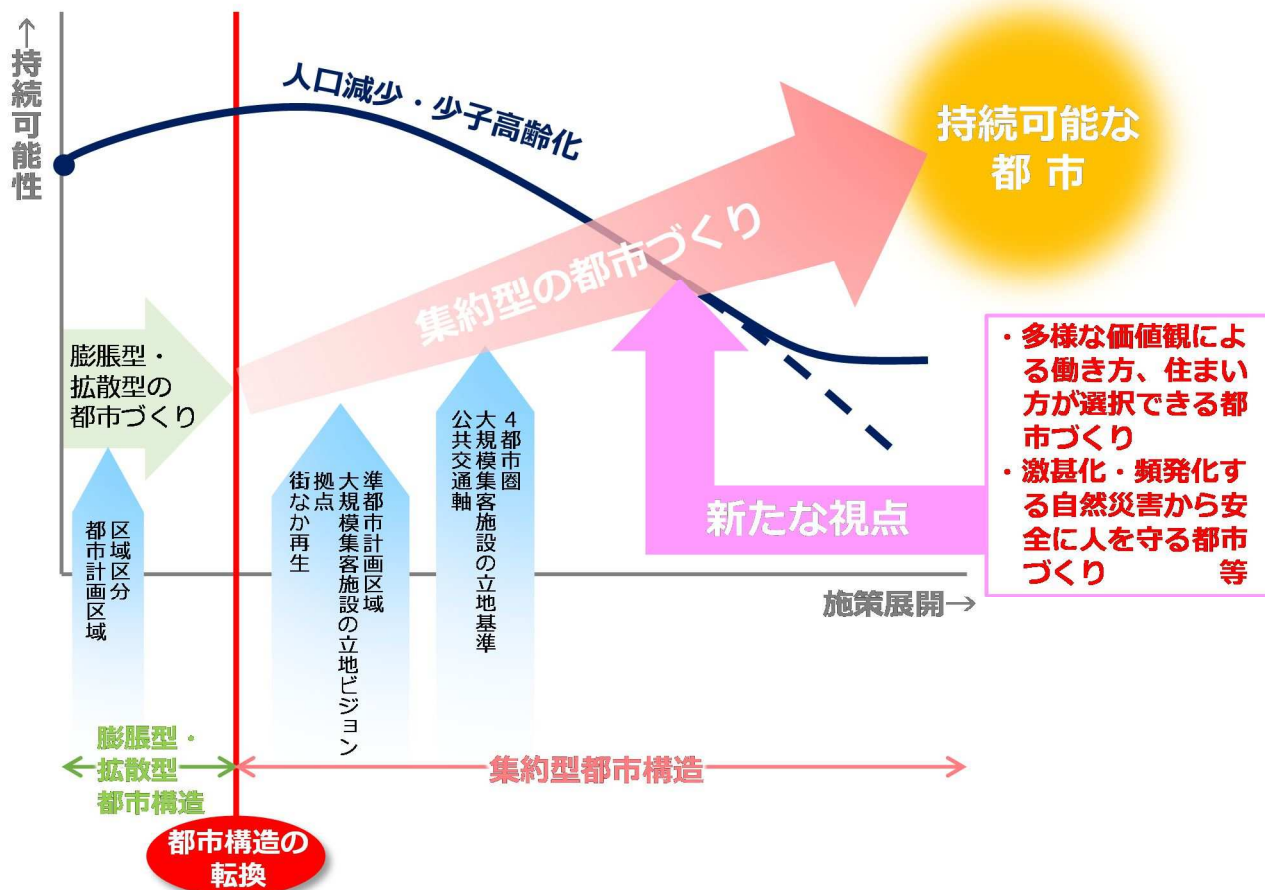
○環境負荷の低減

- ・自家用車から公共交通や自転車、徒歩等に転換されることで環境負荷が軽減される
- ・都市機能や居住が集積することでエネルギー効率が高まる

○持続可能な都市経営

- ・まちなかに人が集まり、にぎわいや交流が生まれることで、新たな産業や雇用が創出されるなど地域活性化につながる
- ・社会基盤の維持管理コストが縮減でき、財政状況が改善される

など



■持続可能な都市を目指した集約型の都市づくりのイメージ

(2) 集約型都市構造への転換

人口減少、少子高齢化が進行するとともに、拡散型の都市構造による中心市街地の空洞化が進んでいます。

このような人口動向も踏まえ、これまでの拡散型の都市構造から、拠点となる市街地の連携に必要な公共交通軸により、拠点や同軸沿線の一部への都市機能の集約も進め、便利な場所で暮らせる質の高い「集約型都市構造」への転換を目指します。

①基本的な考え方

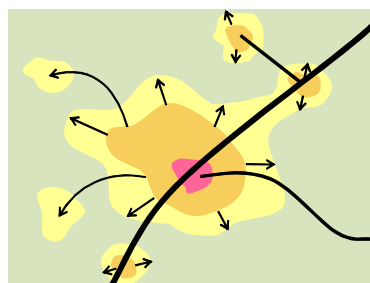
- 持続可能な社会を構築するうえでの種々の課題に的確に対応していくために、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることのできる「集約型都市構造」への転換を進めます。
- そのために、中心市街地や鉄道駅周辺等で既存の集積のある地区、もしくは新たな交通結節機能整備と連動したまちづくりが計画される地区を「拠点」として位置付け、土地の有効利用や魅力的な市街地空間づくりを促進し、多様な機能を備えた市街地の形成を図ります。
- あわせて、拠点間を結び都市の連携を促進させる軸を「公共交通軸」として位置付け、「拠点」とあわせ沿線の一部にも機能を集約させることで公共交通の維持・充実を図り、多様な交通手段の確保と都市機能の相互補完を図ります。
- 「拠点」や「公共交通軸」沿線以外では、用途地域等の都市計画制度による適正な土地利用を進めるとともに、市街地の低密度化への対応を図ります。
- 市街地内外において、緑地や農地、自然地等を保全・復元・創出することにより、市街地と自然環境が調和・共存するメリハリのある土地利用の形成を図ります。
- 市町村境界部における計画の連続性確保のため、都市圏ごとの都市計画区域マスタープランの決定等、広域的な枠組みによる都市づくりを推進するとともに、まちづくりに関するオープンデータ化を進めるなどデジタル技術の活用等により多様な主体による戦略的な施策展開を促進します。

[時間軸]

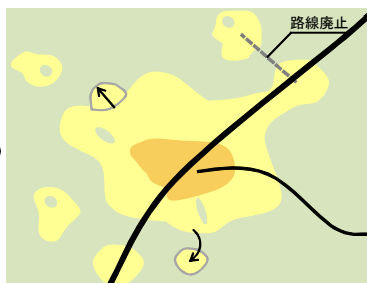
人口減少局面へ

- ◆人口増加
- ◆市街地の拡大圧力が高い

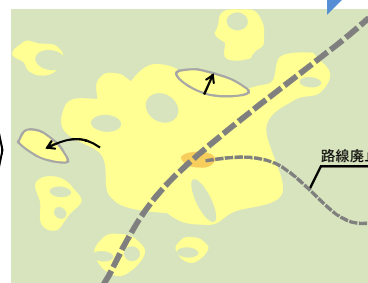
- ◆人口減少、高齢化に伴う人口減少
- ◆人口減少により市街地の低密度化が進行



○人口増加に伴う都市化圧力により、市街地の拡大、郊外の大規模開発等が飛躍的に進行。



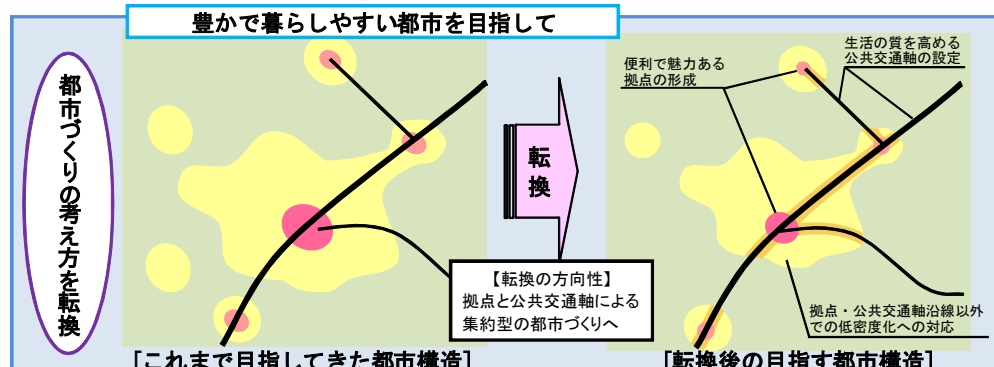
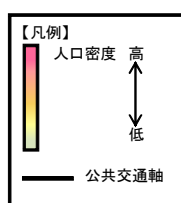
○中心市街地の活力が低下。既成市街地における少子高齢化等による低密度化、空洞化が発生。市街地縁辺部、郊外への部分的拡散が進行。



○中心市街地の機能の更なる低下。人口減少に伴う既成市街地の低密度化、空洞化が進行する一方で、都市の部分的拡散も更に進行。

計画的に誘導

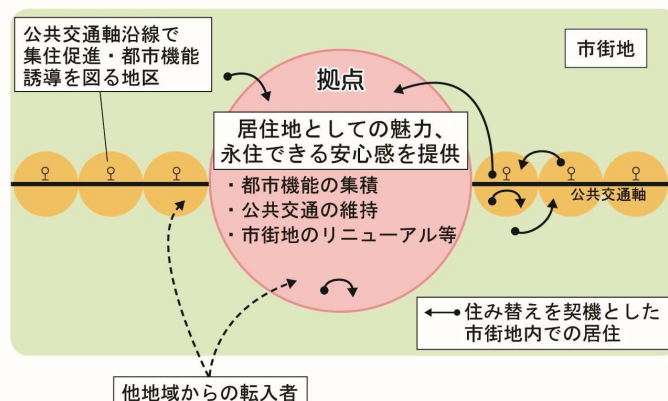
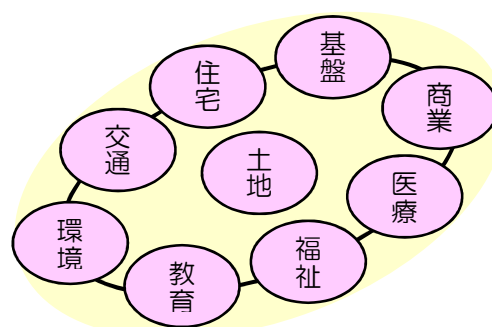
豊かで暮らしやすい都市を目指して



■集約型都市構造への転換イメージ

②便利で魅力ある拠点の形成

- 都市整備を積極的に展開していく区域として、都市機能の集約を図る拠点や集住を促進していく地区を明らかにしていきます。
- 市街地整備や民間活力の活用により都市機能や居住機能^{*}の集約を図り、便利で魅力ある拠点を形成していきます。
- 実施に際しては、基盤整備や住宅、交通、商業、医療、福祉、教育、環境等の各施策間の連携を図りながら施策を展開していきます。
- これらの便利で魅力ある市街地づくりを前提としつつ、居住者の住み替え発起を契機として、暮らしやすく、住み続けられる地区への居住を促進していきます。



■便利で魅力ある拠点の形成イメージ

③生活の質を高める公共交通軸の設定

- 公共交通軸沿線に居住や都市機能を誘導し、多様な交通手段が確保された豊かで暮らしやすい都市の持続可能性を高めるための公共交通軸を設定していきます。
- 公共交通軸を明確化することで、拠点と公共交通軸による実効性のある集約型の都市づくりを進めていきます。
- 公共交通軸沿線の一部における各種事業や定住に対する補助等の検討の根拠とします。
- 集約を促進させる地区を明示することで、民間投資を誘導します。
- 拠点や都市間での都市機能の相互補完により、財政制約下においても効率的な行政サービスの提供が可能な都市づくりを展開していきます。

④拠点・公共交通軸沿線以外での低密度化への対応

- 拠点や公共交通軸沿線以外の既成市街地や既存集落においては、人口や生活利便施設の減少に伴う低密度化に対し、地域の実情に応じて適切に対応していきます。
- 災害の危険性が高い地区や地形条件から居住地として利用可能性が低い地区、市街地として維持を図る必要性が低いと判断された地区においては、自然的環境への回帰もしくは公園、市民農園、共同駐車場など土地の多面的な活用を進めていきます。
- 拡大する住宅需要に応えるため高度経済成長期に整備された郊外型の住宅団地では、同時期に同世代が入居し年齢層に偏りがあることに起因して、高齢化や空き家の発生等の問題を有しています。このため、存続が必要な団地においては居住環境等の再構築などを行いながら住宅団地としての維持・向上を図ります。

拠点・公共交通軸沿線以外での低密度化への対応

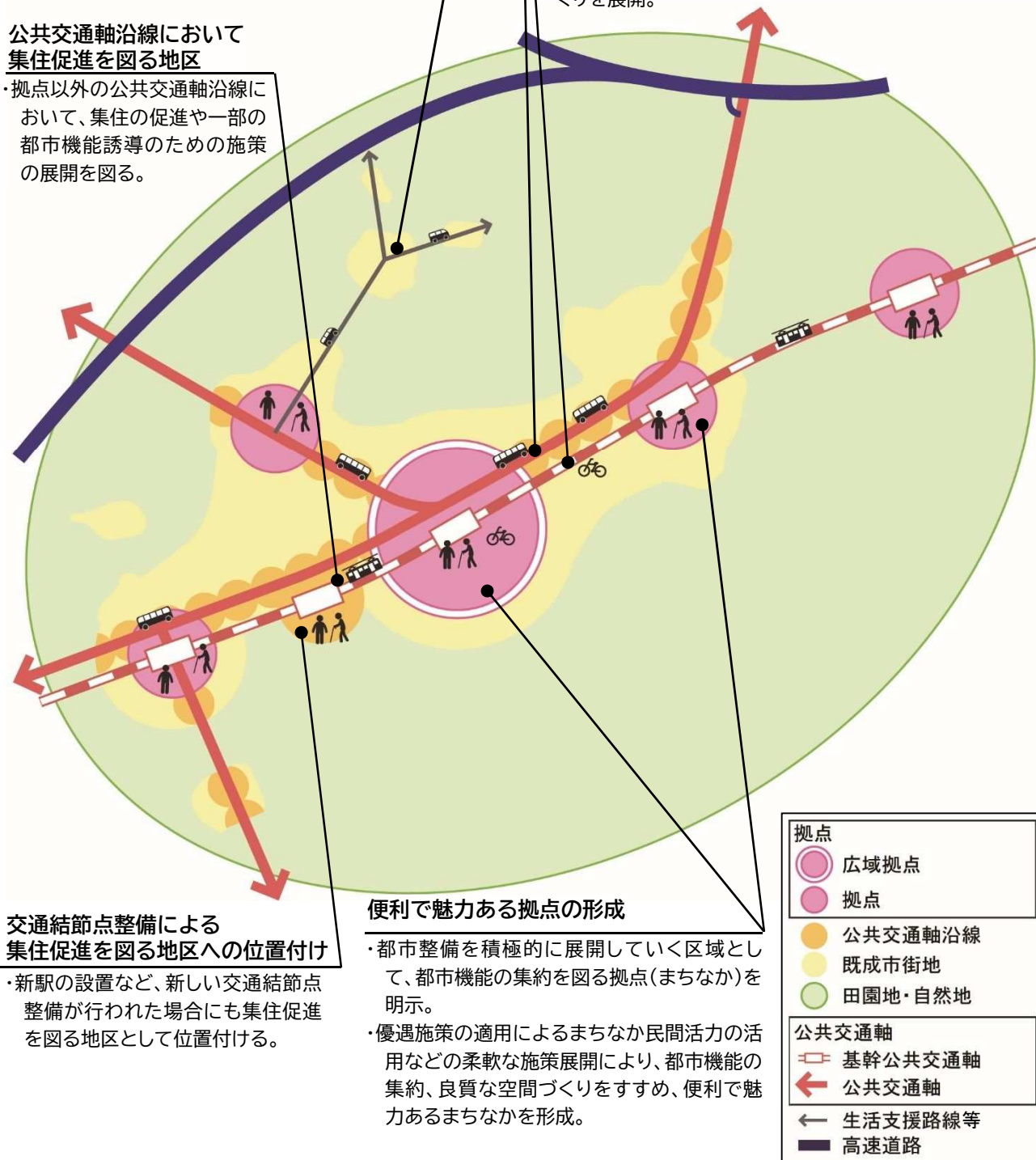
- ・拠点や公共交通軸沿線以外における既成市街地や既存集落の低密度化への対応が必要。
- ・災害の危険性が高い地区や居住地として不適な地区などにおいては、自然的環境への回帰もしくは公園など多面的な活用を図る。
- ・郊外の住宅団地においては居住環境等の再構築などを行いながら、質の向上を図る

公共交通軸沿線において集住促進を図る地区

- ・拠点以外の公共交通軸沿線において、集住の促進や一部の都市機能誘導のための施策の展開を図る。

生活の質を高める公共交通軸の設定

- ・便利で質の高い日常生活が可能となる公共交通軸を設定。
- ・公共交通軸沿線において居住や都市機能の集約を進め、拠点間の交流や交通需要を創出しながら公共交通の維持・充実を図り、多様な交通手段が確保された都市づくりを展開。
- ・拠点や都市間での都市機能の相互補完により、財政制約下においても効率的な行政サービスの提供が可能な都市づくりを展開。



■集約型の都市づくりの進め方イメージ

(3) 集約型都市構造のパターン

① 中枢機能をもつ核となる都市が存在する集約型都市構造

広域的な中枢機能を有する、核となる都市が存在する都市圏では、人口などの集中に変化が見えはじめていたり、自然環境保全や環境に与える負荷の軽減等を総合的に判断すると、必要となる都市機能や居住機能を適切に配置、質の高い都市づくりを進める必要があります。

〔広域的視点に基づいた都市づくり〕

- ・生活圏の実態的な広がりや、人口減少なども考慮しつつ、広域的かつ持続可能な視点に基づいた都市づくり（市街地の集約や交通網構築、緑地の保全など）を進めていきます。

〔中心市街地や交通結節点等を中心とした複数の拠点の形成とメリハリのある市街地の形成〕

- ・中心市街地や鉄道駅周辺など都市機能の集積がある複数の地区を拠点として位置付け、公共交通軸沿線の一部も含め、多様な機能の集約を進めていきます。
- ・拠点においては大規模な事業用地の確保が困難な面もあることから、公共交通でも車でも利用可能な公共交通軸沿線への集客施設の立地も誘導していきます。

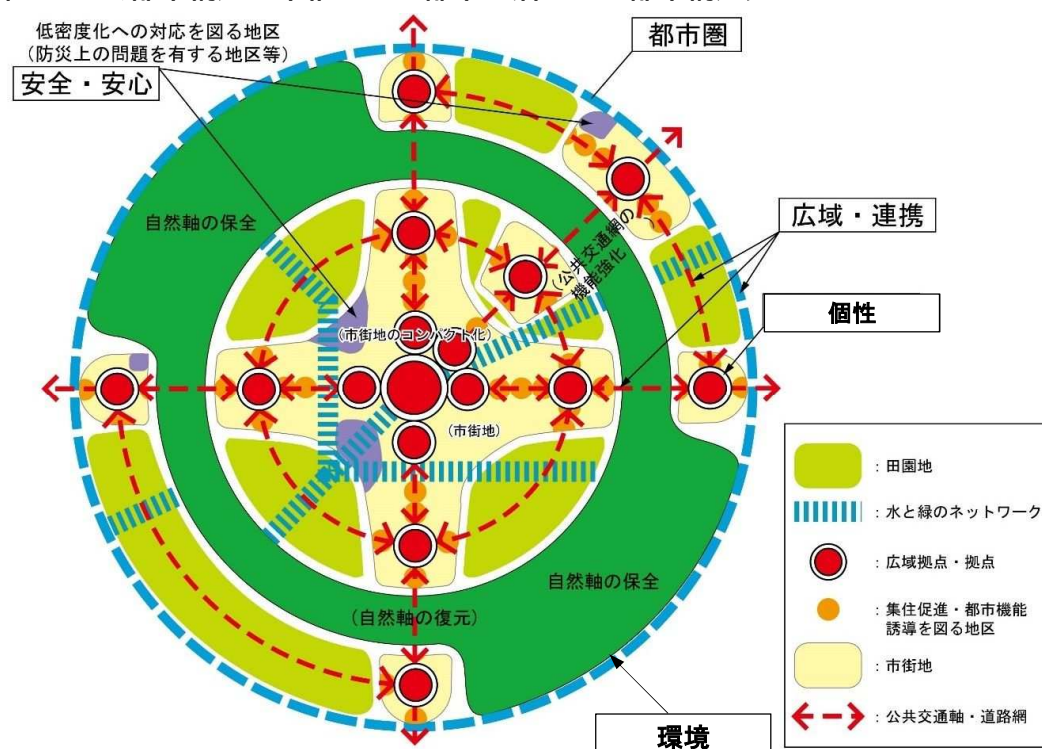
〔拠点間ネットワークの形成〕

- ・公共交通軸や道路網により、人や物の交流や都市機能の相互補完など、拠点間の連携を促進します。

〔市街地の低密度化への対応〕

- ・人口減少下においては厳しい財政運用が迫られるとともに、多くの公共施設が今後更新期を迎えようとしており、従来と同等の公的サービスの提供を続けていくことが困難となる場合も想定されます。このため、計画的な拠点及び公共交通軸設定、公共施設のマネジメントと併せ、低密度化が進行する地区の多面的な活用を図ります。

〔目指していく都市構造：中枢となる都市を活かした都市構造〕



②中小都市等により構成された集約型都市構造

中小都市等により構成された都市圏では、都市の機能集積や中心性がさほど高くなく、郊外部において農地や緑地の消失を招く住宅団地等のスプロールの開発やミニ開発、大型小売店舗の進出等に伴う中心市街地の空洞化が進行しており、拡散型の都市構造が形成されています。これらの都市圏においては、様々な都市問題を解決し、多様な世代が暮らしやすく、かつ環境負荷の少ない都市構造を形成していく必要があります。

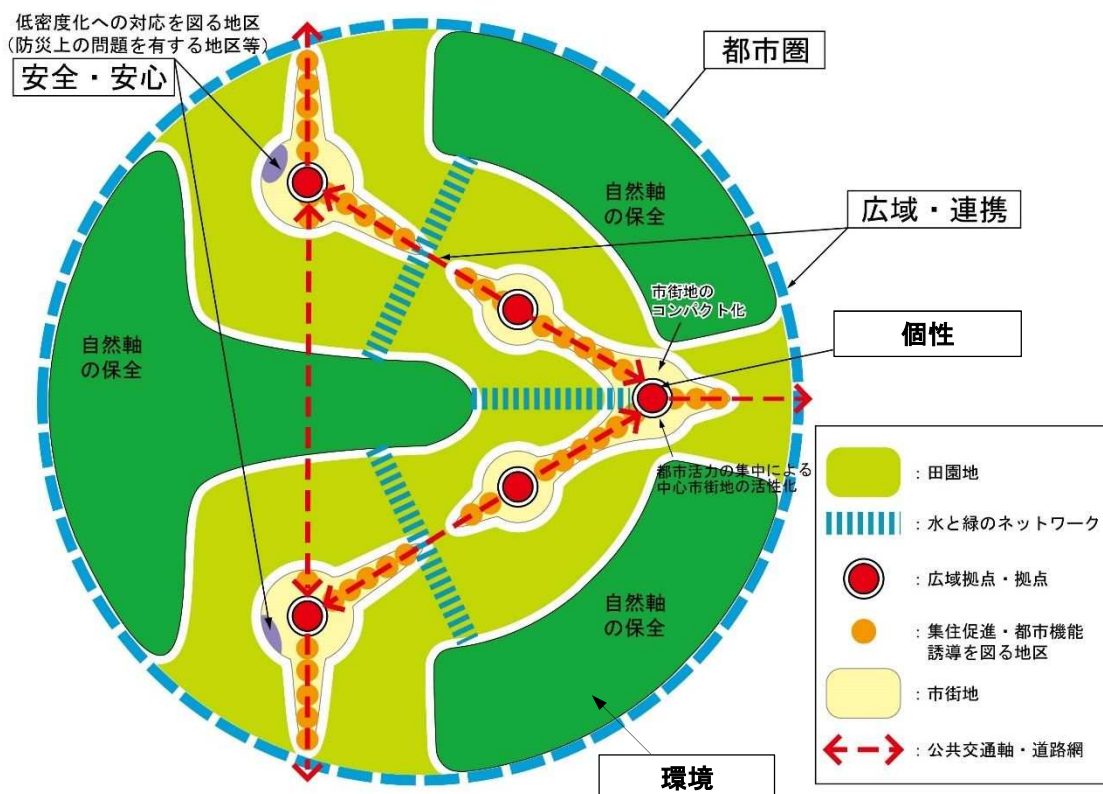
〔市街地拡散※を抑制し、環境と調和した活力ある都市構造への転換〕

- ・市街地周辺での無秩序なスプロールの開発やミニ開発、大規模集客施設の進出等を抑えることにより、市街地が必要以上に拡散することを抑制します。
- ・中心市街地部や駅周辺を拠点と位置付け、公共交通軸沿線の一部も含めた土地の有効利用やミクストユース※の促進等を進めることにより、公共交通需要を集中させ、市街地の活性化（都心居住、職住近接※、産業の活性化、多様な世代によるコミュニティ形成）と公共交通の維持・充実を図ります。
- ・防災機能、レクリエーション機能等を有する田園地や自然地を保全し、環境と調和した都市構造への転換を図ります。

〔都市機能の相互補完のための公共交通軸・道路網の形成〕

- ・中小都市等においては、一つの都市で必要とされるすべての機能やサービスを提供していくには限界があるため、生活圏としてつながりをもった地域の複数の都市が連携し、都市機能の一部を分担しあう、より広域的な都市圏の形成を図ります。
- ・公共交通軸や道路網により、より広い地域内における都市間の交流・連携の活性化と不足する都市機能の相互補完を図ります。

〔目指していく都市構造：都市間の連携に基づく都市構造〕



(4) 集約型の都市づくりに向けた段階的土地利用構造の考え方

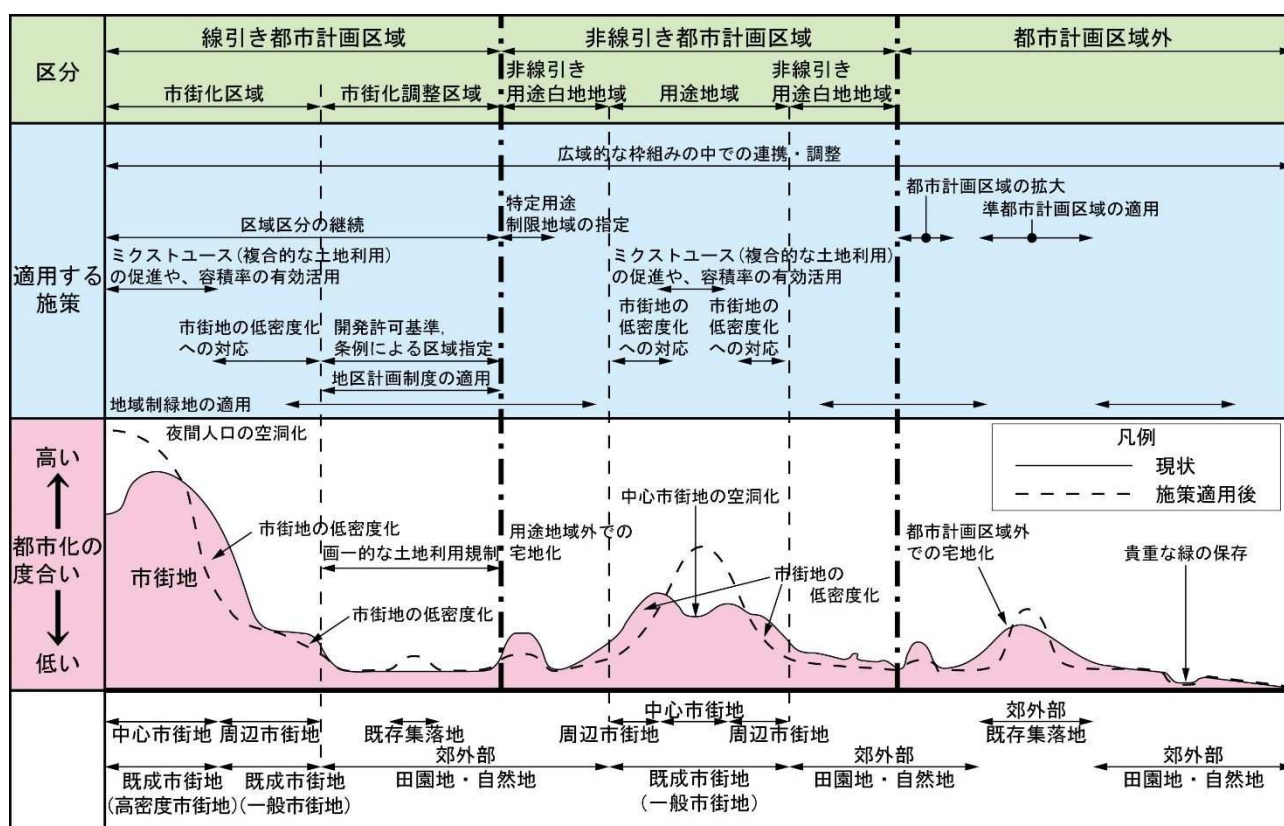
集約型の都市づくりのため、既成市街地において土地の有効利用、魅力的な市街地空間づくりやミクストユースの促進を図ります。また、周辺部においては開発許可制度や地区計画の活用などにより、地域の実情に応じた施策運用による“市街地と田園、自然環境と調和のとれた土地利用の形成”を進めていきます。

これまでの土地利用に関する都市計画制度は、規制内容や区域指定等について画一的な傾向がありました。このため、“非線引き用途白地地域”や“都市計画区域外”といった土地利用規制の弱い区域では、都市計画望ましくない開発がなされるといった問題が発生していました。

しかし、平成12年5月の都市計画法改正で区域区分の適用が選択制となったことや準都市計画区域及び特定用途制限地域などの新たなメニューが追加されたことに加えて、平成14年に創設された都市再生特別措置法により都市再生緊急整備地域の指定や立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域・居住誘導区域の指定等が可能となり、地域の実情にあった、よりきめ細かな都市計画制度の運用ができるようになりました。

従来は、「都市」と「農山漁村・自然」という二極的なとらえ方が行われていた土地利用についても、今後は、都市と農山漁村との調和を基調として考えていきます。

具体的には、地域の実情と将来像を把握し、各種法制度を適切に運用しながら、高密度市街地～一般市街地～既存集落地～田園地～自然地と、段階的に行われる土地利用を図ります。



■現在の土地利用に対する施策適用イメージ

参考：持続可能な都市構造の実現のための『立適+（プラス）』

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000118.html

（５）集約型都市構造における区域区分等の考え方

①都市計画区域・準都市計画区域の考え方

人口減少・少子高齢化への対応や、自治体間の広域的な連携を図っていくためには、都市計画を行う枠組みや土地利用規制を見直すことにより、拠点や公共交通軸沿線への都市機能の配置を進め、質の高い「集約型の都市づくり」を進めていく必要があります。

本県では、自治体間の広域的な連携が図りやすいよう、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤・通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的・経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、一体的な都市計画区域等の指定を行います。なお、都市計画区域マスタープランについては、広域的な枠組みにおいて連携する仕組みづくりを進めていくため都市圏ごとに決定します。

〔基本的な考え方〕

- 現在の都市計画区域及び準都市計画区域を継続し、廃止は基本的に行いません。
- 区域が未指定の地域においては、地域の実態を踏まえ、都市計画区域や準都市計画区域の指定を検討します。
- 土地利用状況や生活圏等が大きく変化した場合は、必要に応じて、県が広域的観点から都市計画区域等の再編を行います。

②区域区分の考え方

県が行う区域区分については、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図るという目的を達成するため、市街地の拡大・縮小の可能性、良好な環境を有する市街地の形成、緑地等自然環境の整備又は保全への配慮の視点から適切に判断・決定します。

〔基本的な考え方〕

- 線引き都市計画区域においては、基本的に現在の区域区分を継続します。
- 都市動向を把握しながら、必要に応じて市街化区域の見直し（市街化区域から市街化調整区域への編入（逆線引き※）又は市街化調整区域から市街化区域への編入）を行います。
- 区域区分が未指定の非線引き都市計画区域においては、地域の実態を踏まえ、区域区分の導入を検討します。

第3章 都市づくりの戦略

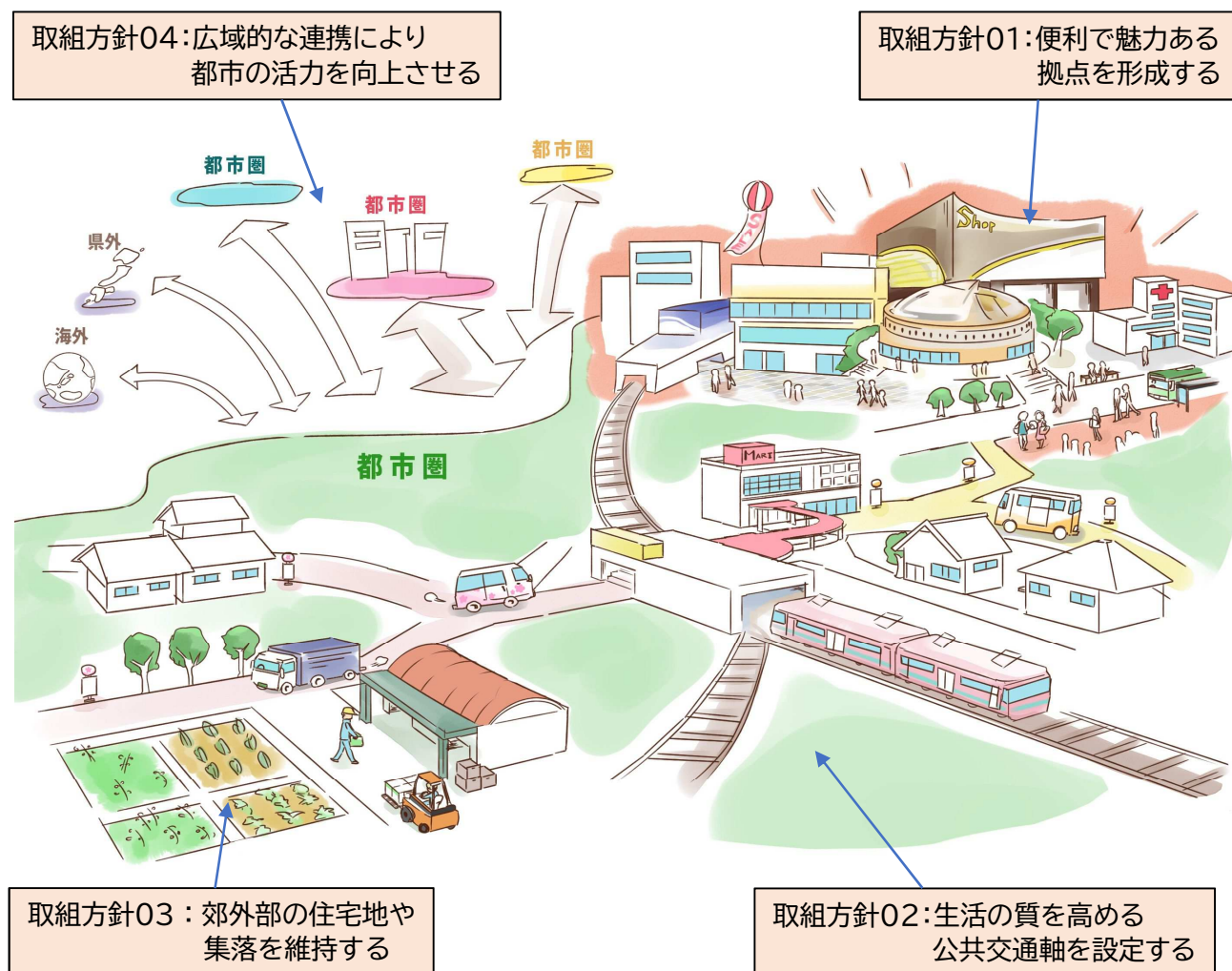
都市づくりの目標や目指すべき都市構造を実現するため、本県が取り組むべき8つの都市づくりの戦略を示します。

- 戦略1 拠点と公共交通軸による集約型の都市づくりの推進
- 戦略2 人、モノ、情報の自由な交流の創出
- 戦略3 魅力あふれるまちなかの創出と再生
- 戦略4 災害に強く環境にやさしい都市の構築
- 戦略5 多様な暮らしを支える基盤の形成
- 戦略6 美しく個性豊かな地域づくり
- 戦略7 自然と共生した都市づくり
- 戦略8 共に学び共に創るこれからのまちづくり

戦略1 拠点と公共交通軸による集約型の都市づくりの推進

人口減少下における持続可能な都市のあり方として、本県が目指す集約型の都市づくりの実現に向けた取組が求められています。

便利で魅力ある「拠点」の形成と、それらをつなぐ「公共交通軸」を設定することで、拠点や公共交通軸沿線への都市機能や居住機能の集約を図るとともに、広域的な都市間連携を促しながら、県全体が持続的に発展できる都市づくりを推進します。



■拠点と公共交通軸による集約型の都市づくり推進イメージ

取組方針01：便利で魅力ある拠点を形成する

本県では、集約型の都市づくりを推進するため、中心市街地や鉄道駅周辺等で既存の都市機能の集積がある地区、新たな交通結節機能整備と連動したまちづくりが計画される地区を「拠点」、そのうち、一つの市町村を超える広域的で多様な都市機能が集積し、広域から多くの人が集まり、公共交通によるアクセスが確保されている拠点を「広域拠点」として位置付け、便利で魅力ある拠点づくりを進めています。

多様な人々が訪れ、働き、便利で快適に暮らす「拠点」を形成するため、都市活動や生活に必要な都市機能の集約を図るとともに、快適な暮らし環境を実現できる市街地形成を推進します。

取組① 多様な都市機能の集約による魅力的な拠点づくり

- 既存の商店街やデパート等の大規模商業施設、市役所や町村役場、図書館等の行政・公共施設、スタジアムや劇場、映画館等のスポーツ・娯楽施設、文化ホールや美術館等の文化・芸術施設、高次医療病院や福祉施設等の医療・福祉施設、大学等の学術・研究施設、金融機関等の業務施設、医療などの都市機能を維持・更新・強化していくことによって、「拠点」としての持続性や魅力の向上を図っていきます。
- 「拠点」に都市機能を集積していくうえで、商業、住宅、オフィスなどの多様な機能の土地利用を図るミクストユースの推進、職住近接にも効果的に活用できる複合施設や駅ビル内スペースの多面的利用による高度利用※を促進します。
- 各都市の「拠点」では、その地域の個性や特色を活かした「拠点」づくりのほか、行政区域内の他の拠点や隣接市町村の拠点との機能補完を行うことにより、効率的な都市経営と拠点間の交流を促進していきます。
- 公共交通が結節している「拠点」においては、結節点機能と連携した駅前広場や歩いて回れる歩行者空間など、人中心のまちづくりを推進していきます。
- 駅前広場やメインストリートにおけるにぎわいの創出や、ウォーカブルな空間として整備することで、「拠点」の魅力を高めていきます。
- 小径や裏通りなど、新たな個性空間の創出や、ちょっと寄り道したくなる魅力づくりを推進していきます。
- まちに訪れる人との交流や地域の人々のコミュニケーションを楽しむまちかどエリアにおいては、憩いのための空間づくりやまち並み景観も重要な役割を有しており、魅力あるファサード※や花や緑に彩られた歩道空間の創出を促進していきます。

取組② 拠点における快適な居住環境の形成

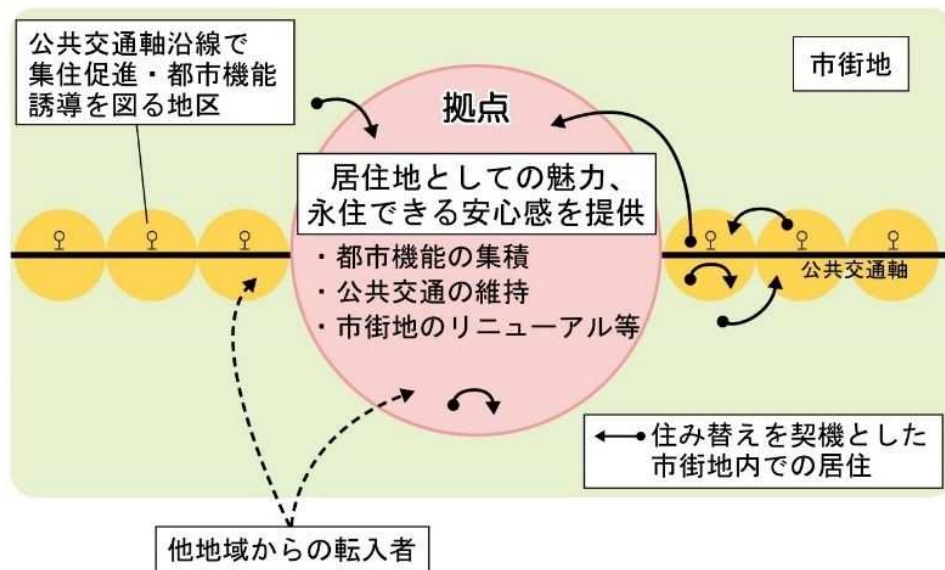
- 「拠点」への集住を図るため、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を送ることのできる良質な住宅ストックの形成や、居住環境の再生、土地の有効・高度利用を促進します。
- 身近な場所で便利に暮らせる環境を確保するため、「拠点」においては、大規模集客施設を維持・誘導します。
- 「拠点」内では、自動車がなくとも容易に移動できるよう、公共交通サービスを維持・強化するとともに、安全で快適な歩行空間、自転車通行空間等の道路環境整備により、ウォーカブルな環境整備を推進します。
- 図書館、文化ホール、児童館等の高次な都市サービスの誘導や、地域コミュニティの形成を促進する交流施設、子どもや高齢者等が憩い健康増進にも役立つ公園の整備等、便利で快適に暮らせる環境づくりを推進し、居住地としての魅力を高めることで「拠点」への集住を促進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆区域区分制度や用途地域等による「拠点」外における土地利用規制
- ◆特別用途地区による特定の建物用途の誘導
- ◆大規模集客施設の立地基準による大規模店舗等の拠点への誘導
- ◆立地適正化計画に基づく施策による都市機能や居住の誘導

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略3（取組方針10）：ウォーカブルなまちなかをつくる
- 戦略3（取組方針11）：地域の顔となるまちなかをつくる
- 戦略4（取組方針13）：災害に強い都市をつくる
- 戦略5（取組方針16）：誰もがいきいきと暮らせる環境整備を進める
- 戦略5（取組方針17）：多様なライフスタイルに応じた住宅環境をつくる



■便利で魅力ある拠点の形成イメージ



■快適な暮らし環境が整った拠点（福岡市西図書館）

出典:福岡県観光WEB クロスロードふくおか

取組方針02：生活の質を高める公共交通軸を設定する

本県では、集約型の都市づくりを推進するため、拠点間を結び都市の連携を促進させる軸を「公共交通軸」、そのうち、鉄軌道等の特に質が高いものを「基幹公共交通軸」として設定し、人口減少下においても多様な交通手段の確保を図ります。

「公共交通軸」沿線に都市機能や居住を集約することで公共交通の潜在需要が創出され、公共交通の利用促進により公共交通サービスが向上し、さらに都市機能が集積するといった好循環が生まれることで、公共交通と一体となった都市づくりを進めます。

取組① 公共交通軸沿線への都市機能・居住の集約

- 公共交通軸沿線において、拠点における多様な都市機能を補完するため、駅と直結した大規模集客施設や、公共交通軸沿線における駅やバス停と一体となった利便施設の立地を誘導していきます。
- 公共交通軸沿線に居住を集約することで、公共交通サービスを利用しやすい住環境や職住近接の都市の形成を推進するとともに、公共交通の潜在需要を創出し、公共交通の利用促進を図ります。

取組② 公共交通軸における公共交通サービスの維持・強化

- 拠点に容易にアクセスできる鉄軌道やバスなどの公共交通を将来にわたり維持・強化していくため、関係機関と連携しながら公共交通の利用促進に向けた取組を推進します。
- 生活の質を高めるための公共交通サービスの向上に向けて、公共交通軸における道路機能の強化や交通渋滞の解消、鉄道の高架化等を推進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆特定用途制限地域等による公共交通軸沿線以外への都市機能の立地抑制
- ◆大規模集客施設の立地基準による大規模店舗等の公共交通軸沿線への誘導
- ◆地区計画や駅前再開発事業等による交通結節点への都市機能・居住の集約

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略2（取組方針07）：高度に連携するシームレスな交通ネットワークを形成する
- 戦略2（取組方針08）：だれもが移動できる地域公共交通を維持・確保する
- 戦略4（取組方針15）：脱炭素化を推進する



■鉄道の高架化

出典:福岡県庁ホームページ



■公共交通軸と直結した大規模店舗

出典:福岡市 観光情報サイト よかなび

取組方針03：郊外部の住宅地や集落を維持する

「拠点」や「公共交通軸」沿線以外の既成市街地や集落地等では、豊かな自然環境や田園地等の良好な景観が広がっており、郊外部ならではのゆったりとした暮らしが営まれています。

これら既成市街地や集落地等では、現在ある良好な住環境や営農環境等を保全するとともに、必要な行政支援を行うことで、地域コミュニティや集落の維持を図ります。

取組① 拠点以外の既成市街地における住環境保全

- 「拠点」以外の既成市街地では、それぞれの地域特性に応じた土地利用を推進することで、住み慣れた地域で将来も住み続けられるよう良好な住環境の維持・改善を図ります。
- 低層住宅が立ち並ぶ地域等においては、良好な住環境を保全するため、大規模な商業施設や工場等が隣接して建設されないよう周辺環境に配慮した土地利用を推進します。
- 広域道路沿線等に種々の建物が混在し、市街地の拡散が進行している地域においては、関係法令との調整を図りながら、様々な都市計画制度の活用により無秩序な開発が進まないよう土地利用の整序化を行います
- 空き家や空き地が増加し既成市街地の低密度化が進行する地区においては、空き家の建替えや空き地の魅力的な空間活用を図るほか、地区の特性や現在の居住状況等を踏まえて、自然的環境への回帰や公園、市民農園、共同駐車場等の多面的な活用を進めます。
- 地域公共交通サービスにより「拠点」や最寄りの交通結節点、「公共交通軸」へのアクセス性を確保することで、多様な都市機能を利用しやすい環境を確保します。

取組② 田園地等における営農環境の保全と集落維持

- 田園地等では、無秩序な市街化を抑制しつつ、田畑、果樹園等の営農環境を保全し、既存集落の維持と活力増進を図ります。
- 社会基盤が整備されている既存集落における都市基盤の計画的な更新や、人口減少・少子高齢化等により活力が低下している既存集落等では、新たな居住者の受入れに必要な施設等の整備を推進するなど、地域特性に応じてきめ細かな対応を図ります。
- 集落内の移動や最寄りの生活機能へのアクセス性を確保するため、地域公共交通サービスの維持及び充実を図ります。

＜取組を推進するための都市計画手法等の例＞

- ◆地区計画や建築協定※等の活用による、低層住宅地の住環境保全
- ◆市街化調整区域における地区計画や条例指定区域等を活用した特定の開発許可による地域の実情に応じたきめ細かな都市計画制度の運用
- ◆沿道型店舗が立ち並ぶ地域等における区域区分制度への移行、用途地域の拡充、特定用途制限地域や地区計画を活用した土地利用の整序化
- ◆田園住居地域による営農環境と住環境が調和した良好な土地利用形成
- ◆優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号。）による優良田園住宅の活用

＜あわせて読みたい戦略（取組方針）＞

- 戦略2（取組方針09）：デジタル技術を活用してどこでも自由にサービスを受けられる環境をつくる
戦略5（取組方針19）：空き家や空き地を適切に管理・活用する



■棚田が広がる農村集落

出典：福岡県美しいまちづくり協議会

取組方針04：広域的な連携により都市の活力を向上させる

本県には、アジアに向けた国際交流拠点として経済・産業等の中枢機能が集積する「福岡都市圏」、高度な工業技術や国際的な物流機能を持ち、環境首都として都市再生が進む「北九州都市圏」、大学を中心とした研究機関やベンチャー企業の集積による産業展開を推進する「筑豊都市圏」、美しい自然と共生し、伝統産業や農産品等多様な地域資源を活かした産業展開を推進する「筑後都市圏」といった特色ある4つの都市圏があり、それぞれ個性豊かな都市で構成されています。

これら4つの都市圏やそれらを構成する都市が、広域的に相互に連携し合うことで、都市圏全体として活力向上を図ります。

取組① 4つの都市圏間の広域連携の強化

- 福岡・北九州・筑豊・筑後都市圏がそれぞれの個性を活かした魅力ある都市づくりを推進するとともに、不足する機能等は広域的に連携・補完し合うことで、県全体での活力増進を図ります。

取組② 都市圏内での市町村間連携の強化

- 都市部では、商業・医療・教育等の高次な都市機能の集積・強化や都市圏全体の経済をけん引する産業誘致を図るとともに、都市圏に住む人々の暮らしを支える医療体制・地域公共交通ネットワークの形成等を推進します。
- 近隣市町村が役割分担し、医療、教育、産業、地域交通などの日常生活に必要な機能を連携・補完し合うことで、人口の定住に必要な機能の確保と都市経営の効率化を相互に促進します。

取組③ 県外との連携促進

- 県を跨いで一体的な生活圏が形成されている県境においては、隣接した大分県、熊本県、佐賀県、山口県と連携した機能分担等を図ります。
- 九州各県や山口県、日本の主要都市と連携し、観光振興や経済成長、災害体制の構築などに取り組むことで、一体的な発展を促進します。
- アジアをはじめとする諸外国との観光、ビジネス、文化交流など多方面への国際的な連携を創出する都市づくり促進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆複数市町村が連携して作成する広域立地適正化計画による市町村間連携
- ◆都市圏会議による連携した都市づくり

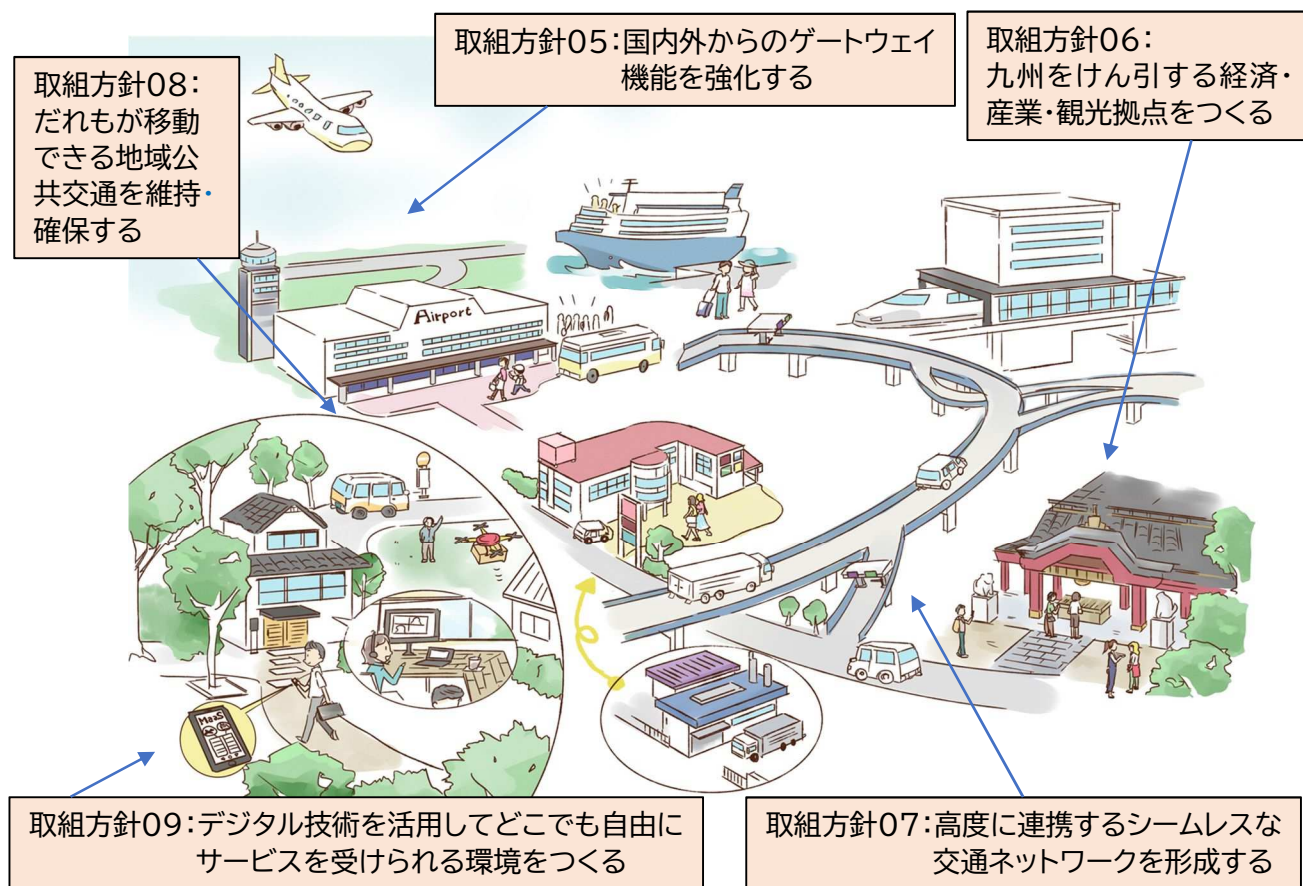
<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略2（取組方針05）：国内外からのゲートウェイ機能を強化する
- 戦略2（取組方針07）：高度に連携するシームレスな交通ネットワークを形成する
- 戦略5（取組方針18）：都市施設を良好な状態で長く大切に使う
- 戦略8（取組方針26）：将来像の実現に向けて都市づくりをマネジメントする

戦略2 人、モノ、情報の自由な交流の創出

デジタル技術の進展や経済のグローバル化などにより、人やモノ、情報の動きが活発化しており、それらに対応した都市づくりが求められています。

アジアからの玄関口となる交流拠点や九州をけん引する経済・産業拠点とそれらをつなぐ交通ネットワークの形成を推進するとともに、デジタル技術の活用も取り入れながら、どこにいても一定のサービスを自由に受けられる環境づくりを推進します。



■人、モノ、情報の自由な交流の創出イメージ

取組方針05：国内外からのゲートウェイ機能を強化する

本県には2つの空港（福岡・北九州）と4つの主要な港湾（北九州・博多・苅田・三池）があり、それぞれの特色を活かした役割を担っています。また、山陽新幹線及び九州新幹線が縦断しており、5つの新幹線駅が点在しています。

増加する物流や観光客等へ対応するため、これら空港、港湾、新幹線の施設整備を推進するとともに、本県の玄関口として交流人口の拡大に向けた活用を図ります。

取組① 空港、新幹線の施設整備と利活用

- 多様化する航空需要に幅広く応え、成長するアジアの活力を取り込み、九州全体の発展に繋げていくために、福岡空港と北九州空港の機能強化を進めていきます。
- 今後の航空需要の回復・増大を見据え、空港のゲートウェイ機能を発揮していくために、空港へのアクセス向上や空港の利便性向上など、受入環境の整備を図っていきます。
- 新幹線駅に直結した複合施設等の整備促進や駅周辺の土地利用促進、駅へのアクセス性向上などにより、新幹線を活用したまちづくりを推進します。

取組② 港湾の整備と利活用

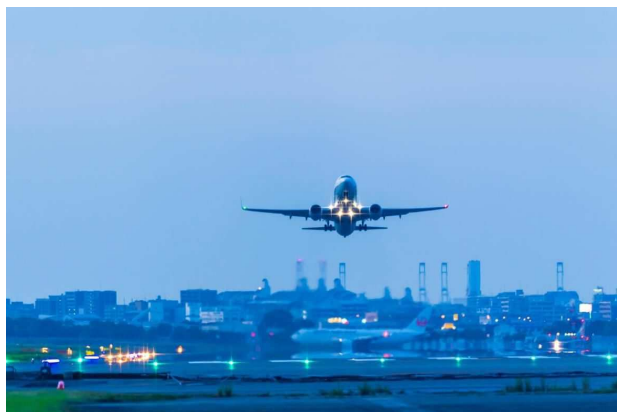
- 旅客船やクルーズ船、コンテナ船を受け入れるための岸壁・物揚場や臨港道路等の整備による港湾機能の強化を行います。
- 憩い親しまれるウォーターフロント空間の創造など、港湾に求められる多様なニーズに応えた機能拡充を図っていきます。
- 国際拠点港湾である北九州港・博多港においては、国際複合一貫輸送の促進に向けた取組を推進するとともに、物流の円滑化に向けて、高規格道路へのアクセス向上を図る整備を促進します。
- 重要港湾である苅田港と三池港においては、利用促進に向けて、港湾機能の充実や、港湾へのアクセス性の向上を図る道路網の整備を促進します。また、三池港においては、世界文化遺産としての価値の保全に取り組みます。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆市街地再開発事業※等による新幹線駅周辺の市街地整備
- ◆臨港地区や地区計画による港湾の利活用の促進

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略1（取組方針04）：広域的な連携により都市の活力を向上させる



■福岡空港

出典:福岡県観光webクロスロードふくおか



■新幹線筑後船小屋駅周辺のまちづくり

出典: 筑後市都市計画マスタープラン



■博多港

出典:福岡県観光webクロスロードふくおか

取組方針06：九州をけん引する経済・産業・観光拠点をつくる

県内では、臨海部や空港、インターチェンジ周辺等に大規模な産業団地が形成され、高規格道路網を活かした産業集積が図られています。

九州をけん引する経済・産業・観光拠点の形成に向けて、都心部での都市基盤整備を進めるほか、産業用地の整備や工場跡地等の利活用を推進します。

取組① 魅力ある経済・産業拠点の形成

- アジアに近い地理的な利点や、空港、港湾、東九州自動車道といった広域ネットワークを活かし、自動車産業をはじめとする大規模な産業団地の形成を推進します。
- 大学や研究機関、民間事業等による研究開発を促進し、最先端の技術が集積した学術研究拠点の形成を図ります。
- 民間事業者が技術の高度化や新製品の開発、新分野への進出等に挑戦しやすいよう、生産スペースを提供する賃貸工場の整備を促進します。
- 学校跡地や旧校舎を活用したサテライトオフィスやコワーキングスペース等への利活用を促進します。

取組② 地域の魅力を活かした観光・交流拠点の形成

- 県内各地域や県外との交流を促進するため、歴史・文化などの地域資源を活かした交流施設や地域の特産品を取扱う休憩・交流施設の整備を推進します。
- 世界文化遺産である明治日本の産業革命遺産に関連した施設整備や旧邸宅を活用したイベントなどの取組により、観光や交流の促進を図ります。
- 他都市との差別化を図るため、特定テーマや趣味活動をターゲットにした個性ある地域づくりを進め、何度も訪れたいくなるような観光地づくりを推進します。
- 観光客があふれ地域住民の活動に支障を与える観光公害が世界的に発生していることから、地域住民の生活にも配慮しながら観光・交流拠点の形成を進めます。

取組③ 産業誘致のための計画的な用地確保

- 新たな産業を誘致するため、臨海部や空港周辺、インターチェンジ周辺などの交通利便性の高い区域に産業団地を整備するなど、都市構造への影響も考慮しながら計画的な産業用地の確保を図ります。

取組④ 工場跡地等の都市アセットとしての有効活用

- 大規模な工場跡地等は都市アセットとして捉え、新たな産業を誘致するほか、都市の魅力を創出する他用途への転用を図るなど、土地の多面的な有効活用を図ります。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆「地域未来投資促進法」の活用による民間企業の戦略的誘致
- ◆市街化区域への編入や地区計画の策定、都市計画法第34条第12号に基づく条例の制定等による市街化調整区域への産業立地
- ◆用途地域の変更や特別用途地区、地区計画等を活用した工場跡地の多面的活用

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略3（取組方針11）：地域の顔となるまちなかをつくる

戦略6（取組方針21）：歴史や文化を活かした地域づくりを進める



■臨海部の工業団地

出典:福岡県



■宮地嶽神社

出典:福岡県観光webクロスロードふくおか



■石炭王と呼ばれた藏内次郎作の邸宅「旧藏内邸」

出典:福岡県観光webクロスロードふくおか

取組方針07：高度に連携するシームレスな交通ネットワークを形成する

県内には高速道路などの高規格道路をはじめ、国道、県道等により道路ネットワークが形成されています。また、新幹線や鉄軌道が県内外の主要都市を結んでおり、人々の移動や物流を支えています。

空港、港湾、新幹線駅などの本県への玄関口と各拠点等を結ぶ道路網の整備を推進するとともに、鉄軌道や高速バス、路線バスなどの二次交通を確保し、県内を自由に円滑に移動できる交通ネットワークの形成を図ります。

取組① 国内外の玄関口と拠点をつなぐ道路網の整備

- 空港、港湾、新幹線駅などの交通拠点と経済・産業・観光等の交流拠点を結ぶ道路網を形成するため、高規格道路と一体的に機能する国道、県道等の整備を推進します。
- また、都心部や観光地などの交通混雑を緩和し、移動環境の改善を図るため、自動車専用道路や環状道路、立体交差等の整備を推進します。

取組② 二次交通の確保・充実

- 観光客やビジネス客等の交流人口を県内各所へ波及させるため、空港や港湾、新幹線駅から観光地等への二次交通の確保・充実を図ります。
- 関係機関と協力し、鉄軌道や高速バス、路線バスなどの交通サービスの向上を図ります。
- 駅周辺におけるレンタサイクル・シェアサイクルの整備やグリーンスローモビリティ[※]等の新たなモビリティの導入等を進め、ラストワンマイルの移動手段の確保を推進します。

取組③ 交通結節点における機能強化

- 駅やバスターミナル等において、わかりやすい動線の明示や乗り換え案内サイン、リアルタイム情報発信等により、他交通機関への乗り換え機能の強化を図ります。
- タクシープールやバス停、送迎場を設置した駅前広場の整備等により、鉄道とバス、タクシー等、移動手段の連続性を確保するとともに、エレベーターやエスカレーターの設置など施設のバリアフリー化を推め、交通結節点における移動の円滑化を図ります。
- 複数の交通手段を最適に組み合わせ、ルート検索・予約・決済を1つのサービスとして提供するMaaSの推進や、AIによる待ち時間を活用した観光案内など、デジタル技術を活用した乗り換えの円滑化を図ります。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆街路事業等による道路網整備
- ◆連続立体交差事業等による鉄道の高架化・地下化
- ◆駅前再開発事業等による交通結節点の機能強化

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略1（取組方針02）：生活の質を高める公共交通軸を設定する

戦略1（取組方針04）：広域的な連携により都市の活力を向上させる



■福岡高速6号線（高規格幹線道路）

出典:福岡県資料



■大規模な歩行空間を再整備した駅前広場

出典:福岡市画像検索サイト「まるごと福岡博多」

取組方針08：だれもが移動できる地域公共交通を維持・確保する

モータリゼーションの進展や少子高齢化等による利用者の減少、担い手不足など、公共交通を取り巻く環境は厳しくなっています。誰もが気軽に外出できる環境を確保するため、地域ニーズに応じた多様な地域公共交通の導入やデジタル活用によるサービスの効率化を図り、生活の移動手段として不可欠な地域公共交通を維持していきます。

取組① 多様な手段による地域公共交通の維持・確保

- 利用者ニーズに応じたきめ細やかな公共交通サービスの提供や担い手の確保等により、地域公共交通の維持を図ります。
- 事前予約によるデマンド交通※や自家用有償旅客運送、市町村域を越えた広域運行等、多様な運行を行う市町村のコミュニティバスの維持・確保に取り組みます。
- 郊外の駅周辺等においては、訪れる人が様々な選択肢のなかから選べるよう多様な交通手段の提供を図ります。

取組② デジタルを活用した公共交通サービスの効率化

- 運転手不足の解消や過疎地域における移動手段の確保といった課題を解決する手段として期待される自動運転やAIを活用したデマンド交通、MaaS等の新たなモビリティサービスの導入を推進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

◆「地域公共交通計画」に基づく公共交通の確保

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略1（取組方針02）：生活の質を高める公共交通軸を設定する

戦略5（取組方針16）：誰もがいきいきと暮らせる環境整備を進める

戦略8（取組方針25）：多様な主体の参画によるまちづくりを実践する



■コミュニティバスの運行

出典:グラフふくおか



■デジタルを活用した公共交通
(AIを活用したデマンド交通)

出典:福岡市ホームページ

取組方針09：デジタル技術を活用してどこでも自由にサービスを受けられる環境をつくる

近年のデジタル技術の向上に伴い、どこにいても高質なサービスを受けられる環境が整いつつあります。郊外部や農村集落ならではの魅力を身近に感じながら、まちなかと同じような便利さも享受できる田舎暮らしを支えるため、デジタルの力を活用し、どこでも誰もが便利で快適に暮らせる都市づくりを推進します。

取組① デジタル活用に向けた環境整備

- 県内のどこに住んでいても、誰もがデジタルを活用したサービスの恩恵を享受できるよう、情報通信基盤の整備促進を図ります。
- 離島や山間地等の交通アクセスが困難な地域において、ドローンを用いた物流サービスや遠隔医療などのサービスを享受できる環境整備を推進します。
- コワーキングスペースの設置やサテライトオフィス、サテライトキャンパスの設置等によりリモートワークや教育DXなどを促進し、離れた場所でも多くの選択肢のなかから自由に職業や教育を選択できる環境整備を推進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

◆地区計画や特別用途地区等による多様な建物利用の誘導（容積率※の緩和、用途規制の緩和等）

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略1（取組方針03）：郊外部の住宅地や集落を維持する



■ドローンを用いた物流イメージ

出典:宇佐市ホームページ



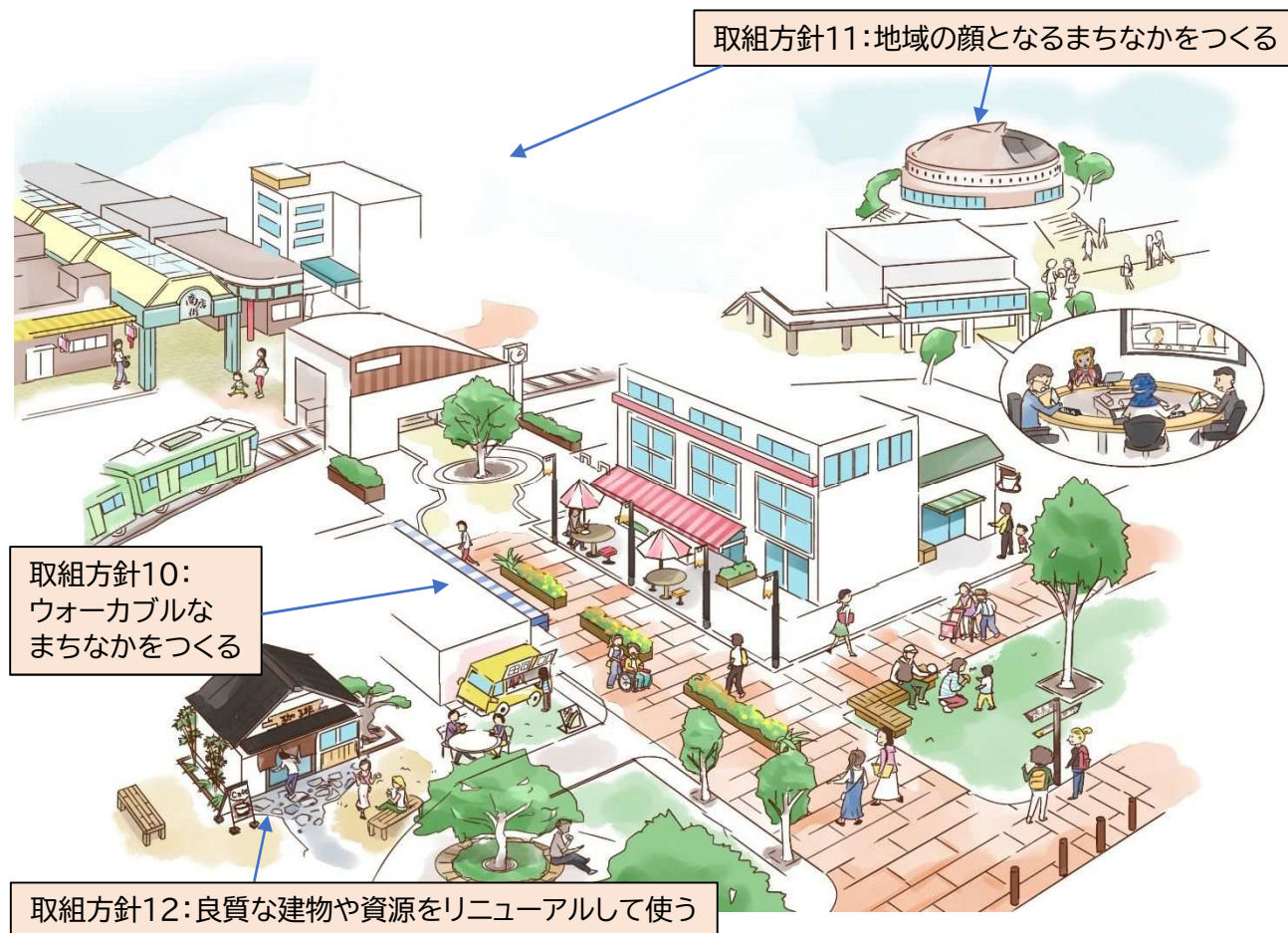
■古民家を活用した郊外部のコワーキングスペース
（福岡県うきは市）

出典:うきは市

戦略3 魅力あふれるまちなかの創出と再生

経済のグローバル化やインバウンドへの対応、国際競争力の向上など、アジアや九州をリードする求心力の高い都市づくりが求められています。

まちなかを国内外の交流拠点として創出・再生するとともに、人が中心のウォーカブルなまちなか整備を進め、国内外の人々から選ばれる、魅力あふれるまちなかづくりを進めます。



■魅力あふれるまちなかの創出と再生イメージ

取組方針10：ウォーカブルなまちなかをつくる

まちの魅力やエリア価値を向上するための要素のひとつとして、「ウォーカブル」があります。ウォーカブルな場所では、多くの人が出会い新たな交流が生まれることでイノベーションが起き、まちに新たな消費や投資、雇用をもたらします。

これまでの車中心のまちづくりから人が中心のまちづくりへと転換するため、歩行者や自転車を優先した道路空間の形成を進め、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかづくりを推進します。

取組① 居心地が良く歩きたくなる沿道環境の形成

- 歩行者目線の低層部分に店舗等があり、ガラス張りで中が見えると、人々は建物内の活動や商品、雰囲気を目視的に楽しむことができ好奇心を刺激されます。また、屋内外の境界が曖昧になることで街全体が開放的に感じられ、安心感や親しみやすさが生まれて歩くこと自体が楽しくなることから、沿道建物の連鎖的なリノベーションを促進し、まちに開かれた低層部分の創出を図ります。
- 歩道内や民地を活用したベンチの設置や芝生広場、休憩スペースの整備のほか、夏の日差しを遮る木陰を提供する街路樹の整備・適切な維持管理などにより、そこに居たくなる、留まりたくなる空間づくりを推進します。
- まちなかの顔となる中心市街地や商店街等において、ファサード整備や駐車場の建物裏側への配置等を促進し、楽しく歩ける沿道環境整備を促進します。

取組② 歩行者優先の道路空間整備

- 中心市街地や商店街等において、車道の歩道転換や民地を活用した歩行空間の拡幅、歩行者専用道路の設置などを進め、歩行者優先の道路空間整備を推進します。
- まちなかへの車の流入を抑制するため、環状道路の整備や駐車場の適正配置・集約化、パーク・アンド・ライド※による公共交通の利用促進、公共交通と歩行者のみが通行できるトランジットモール※化等を促進します。

取組③ 自転車等利用環境の整備

- 中心市街地等において、歩道上での自転車と歩行者の交錯をなくすため、自転車走行空間の整備や「おしチャリ」等の利用マナーの浸透を図ります。
- 環境にやさしく健康的な乗り物である自転車利用の促進に向けて、路外駐輪場の整備や建物への駐輪施設の設置義務等により、駐輪スペースの確保を推進します。
- 駅からの二次交通として気軽に自転車を利用できるよう、シェアサイクルやレンタサイクルの導入を進めるとともに、グリーンスローモビリティ等の新たなモビリティの導入等を推進します。
- 自転車ユーザーのニーズに応じて、自転車を搭載できるサイクルトレインの運行やバスへの搭載、自転車を部屋に持ち込める宿泊施設への誘導等により、レジャーとしての自転車利用環境整備を促進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆地区計画による沿道建物の一体的なりノベーション、景観法によるまち並みづくり
- ◆歩行者利便増進道路（ほこみち）制度活用による歩行者優先の道路空間利活用
- ◆パーク・アンド・ライド、トランジットモール化による都心部内の通過交通等抑制
- ◆駐車場附置義務条例の制定による駐輪場の確保設置の義務付け

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略1（取組方針01）：便利で魅力ある拠点を形成する
- 戦略5（取組方針16）：誰もがいきいきと暮らせる環境整備を進める
- 戦略6（取組方針22）：花と緑に彩られたまち並みを創出する



■ウォーカブルなまちなか



■自転車通行空間の整備

出典:北九州市

出典: 福岡県の道路「道」2022

取組方針11：地域の顔となるまちなかをつくる

本県は、アジアに近い地理的な利点をもつほか、福岡空港・北九州空港からまちなかまでのアクセス性の良さももっています。

地理的な利点を活かしながら、アジアへのゲートウェイとして、九州をけん引する求心力の高い都市づくりや国内外からの交流を促し、にぎわいを創出する国際交流拠点の整備を進めます。また、まちなかの一角から新たな営みやにぎわいが生まれることで地域全体が元気になるような取組を推進するとともに、そこから広がる人の交流の連鎖を起こすことで、地域の顔となるまちなかづくりを推進します。

取組① 観光・ビジネス交流空間の形成

- 都心部において土地の高度利用や再開発等を促進し、ビジネス街として魅力ある空間形成を図るとともに、国内外からの観光客等と呼び込む魅力的な商業機能やアジアをリードする高次のビジネス機能を集積します。
- スポーツ観覧施設や観劇場、コンサートホール、国際コンベンションセンター等の大規模なイベント開催が可能な施設を活用し、国内外との交流を促進します。

取組② 誰もが安心して快適に滞在できる受入れ環境の整備

- 案内サインの多言語化やピクトグラムの整備、ユニバーサルトイレなど誰もが使いやすいユニバーサルデザイン※の取組を推進します。
- 国籍や宗教、文化的な背景に関わらず、すべての来訪者が安心して快適に滞在できる受け入れ環境整備を推進します。

取組③ 地域の顔となるまちなか整備・再生

- 中小都市では、ひとつの企業や事業がもたらすインパクトが大きいことから、まちなかにおいて大学発のスタートアップやベンチャー企業等の誘致、新たな産業の創出から始まる営みを生み出すことで、まちなかの活性化を図ります。
- まちなかで働く人や住民、移住者、来街者など、多様な人々が出会い、交流できる空間として、コワーキングスペースや交流・休憩施設、ベンチ、広場等の整備・創出を促進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆市街地再開発事業による中心市街地等の再生（高度利用、都市機能の更新等）
- ◆土地区画整理事業※による既成市街地の再整備
- ◆立地適正化計画の策定・運用による都市機能の誘導

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略1（取組方針01）：便利で魅力ある拠点を形成する
- 戦略2（取組方針06）：九州をけん引する経済・産業・観光拠点をつくる
- 戦略6（取組方針20）：都市と自然が織りなす美しい景観づくりを進める
- 戦略6（取組方針21）：歴史や文化を活かした地域づくりを進める



■スポーツ観覧施設でのイベント

出典:福岡県観光WEB「クロスロードふくおか」



■国際コンベンションの開催状況

出典:福岡県ホームページ

取組方針12：良質な建物や資源をリニューアルして使う

まちなかにある良質な建物や商店街等は、長い年月をかけて築き上げられた都市アセットであり、これらを適切に維持・更新しながら長く大切に使うことが求められています。

これらの都市アセットを柔軟に活用し、県民や本県を訪れる観光客等にとって魅力あるまちなかへと再生を図ります。

取組① 都市アセットを活用したまちなかの再生

- まちなかにある学校跡地等の大規模な跡地は、地区の個性や魅力をけん引する都市機能の集積や交流施設の整備等により、新たな魅力ある市街地空間として活用を図ります。
- 大正時代や昭和初期につくられ、長年市民の台所として親しまれてきた市場や商店街の再整備を促進し、新たな魅力ある空間へと再生を図ります。
- まちなかに整備されたアーケード街等は、ひとつのショッピングモールにとらえ、空き店舗を活用した魅力ある店舗等の誘導や交流空間としての活用、各店舗が連携した新たな来訪者を創出する取組の促進などにより、魅力ある商店街へと再生を図ります。

取組② 歴史的な建物や伝統文化の保全・活用

- まちなかに残る歴史的な建物は、風情ある外観を残しながら店舗や交流施設等にリノベーションを行うなど、多面的な活用を図ります。
- 博多祇園山笠、小倉祇園太鼓、おおむた大蛇山まつり、中洲の屋台など、古くから県民に親しまれてきた伝統・文化を継承するため、道路空間の柔軟な利活用を図ります。

取組③ 可変的で機動的（アジャイル）な都市アセットの利活用

- 曜日や時間を限定した歩行者専用道路の設置や、イベント開催とあわせたオープンテラス、キッチンカーの設置等、都市アセットの可変的な利活用を図ります。
- 実験を繰り返しながらより良い方向へ更新していく機動的（アジャイル）なまちづくりを推進するため、社会実験を気軽に、かつ効果的に行えるよう、手続きの柔軟化や専門家からの技術的な支援等を図ります。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆土地区画整理事業等による老朽化した建物の一体的な建替え更新
- ◆地区計画等による都市アセットの利活用に応じた土地利用の柔軟化

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略5（取組方針19）：空き家や空き地を適切に管理・活用する
- 戦略8（取組方針25）：多様な主体の参画によるまちづくりを実践する



■旧大名小学校跡地を活用した福岡大名ガーデンシティ
出典:福岡市ホームページ

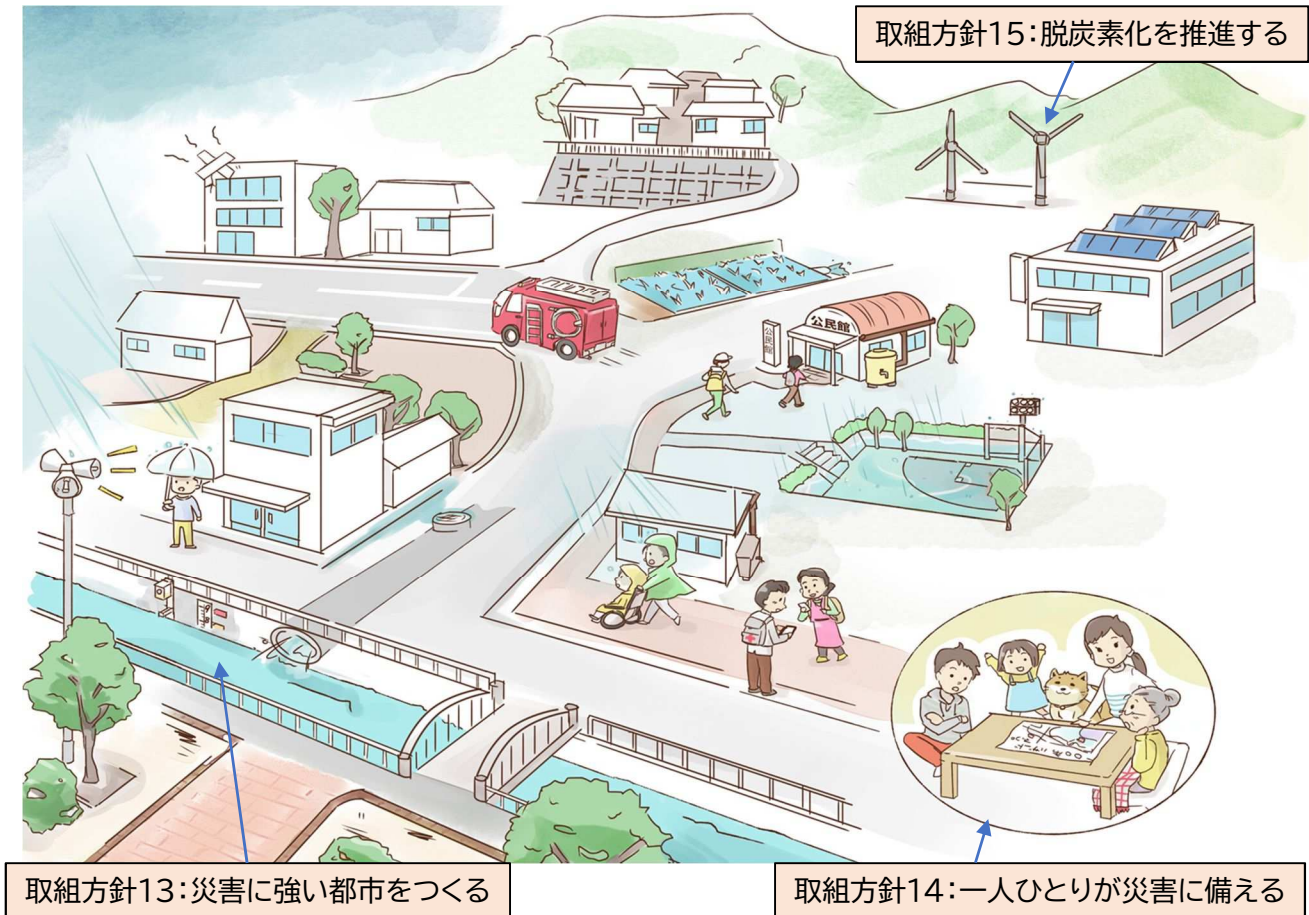


■道路空間を限定的に活用したオープンカフェ
（レトロ中央広場）
出典:北九州市

戦略4 災害に強く環境にやさしい都市の構築

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、豪雨や干ばつなどの自然災害が激甚化・頻発化する中、これらの自然災害から人々の命や財産を守り、安全で安心して暮らせる都市づくりが求められています。

ハード・ソフト両面から総合的な防災・減災対策を進めるとともに、気候変動の一因である温室効果ガスの排出削減を目指す脱炭素化を図り、災害に強く環境にやさしい都市づくりを進めます。



■災害に強い都市の構築イメージ

取組方針13：災害に強い都市をつくる

災害時の被害を最小化し被害の迅速な回復を図る「減災・レジリエンス※」の考え方を基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視しつつ、経済的被害ができるだけ少なくなるような都市づくりを推進します。

取組① 総合的な防災・減災対策の推進

- 地震、火災、水害、土砂災害等の自然災害対策として、公園や道路といった延焼を防ぐオープンスペースの整備や、避難場所の整備、法面对策等のハード整備を総合的に推進します。
- 河川管理者等の治水対策に加え、流域内における雨水貯留浸透施設や透水性舗装の整備等によるハード対策、浸水ハザード情報の提供等のソフト対策を行うことにより、あらゆる関係者が協働して、流域全体で水災害を軽減させる流域治水を推進します。
- 公園・緑地の整備や建物緑化など都市の緑化を進めるなど、保水・浸透機能をもつグリーンインフラを活用した水害対策を推進します。

- 切土と盛土を組み合わせる宅地を造成した大規模盛土造成地において滑動崩落対策を推進します。
- 災害時の円滑な避難行動を促すため、避難経路となる道路網の整備や電線の地中化等無電柱化の促進を図ります。また、救助や物資供給等の応急活動を円滑に行うための緊急輸送道路の整備を推進します。
- 緊急時の輸送・交通拠点として、港湾や空港の防災機能の拡充を推進します。

取組② 災害の危険性が高い区域における土地利用規制

- 災害の危険性が高い区域内の既成市街地については、周辺への影響を考慮したうえで土地の嵩上げを行うことや、当該地域の土地利用状況を考慮しながら建物を安全な土地へ誘導することなどにより、住民の安全性を確保します。なお、建物に移転させた跡地においては、公園や緑地、市民農園等への多面的活用を推進します。
- 災害の危険性が高い箇所の明示や周知等を行うことで、新たな開発の抑制を図ります。
- 都市の地理的な特性上、浸水被害等の災害の危険性の高い地域が広く存在する市町村では、災害の危険性の影響や頻度等を考慮し、土地利用の誘導に加え、避難誘導等の検討など、災害の危険性に応じた適切な対応を推進します。

取組③ 密集市街地※の再整備

- 道路や公園等の都市基盤が脆弱で建替えも困難である密集市街地は、火災が広がりやすい等の災害危険性が高くなっています。
- 密集住宅地において、区画道路※や公園といった都市基盤の整備を進めるとともに、建物の不燃化や共同建替え、防災拠点機能の設置など、総合的な街区整備を推進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆立地適正化計画による安全な土地への都市機能・居住誘導と居住調整地域の策定
- ◆区域区分（逆線引き）による災害の危険性が高い区域での土地利用規制
- ◆土地区画整理事業や市街地再開発事業、容積適正配分型地区計画制度の活用による密集市街地の再整備

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略1（取組方針01）：便利で魅力ある拠点を形成する
- 戦略7（取組方針23）：自然を守り育てる



■密集市街地の整備（整備前）

出典：北九州市ホームページ



■密集市街地の整備（整備後）

出典：北九州市ホームページ

取組方針14：一人ひとりが災害に備える

総合的な防災・減災対策と併せて、災害に関する情報発信を行い、県民一人ひとりの防災意識を高めます。また、自然災害への事前準備を行い、迅速な復旧・復興を目指します。

取組① 災害に関する情報発信

- 想定される災害ハザードや避難場所等を取りまとめた「災害ハザードマップ」について、インターネットやパンフレット等様々な媒体や言語により広く周知を図ります。
- 地域防災活動を強化するため、公助に加えて、日頃から自助・互助・共助^{*}の関係を構築できる地域コミュニティの形成を促進します。
- デジタル技術を活用した被災予測や少しでも早い避難を呼びかけるための情報発信など、防災DXの取組を推進します。

取組② 迅速な復旧・復興に向けた事前準備

- 被災地の早期復旧・復興を図るため、事前に発生しうる被災の状況を想定し、復興まちづくりの目標や土地利用の方針、都市施設・公共公益施設の整備方針、応急的に必要な用地確保の方針、復興体制等を定めた「事前復興まちづくり計画」の策定を促進します。
- なお、大規模な災害時には行政区域をまたがるような広域調整も必要となることから、隣接する複数の市町村が連携した計画づくりを促進していきます。

取組③ 災害時の支援体制の構築

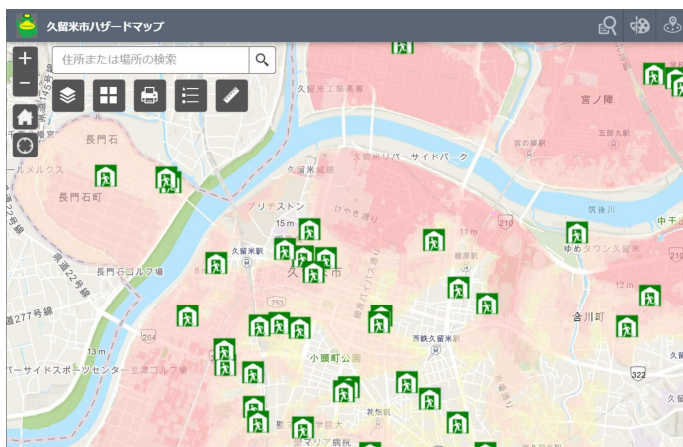
- 大規模な災害が起こった際に、他市町村から被災地への人的支援が円滑に行えるよう、広域的な支援体制の構築と人材育成を推進します。
- 災害ボランティアに関する講習会の開催や情報提供などを推進し、災害復旧・復興に係る県民のボランティア活動を支援します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆防災アプリを活用した情報発信
- ◆地区防災計画※の作成や個人の防災行動計画（マイ・タイムライン）の作成等による地域防災活動の促進
- ◆市町村による「事前復興まちづくり計画」の策定

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略8（取組方針27）：都市づくりにおけるオープンデータ化を進める



■Web版ハザードマップ

出典：久留米市ホームページ



■防災訓練の様子

出典：福岡県

取組方針15：脱炭素化を推進する

近年、温室効果ガスの排出増加により地球温暖化が進行し、異常気象や海面上昇などの深刻な影響が現れています。これに対処するために、温室効果ガスの排出を大幅に削減し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指した取組が世界的に進められています。

都市の脱炭素化は、住民の健康や生活の質の向上、長期的なエネルギーコストの削減など経済面でも効果が期待されることから、温室効果ガスの排出を削減する集約型都市構造の形成やエネルギーの効率的利用等を推進します。

取組① 都市機能や居住の集積と公共交通利用による脱炭素化の促進

- 都市機能や居住を拠点に集積し、公共交通でアクセスしやすくすることで、自動車での移動に伴うCO₂排出量を削減します。また、まちなかにおいてウォークアブルな空間形成等を進め、車中心から人中心へ転換することで、脱炭素化を図ります。
- さらに、職住近接やデジタル技術を活用した働き方などにより、長時間通勤や通勤混雑にかかるCO₂排出削減を図ります。

取組② 建築物の脱炭素化の促進

- 断熱性の高い建材やサッシ等の高断熱・高気密な外皮、給湯、空調、照明等の高効率設備を採用したエネルギー効率の高い建築物への改修・普及を促進します。
- 地区や街区単位の複数の建物でエネルギーを効率的に利用することにより、地区全体のエネルギー消費量を削減することができます。スケールメリットを活かした高効率な設備の導入や、エネルギー利用に時間差がある複数の建物でのエネルギーの融通、蓄熱・蓄電システム等によるエネルギー利用の平準化等、エネルギーの面的利用を促進し、エリア単位での脱炭素化を推進します。
- 木材は、樹木として吸収した炭素を貯蔵し続けるとともに、建築時の炭素排出も少ないことから、住宅だけでなく店舗や事務所、倉庫、子育て支援施設、高齢者施設等の非住宅建築物に対しても木造建築物の積極的な導入を推進します。

取組③ 再生可能エネルギー等の適正な利用促進

- 太陽光や風力等の再生可能エネルギーは、利用過程で二酸化炭素やその他の温室効果ガスをほとんど排出しないため、地球環境にやさしいエネルギーといわれています。また近年、クリーンで持続可能なエネルギー源として水素エネルギー^{*}が着目されており、その普及に向けた取組が求められています。
- 都市部の建物屋上への太陽光発電の設置や、工場や廃棄物焼却による廃熱、下水汚泥由来の固形燃料やバイオガス、河川や下水等の温度差エネルギー等の未利用エネルギーの活用に向けた都市基盤の整備等を推進します。
- 近年普及している電気自動車や今後期待される水素自動車などの利用促進に向けて、公共施設等へのEV充電スタンドや水素ステーションの設置を促進していきます。
- 低未利用地等への設置が多くみられる大規模な太陽光発電設備は、良好な市街地景観への影響や反射光による住環境への影響が懸念されることから、適正な配置・維持管理を促進するとともに、撤去後は原点回帰するなど周辺地域と調和した適切な土地利用への転換を促進します。

取組④ グリーンインフラを活用した脱炭素化の促進

- CO₂吸収源となる森林や沿岸部、河川等の自然や生態系の保全や、河川改修等とあわせた自然回帰などを推進し、樹木や植物がもつ力による都市全体での脱炭素化を推進します。
- 雨水貯留施設や道路の透水性舗装の整備等による雨水の有効利用などにより、水道や排水処理に係るCO₂排出抑制を図ります。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆地区計画等による環境負荷の低い建物の誘導
- ◆用途地域による大規模な太陽光発電設備跡地における土地利用の転換

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略1（取組方針02）：生活の質を高める公共交通軸を設定する
- 戦略5（取組方針18）：都市施設を良好な状態で長く大切に使う
- 戦略7（取組方針23）：自然を守り育てる
- 戦略7（取組方針24）：心を潤す身近な緑や水辺空間をつくる



■エネルギー効率の高い公共建築物
（久留米市環境部庁舎）

出典:環境省



■循環型社会や再生可能エネルギーの中核施設
（北九州市エコタウンセンター）

出典:クロスロードふくおか



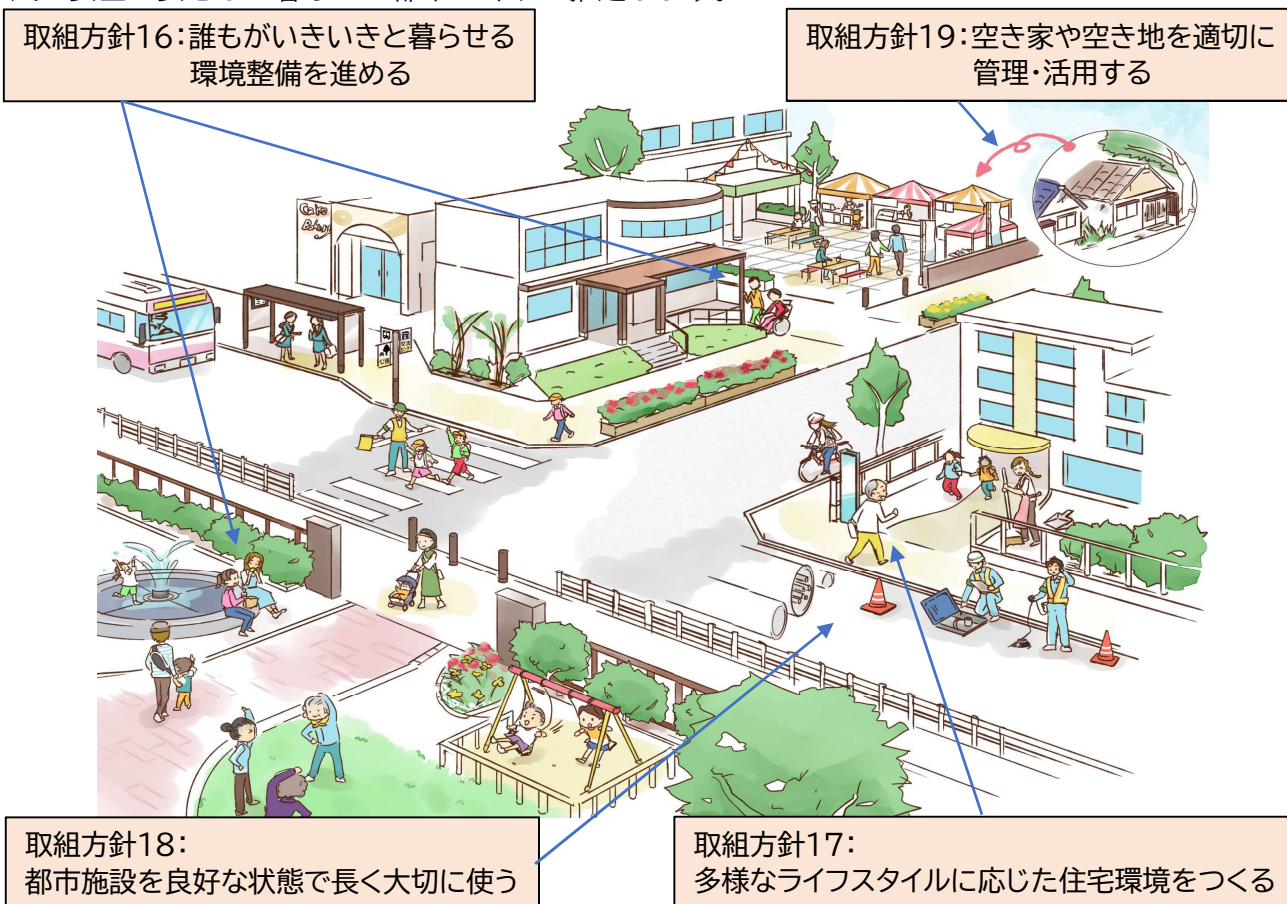
■福岡県庁に設置された水素ステーション

出典:福岡県ホームページ

戦略5 多様な暮らしを支える基盤の形成

人々のライフスタイルが多様化するなか、都市として多様なニーズを受入れ、人々の暮らしやあらゆる活動を支える都市づくりが求められています。

長年にわたり蓄積されてきた都市基盤を活かしながら、子どもや高齢者、障がい者など全ての県民が安全で安心して暮らせる都市づくりを推進します。



■多様な暮らしを支える基盤の形成イメージ

取組方針16：誰もがいきいきと暮らせる環境整備を進める

年代や性別、国籍等に関係なく、すべての人々が、社会、文化、経済等、あらゆる分野の活動に自らの意思で参加できる、いきいきとした地域社会を築くためには、安全で快適な生活環境を確保することが必要です。

子どもが健やかに成長し、子育て世帯が安心して子育てできる環境を整備するとともに、高齢者や障がいを持った人が生きがいを持ち、自立して元気に暮らせる環境整備を推進します。

取組① 子どもや子育て世帯が安心して暮らせる環境の整備

- 子どもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、子どもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」の取組が求められています。
- 子育て支援施設や身近な公園の整備を推進するとともに、まちなか見守りカメラの設置、歩道・通学路の安全対策等を促進します。
- 中心市街地や交通結節点等において、保育園への送迎を集約化した送迎保育ステーションやコワーキングスペース、子育て世帯の交流空間の整備を推進し、子どもや子育て世帯が暮らしやすいまちなか再生を図ります。

取組② 高齢者が健幸に暮らせる環境の整備

- 高齢になっても地域で元気に暮らせるためには、「健幸＝健康で幸せ（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安全・安心で豊かな生活を送れること）」づくりが必要です。
- 住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、買い物や医療施設等に通える地域公共交通の確保を図ります。
- 高齢者の健康増進に向けて、歩行を促進するウォーキングコースの整備や趣味・娯楽を楽しめる交流空間の整備などを推進します。
- 高齢者のための社会福祉施設の整備・活用や身近な公園の整備、活用等を推進し、地域との交流や地域コミュニティ活動を通じた社会参画を促進します。

取組③ 安全で安心して外出できるバリアフリー化の推進

- 小学校周辺の住宅地や商店街等において、車両の通行規制やハンプ※設置等による速度抑制などの交通安全対策を推進し、子どもや高齢者も安全に安心して歩ける道路空間形成を図ります。
- 車いすの人も利用しやすい十分な幅のある歩道や滑りにくいスロープ、視覚障がい者の方を誘導する点字ブロックの整備など、道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等の導入やピクトグラムを用いた案内サイン、音声案内、多言語化など、公共交通機関のユニバーサルデザインを促進します。
- 子どもや認知症の人、その家族などが安心して暮らせるよう、まちなか見守りカメラの設置や地域ぐるみでの見守り活動を促進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆立地適正化計画による多様なニーズに対応した都市機能の誘導
- ◆地区計画等による子育て世帯や高齢者向けの居住環境の整備
- ◆福祉のまちづくり条例に基づく施設のバリアフリー化

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略1（取組方針01）：便利で魅力ある拠点を形成する
- 戦略2（取組方針08）：だれもが移動できる地域公共交通を維持・確保する
- 戦略3（取組方針10）：ウォカブルなまちなかをつくる



■子どもや家族が憩える公園

出典:福岡県観光WEBクロスロード福岡ふくおか



■高齢者の交流活動風景

出典:福岡市ホームページ

取組方針17：多様なライフスタイルに応じた住宅環境をつくる

既存の住宅市街地のなかには道路や下水道、公園といった都市基盤が十分に整備されていない市街地もあります。また、高度経済成長期に整備された郊外型の住宅団地では、核家族化による子ども世代の流出に伴い人口減少・高齢化が進んでいます。

暮らしの基盤となる住宅市街地の整備を図るとともに、多様化するニーズに応じて住宅を再生することで、多様なライフスタイルが実現できる暮らし環境を形成します。

取組① 住宅市街地の整備・再生

- 既存の住宅市街地のなかには、道路や下水道、公園といった都市基盤が十分に整備されていないままの市街地もあります。これらは安全で快適に暮らすためには必要不可欠なものであり、住み続けられるための重要な要素となることから、道路、下水道、公園などの都市基盤の整備・改良を推進します。
- 本県への移住や定住の受け皿となる住宅市街地の整備や、県民の暮らしを支える公営住宅の整備や計画的な更新を図ります。
- 市街地内において容積率が阻害して建替えが進まない老朽化したマンションについて、都市全体の都市構造や周辺環境等を考慮したうえで規制緩和等により適切な更新を図ります。
- サービス付き高齢者向け住宅や子育て支援に特化した集合住宅、コワーキングスペースや交流空間を併設したシェアハウスなど、多様なライフスタイルに対応した暮らし環境の整備を促進します。

取組② 早期に整備された大型住宅団地の再生

- 拡大する住宅需要に応えるため高度経済成長期に整備された郊外型の住宅団地では、一定の都市基盤は整備されているものの、核家族化による子ども世代の流出に伴い人口減少・高齢化が進んでおり、地域コミュニティの希薄化や治安の悪化等も懸念されています。
- 少子化対策等の観点からも住宅団地としての存続が必要な団地においては、公園・道路等の計画的な更新や生活サービス施設の誘致、二世帯住宅、三世帯近居、良好な子育て環境を求めるファミリー世帯や緑豊かな生活を求めるニーズへの対応などを行い、既存の都市基盤を活かしながら多様なライフスタイルが実現できる住宅団地へと再生（リニューアル）を進めていきます。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆地区計画等による新たなニーズに応じた既存住宅団地の再生
- ◆一団地認定の機動的な運用
- ◆土地区画整理事業による区画整理や公園等整備
- ◆地区計画や特別用途地区等での容積率の緩和等による老朽化した集合住宅の建替え促進
- ◆居住環境向上用途誘導地区等による居住環境を向上する施設の誘導

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略1（取組方針01）：便利で魅力ある拠点を形成する



■大型住宅団地の再生

出典:北九州市

取組方針18：都市施設を良好な状態で長く大切に使う

長年にわたり形成されてきた道路、上下水道等の都市施設は、都市の大切な資産であり、整備コストの縮減や環境負荷の観点から、長寿命化を図ることが求められています。

関連計画に基づき適切な維持管理・更新を図ることで、安全で快適な暮らしに必要な不可欠なこれらの都市施設を長く大切に使っていきます。

取組① 都市計画道路等の整備・維持管理・見直し

- 人やモノの円滑な移動や防災・環境・景観面での良好な都市空間の形成、上下水道・電気・ガスなどの収容空間など、様々な役割をもつ都市計画道路等の計画的な整備を促進します。
- なお、都市計画道路の整備にあたっては、社会経済情勢の変化や都市政策の転換等により、その必要性に変化が生じていることや、長期にわたり事業が行われていない路線が多く存在することから、「福岡県都市計画の運用方針」に記載している都市計画道路検証方針に基づいた見直しを進めます。
- 道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため施設ごとに作成した個別施設計画に基づき、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を推進します。
- 個人や企業等が道路の清掃美化や花木の育成等、道を守る活動を自主的に行う「道守」活動などを通して、県民や企業等との協働による道路の維持管理を推進します。

取組② 都市計画公園の整備・維持管理

- 人々のレクリエーションや防災、景観、環境保全など多様な機能をもつ都市計画公園について、計画的な整備・維持管理を推進します。

取組③ 上水道の整備・維持管理

- 安全な水を安定的に供給し続けることができるよう、福岡県水道ビジョンに基づき市町村等の水道事業者に対し、施設の適切な維持管理・更新を促すとともに、計画的な耐震化や水道の広域化を推進します。

取組④ 水質の保全・良好な水環境創出のための下水道等の整備・維持管理

- 快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全、豪雨に対する浸水対策の推進のため、下水道や農業集落排水※、合併処理浄化槽の整備を推進します。
- 既存施設については、維持管理と改築・修繕を一体に捉えた計画的な改築更新を行っていきます。

取組⑤ 廃棄物処理施設の適正配置

- 廃棄物処理施設は、都市化の進展による適地の減少や設置に対し住民の理解が得がたいこと等から、立地場所の確保が困難となっています。
- 廃棄物処理施設の配置にあたっては、周辺環境や土地利用等を踏まえて、慎重に判断します。また、運営効率化や維持管理費の削減等を図るため、周辺市町村が広域的に連携した、施設の共同運営・管理を促進します。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆計画的な都市施設の更新
- ◆「福岡県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づく汚水処理施設の広域化・共同化

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略1（取組方針04）：広域的な連携により都市の活力を向上させる
戦略4（取組方針15）：脱炭素化を推進する



■既存交差点の改良整備

出典:福岡県ホームページ



■周辺景観に配慮した廃棄物処理施設
(春日市クリーン・エネ・パーク)

出典:福岡市ホームページ

取組方針19：空き家や空き地を適切に管理・活用する

適切に管理されていない空き家や空き地は、老朽化による倒壊や景観の悪化、防犯上の問題など、様々な都市問題を引き起こします。

空き家や空き地を適切に管理するとともに、時代のニーズへの対応や都市機能として再生するなど、都市アセットして様々な活用を図ります。

取組① 空き家の多面的な活用と除去

- 市街地として今後とも集住を図る地区においては、中古住宅の流通を促進するための住宅診断やリフォーム、空き家バンク等による情報提供や相談体制の構築等により、住宅としての再利用を促進し、住み続けることができる住環境の形成・維持を図ります。
- 既存集落等においては、地域の活力やコミュニティの維持を図るため、IターンやUターンの受け皿としてなど、良質な住宅ストック等としての再生を図ります。
- 駅周辺や集落中心部等においては、地域の特性に応じた交流施設や店舗、オフィスなど、都市アセットとしての多面的な活用を図っていきます。
- 二地域居住、子育て世帯や高齢世帯、外国人世帯などの多様なニーズや、在宅勤務、夜勤等の多様な働き方に応じた間取り・設備等ヘリノベーションすることで、住む人の価値観に応じた暮らしの場へと再生を図ります。
- 老朽化した空き家は、そのまま放置すると倒壊など防災上の問題や不審者の侵入など防犯上の問題があることから、所有者が円滑に空き家の除却を進められるよう、除去後の土地利用転換等に関する支援を含めて一体的に推進していきます。

取組② 空き地の適切な管理と活用

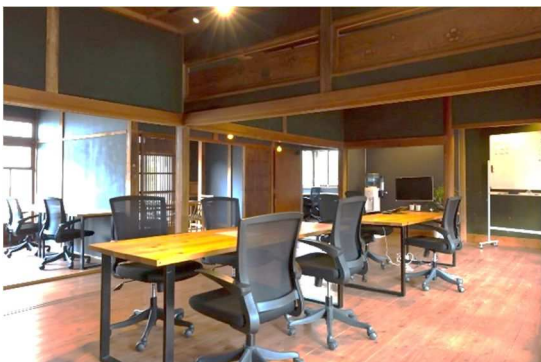
- 空き地は、土地所有者による適切な管理を促進するため、情報発信等による啓発活動を行うとともに、相談窓口の設置等による適切な管理を支援します。
- また、空き地を市民農園等に活用することで、所有者だけでなく地域全体で維持管理を行えることから、多面的用途への活用を促進します。
- 市街地内にある大規模な空き地は、地域のニーズに応じて都市機能としての再生やゆとりある都市空間としての活用を検討します。
- 空き家や空き地が無秩序に多数発生する「都市のスポンジ化」に対応するため、点在する低未利用地を集約して広い敷地を確保するなど、従来の既成概念にとらわれない柔軟な土地活用を図っていきます。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）による空き家対策や空家等活用促進区域の活用
- ◆空き家バンク等による情報提供や相談体制の構築
- ◆“柔らかい区画整理”（小規模な区画整理）やコモンズ協定※等による低未利用地の利活用
- ◆誘導型地区計画の活用

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略1（取組方針03）：郊外部の住宅地や集落を維持する
戦略3（取組方針12）：良質な建物や資源をリニューアルして使う



■古民家を活用した郊外部の
コワーキングスペース（福岡県うきは市）
出典：うきは市



■空き地を活用した施設整備（佐賀市）

出典：国土交通省資料

(参考) 低密度化への対応例

◇地形条件から今後の土地の利用可能性が低い地区(斜面住宅地等)での対応イメージ

- ・若年層世代が流出し、高齢化が進行
- ・狭隘な道路や階段等により、高齢者にとって外出が困難
- ・土砂災害の危険性のほか、火災に対する防災性も弱い。

対応イメージ

- ・自然的環境への回帰
- ・公園、展望スペース、コミュニティスペース、法面安定化のための対策用地等としての活用
- ・高齢者の外出・介護の支援
- ・まちなかへの住み替え促進
- ・条例による建築行為の規制や防災・防犯上問題を有する空き家除去の促進
- ・防災情報の啓発 など



◇都市基盤が未整備である市街地地区での対応イメージ

- ・安い宅地価格を背景に、まちなかからの人口流入により拡大した住宅地
- ・周辺の生活利便施設や都市基盤などが不十分な場合が多い。
- ・人口減少により住宅の量的なニーズが縮小するなかで、新たな居住者が見つからず、空き家・空き地となる可能性が高い。

対応イメージ

- ・公園、市民農園、共同駐車場、コミュニティスペース等としての活用



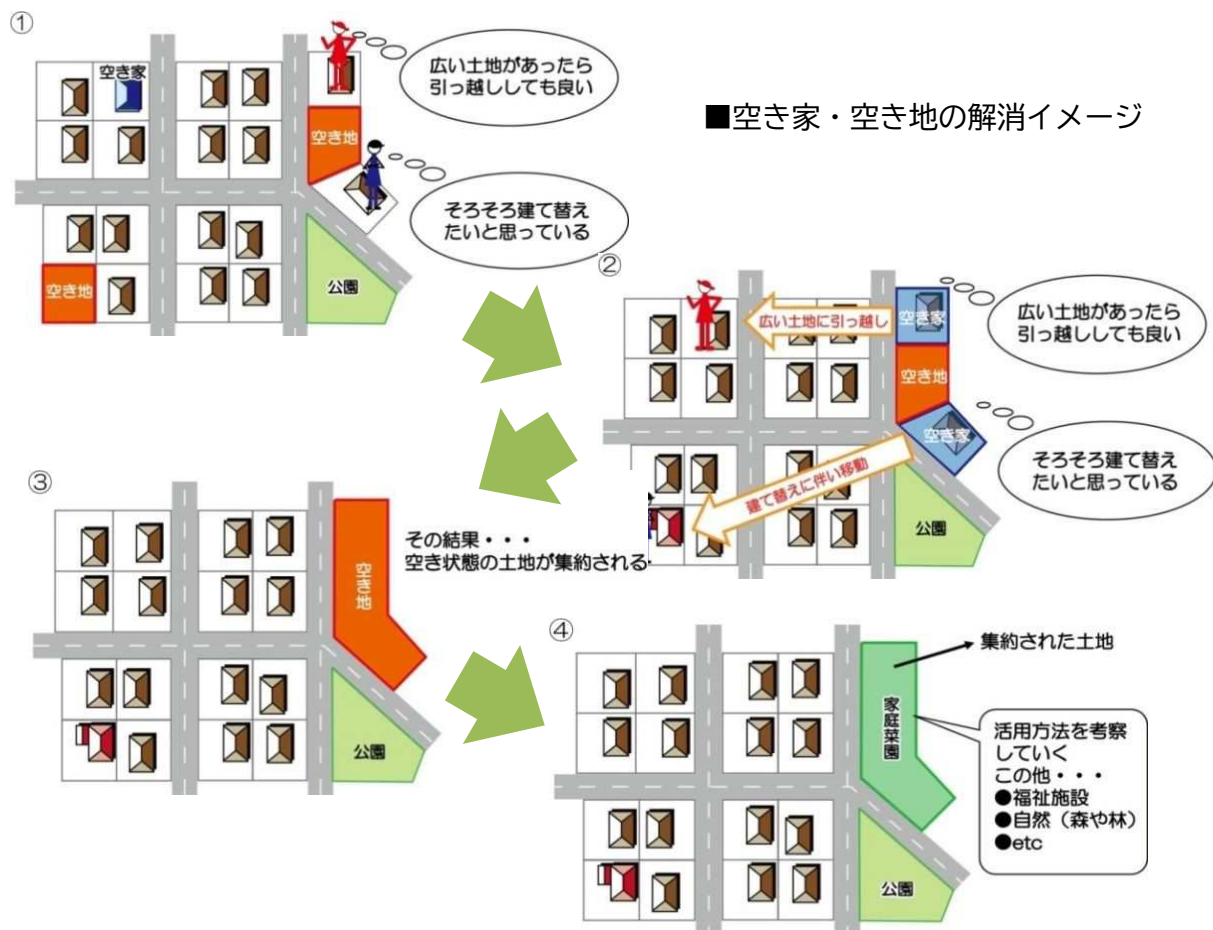
(参考) 低密度化への対応例

◇高度経済成長期に整備された郊外型の住宅団地での対応イメージ

- ・拡大する住宅ニーズに答えるため、計画的に整備され、道路や公園など都市基盤が整っている住宅団地
- ・核家族化による子ども世代の流出に伴い、人口減少や高齢化が進行し、空き家や空き地も発生

対応イメージ

- ・都市基盤を活かした再生(リニューアル)により魅力ある住宅団地に向けた用途規制の変更やミクストユースの促進
- ・良好な環境を求めるファミリー層や緑豊かな生活を求めるニーズ等の受け入れ
- ・二世帯居住等の居住者ニーズへの対応
- ・敷地の拡大による質の高いゆとりある住宅整備
- ・リノベーションによる不動産流通の促進 など

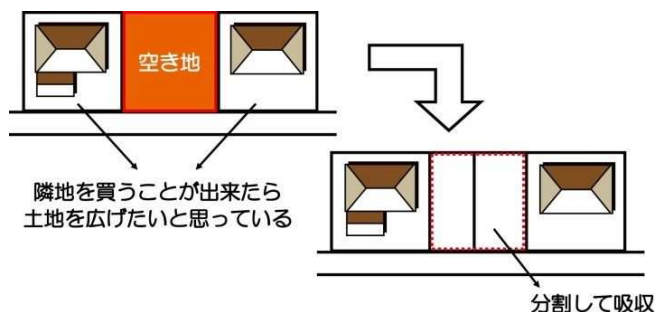


出典：東京工業大学 中井検裕氏による「人口減少下における都市計画のあり方
(平成25年度福岡県都市計画協会専門研修会資料)」

(参考) 低密度化への対応例

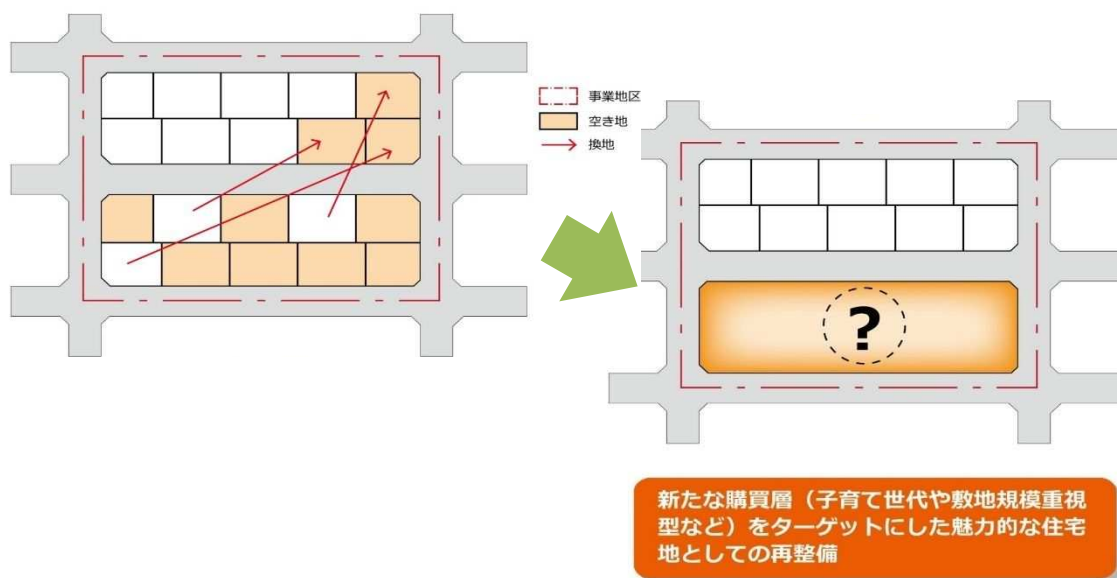
■余剰地へのニーズによる空き地・空き家の解消イメージ

空き家・空き地を活用し、既存の居住者のうち、現在よりも広く住みたいというニーズに対応するケース



■街区単位での集約化による住宅地の再整備イメージ

空き地となった宅地を集約し、新たな購買層（子育て世代や敷地規模重視など）の需要に対応した土地利用が可能となる街区を創出し、魅力的な住宅地として再整備するケース



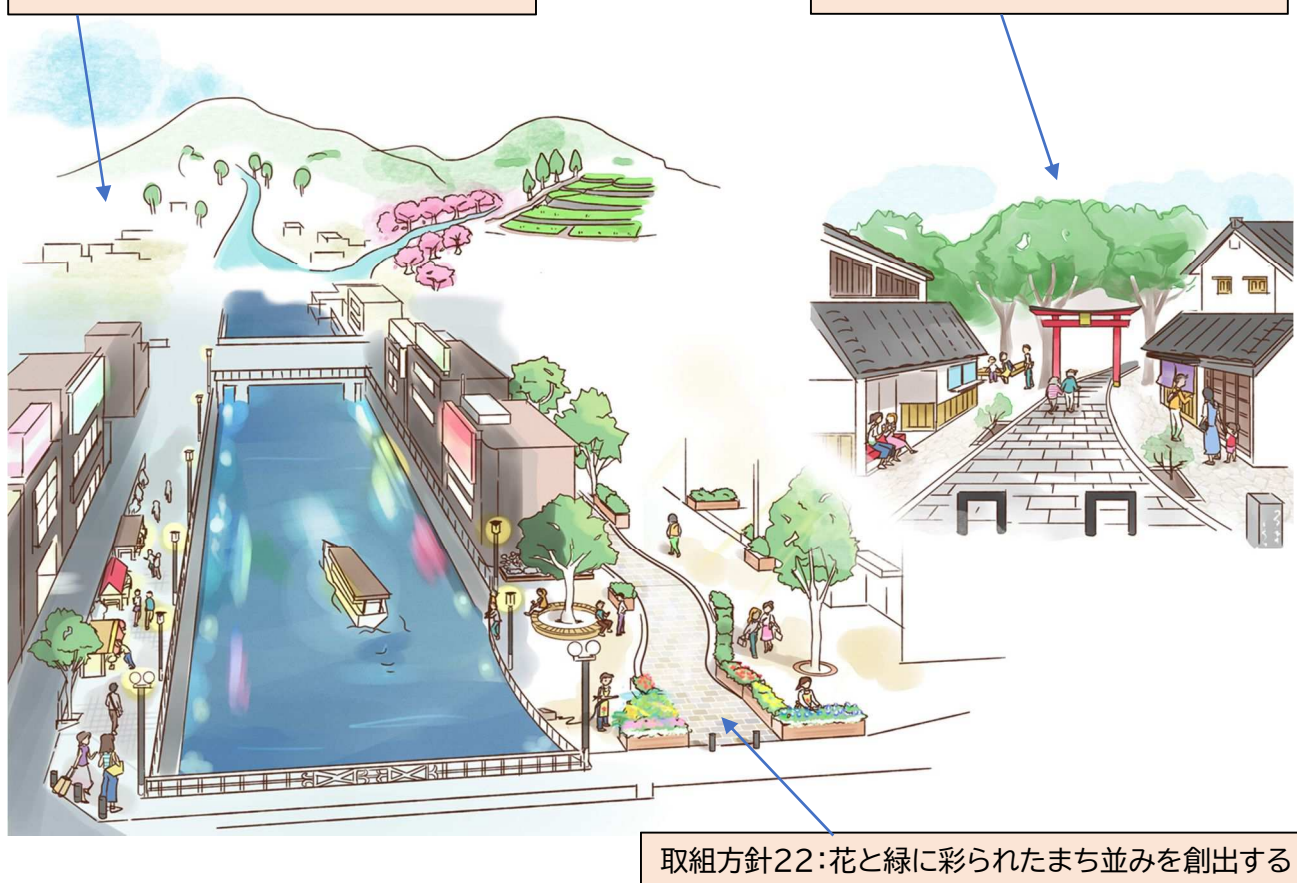
戦略6 美しく個性豊かな地域づくり

豊かな自然や美しいまち並みは、人々の心を癒し、精神的な豊かさをもたらすとともに、多くの観光客を引き寄せ、にぎわいや交流を創出します。

美しく個性豊かな地域づくりを推進するため、都市と自然が織りなす美しい景観づくりに取り組むとともに、歴史や文化を活かした個性ある地域づくり、花と緑に彩られた美しいまちづくりを進めます。

取組方針20：都市と自然が織りなす
美しい景観づくりを進める

取組方針21：歴史や文化を活かした
地域づくりを進める



■個性と魅力あふれる地域づくりイメージ

取組方針20：都市と自然が織りなす美しい景観づくりを進める

本県は、三方を海に囲まれ、大小の河川や山並み、田園などの豊かな自然に恵まれるとともに、古くからアジアの国々や地域との交流の結節地域（クロスロード）として独自の文化、伝統を築いてきました。また、県土には、百万都市、中小の都市群、農山漁村といった様々な規模と特色を有する地域があり、それぞれの地域において、歴史と風土に根ざした多彩な経済・社会・文化などの諸活動が営まれています。

生活をよりゆとりと潤いのあるものとするため、これらの歴史・自然及び社会活動等を地域の景観資源として再認識し、効果的に活用することで、都市と自然が織りなす美しいまちづくりを推進します。

取組① にぎわいと活力のある中心市街地の景観形成

- 中心市街地等では、通りの魅力を引き出す花修景や街路樹の選定、建築物のファサードの統一等により、まちの顔として魅力あるシンボルロードの整備を促進します。
- 商業・業務施設が集積する都心部等では、建物の容積率、建ぺい率、高さの制限や、意匠・色彩の指定などによりスカイラインの統一を図り、調和のとれた美しいまち並み景観を形成します。
- 河川に映り込むネオンや山頂から望む市街地の夜景など特徴的な夜間景観を保全するとともに、通りを美しく照らす照明機器の設置や樹木のライトアップなど、民間団体等とも連携しながら、周辺環境に配慮した夜間景観の形成を図ります。
- 無秩序に設置される屋外広告物は、美しいまち並みや風景が損なわれるおそれもあることから、屋外広告物の規制や周辺景観と融合したデザインの誘導などにより、周辺環境と調和を図ります。

取組② 落ち着いたゆとりある住宅地の景観形成

- 地域の自然・歴史資源を有効に取り入れながら、まち並みの統一や屋外広告物の規制などにより、落ち着いたゆとりある良好な住宅地の景観形成を推進します。
- 住宅地では、壁面後退距離や屋根勾配、色彩等に一定のルールを定めることにより、調和のとれたまち並みづくりを促進します。
- 住宅を取り囲む生け垣や庭木を連続させることで、道路沿道や民有空間の緑化を促進します。また、住民主体の花づくり活動等様々な自主的活動の促進を図り、景観形成活動の誘導を行います。

取組③ 自然環境と調和した集落・田園地等の景観形成

- 田畑、ため池、せせらぎ、里山などの郊外部の農山漁村の景観は、長い歴史のなかで培われた文化を含んで現在に伝えられています。田園風景や里山などは、自然豊かなふるさとの景観として、引き続きその保全を図っていきます。
- 山間に広がる棚田や大規模な水田など、人の営みと自然が織りなす伝統的で美しい景観は、積極的に保全します。
- 河川流域や山並み、丘陵、田園など、複数の市町村の区域にわたって広域的に連続している景観資源は、県と関係市町村が一体となって良好な景観形成を目指す広域景観の取組を推進します。

取組④ 景観に配慮した公共施設等の整備

- 道路、河川、橋梁、公共建築物等の公共施設が周辺の景観に与える影響は大きいため、良好な景観形成を先導する役割を担う施設として、周辺環境や地域の歴史、伝統等と調和した景観形成に配慮するよう努めます。
- 新たな都市計画道路の整備にあたっては、地域特性に応じた街路樹の選定を行うとともに、橋梁の新設・架け替えにおいては周辺景観に溶け込む色彩を用いるなど、地域と調和した良好な景観形成を図ります。
- 公共建築物の整備においては、屋上や壁面の緑化や花壇の整備、地元木材を用いた修景整備などを推進し、良好な景観形成を先導する施設として活用を図ります。
- 山間部から市街地までを連続して流下する河川は、周辺の景観や生態系にも配慮しながら、自然を基調とした景観形成を図ります。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆景観計画の策定による良好な景観形成
- ◆地区計画等を活用した壁面後退による、ゆとりある歩行者空間の確保
- ◆景観条例等による建築物の形態、色彩、意匠の制限
- ◆屋外広告物条例による屋外広告物の規制
- ◆地区計画や建築協定による住宅地の景観に関する一定のルールづくり
- ◆広域景観計画の策定と景観連絡会議（景観協議会）による広域景観形成
- ◆区域区分や用途地域等による周辺景観にふさわしくない土地利用の規制

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略3（取組方針11）：地域の顔となるまちなかをつくる
- 戦略7（取組方針23）：自然を守り育てる
- 戦略7（取組方針24）：心を潤す身近な緑や水辺空間をつくる



■豊かな河川環境を生かした景観（柳川）

出典：クロスロードふくおか



■棚田や美しい田園地

出典：クロスロードふくおか



■市町村を跨いだ広域景観（筑後川流域）

出典：クロスロードふくおか

取組方針21：歴史や文化を活かした地域づくりを進める

本県には、「明治日本の産業革命遺産」及び『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の2つの世界文化遺産や、太宰府天満宮をはじめとする寺社、長崎街道の宿場等のまち並みなど、様々な時代・建築様式の建物が多く残されています。これらの歴史・文化的資源を活かし、風格と味わいのある魅力ある地域づくりを進めることが重要です。

また、都市に人を呼び込むためには、都市機能の高度化だけではなく、他の都市にはない独自性や差別化を図ることがますます重要となっています。地域に眠っている資源を発掘・認識し、さらに個性を磨くことで、その都市やその場所でしか得られない魅力や価値を高めながら、特色ある地域づくりを推進します。

取組① 歴史的市街地の景観形成

- 県内に多くある歴史的・文化的な資源は、継承・発展させていくことにより風格と味わいのある都市空間が醸成されていくことから、重点的に保全を図るとともに、周辺環境も含めた修景整備を進め、地域の個性として積極的な活用を促進します。
- 歴史的市街地においては、都市機能の更新との整合性を図りつつ、歴史的な景観資源と調和した統一感のある地域景観の形成を誘導します。

取組② 地域資源を活かした個性ある地域づくり

- 地域にある自然、歴史、文化などの資源を発掘し、その価値を改めて認識・共有、活用することで、地域の魅力を最大限に活かした特色のある地域づくりを推進します。
- 地域の魅力を発掘・再認識することは、地域への愛着や誇りが生まれ、住民のwell-being(幸福度)向上にもつながることから、地域住民との協働による取組を推進します。
- 継続的・定期的な訪問を促すため、従来の有名な観光スポットや風光明媚な景色だけではなく、地域団体や民間事業等と連携した特定テーマや趣味活動等をターゲットにした個性ある地域づくりを促進します。

取組③ 美しいまちづくりに関する意識の醸成

- 美しいまちづくりを進めていくためには、そのための情報提供や情報交流等の活動を通して、県民意識の醸成を図っていく必要があります。
- 県、市町村及びNPO・ボランティア団体※で組織する福岡県美しいまちづくり協議会による情報発信や、学校教育、シンポジウム等を通じて、美しいまちづくりに対する意識・意欲を高めていきます。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆景観地区、景観重点地区の指定による重点的な景観整備
- ◆地区計画や建築協定、伝統的建造物群保存地区制度等の活用による歴史的な資源と調和した景観形成
- ◆景観に関するまちづくり協定による色彩や建築材料の統一化
- ◆福岡県美しいまちづくり条例の推進
- ◆福岡県美しいまちづくり協議会の各種活動による意識醸成

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略2（取組方針06）：九州をけん引する経済・産業・観光拠点をつくる

戦略3（取組方針11）：地域の顔となるまちなかをつくる



■長崎街道宿場町

出典:飯塚市観光ポータル



■世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連施設

出典:福岡県観光WEBクロスロード福岡

取組方針22：花と緑に彩られたまち並みを創出する

花や草木は、季節の移ろいを感じられ、人々の心に潤いをもたらします。身近な生活空間を地域の特色に応じた花や草木で彩ることで、その地域らしい美しいまち並みが形成されるほか、子どもたちの情操教育や心の健康にもつながるとともに、ワンヘルスにも貢献します。

地域で花や草木でまちを彩る活動に参加することで、地域の人々の交流が促進され、生きがいや喜びを感じられることから、産学官民が連携し、花と緑に彩られたまち並みの形成を推進します。

取組① 花や緑に彩られた公共施設等の整備

- 道路や公園、庁舎などの公共施設に花壇やシンボルとなる木などを整備し、訪れる人々に癒しの空間を提供します。
- 学校の敷地内に花壇や植栽を設け、子どもたちが自然に触れ合う機会を増やすとともに、環境教育の一環として、緑化活動を推進します。
- 市街地内の道路において、夏の厳しい日差しを和らげ良好な景観をもたらす街路樹の整備を推進します。

取組② 住民や企業と協働した緑化活動

- 花と緑による美しいまちづくりを進めていくためには、行政だけではなく住民や企業が参加し、地域が主体となって取り組むことが重要です。
- このため、民間施設の花壇整備や住宅における花、草木の植樹、剪定、適切な維持管理などを促進し、生活において身近に花や草木を感じられる環境づくりを進めます。
- 地域住民が主体となって花壇や植栽を設置し手入れを行う「花いっぱい運動」や、緑地や公園の管理を住民が行うボランティア活動など、地域主体の取組を支援していきます。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆地区計画や景観条例、緑地協定制度*等による道路沿道や民有空間の緑化

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略3（取組方針10）：ウォーカブルなまちなかをつくる

戦略7（取組方針24）：心を潤す身近な緑や水辺空間をつくる



■花と緑に彩られた公共施設
（城南区市民センター）

出典：福岡市城南区役所



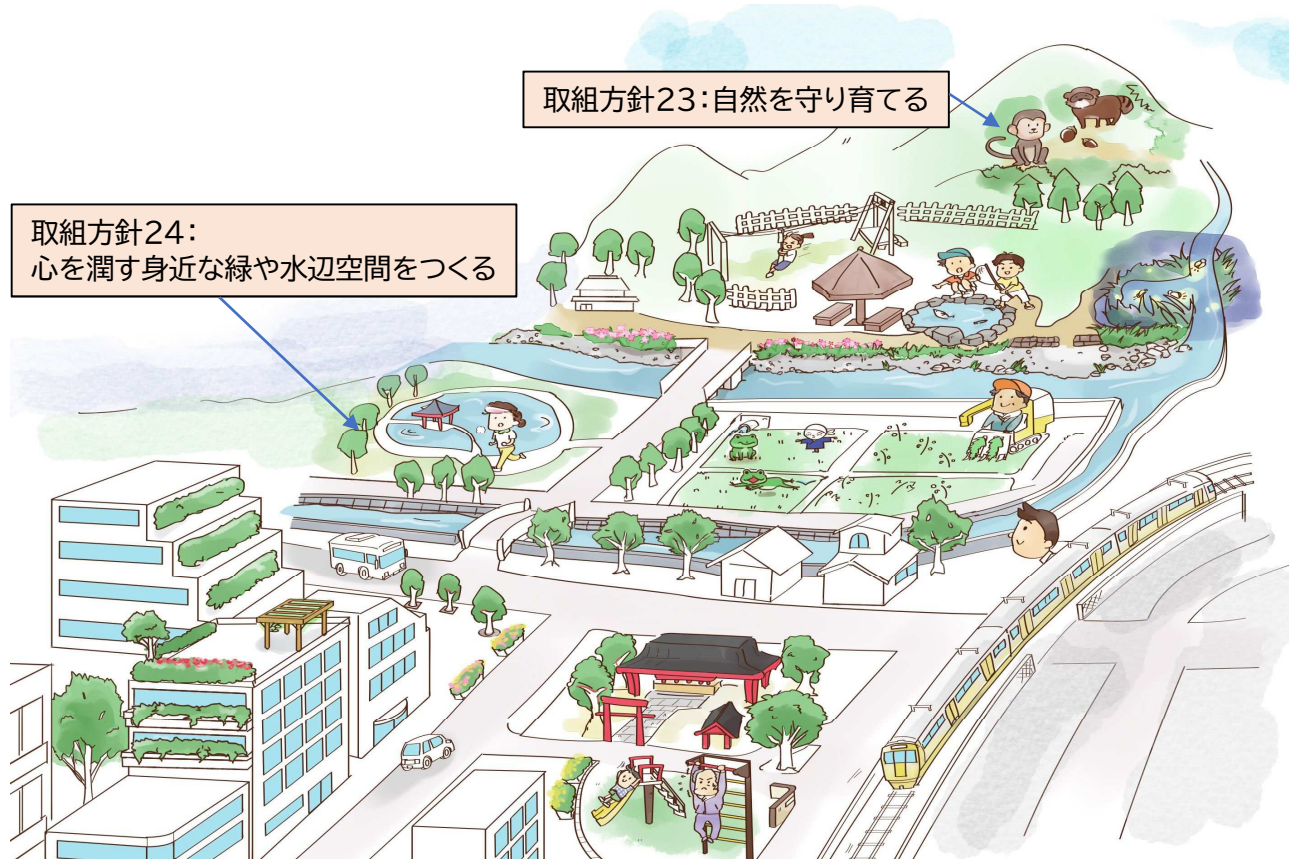
■花による美しいまちづくり
（岡垣サンリーアイ）

出典：福岡県

戦略7 自然と共生した都市づくり

地球温暖化や自然災害への対応、生物多様性の保全・再生、ワンヘルスの推進など、自然環境に配慮した都市づくりが求められています。

県内に広がる森林や河川、海岸などの豊かな自然を守り育てるとともに、都市部においても心を潤す身近な緑や水辺空間を創出し、都市全体の総合的観点から自然と人、あらゆる生物が共生した都市づくりを進めます。



■自然と共生した都市づくりイメージ

取組方針23：自然を守り育てる

本県の森林は、主に海岸や山地沿に広がりを見せ、貴重な野生の生物が多く生息し、守るべき優れた自然景観があり、その一部は自然公園や自然環境保全地域などに指定されています。これらの豊かな自然環境を守るため、本県では福岡県生物多様性戦略や福岡県ワンヘルス推進行動計画を策定するとともに、個別規制法による土地利用規制や治山事業・砂防事業等により、自然環境の整備・保全を推進しています。

都市づくりにおいても、人と動物の健康と環境の健全性の一つといった「ワンヘルス」の観点から、人と自然、あらゆる生物が共生できる自然環境の整備・保全・再生を図ります。

取組① 地域らしさを構成する自然環境の保全

- 雄大な山脈や丘陵地等の森林、風の道ともなる川などは、県土の骨格を形成するものであり、積極的に保全を図ります。
- また、都市部に近く、郷土景観や地域らしさを構成する山、海辺、河川は、都市を形づくる上でも重要な役割を担うことから、重点的に保全を図ります。
- このなかでも、都市部の背景となる山並みや電車や幹線道路から眺める田園地、都市部を流れる河川などは、都市に潤いをもたらすことから、適切な保全を図っていきます。

取組② 郊外部における自然環境の保全

- 山や森林などの原生的な自然と都市との中間にある里地里山は、多様な生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。そこでは、農林業などの産業活動に従事する様々な人々によって里地里山ならではの環境が形成・維持されてきました。
- しかしながら、人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により、里山林や野草地などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなることで、大きな環境変化を受け、里地里山における生物多様性は、質と量の両面から劣化が懸念されています。
- このため、伝統的な里地里山の利用・管理手法の再評価、保全活用につながる新たな手法の導入、都市住民や企業など多様な主体との連携による里地里山の保全活用を図ります。
- 里山林において、野生動物が身を隠すことができない見通しの良い緩衝地帯の整備等を行うことで、人と野生動物の棲み分けを図り、鳥獣被害から営農活動などの農村集落における生活環境を守ります。
- 都市近郊に広がる優良農地は、食料の安定的供給や良好な自然的景観の保全の観点から、積極的に保全するとともに、耕作放棄地については適切な管理を促進します。

取組③ 水と緑のネットワークの形成

- 県内の各流域圏においては、自然とのつながりや圏域の個性を生かし、緑の自然軸・海の自然軸との連続性をもった水と緑のネットワークの形成を図ります。
- これらの水と緑のネットワークを形成することで、生物の移動・分散に寄与するとともに、豊かな水と緑にふれあいながら、それぞれの流域圏にある緑の拠点や観光・歴史・文化等の拠点の回遊性を高めていきます。
- 水と緑のネットワークを構成する緑地、河川、公園等を活用し、潤いと豊かさをもたらす魅力ある水辺空間や自然環境の整備保全・再生を図ります。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆区域区分（市街化調整区域）による自然地や郊外部の市街化の抑制
- ◆地域制緑地※（風致地区、緑地保全地区※、生産緑地地区※）等による良好な自然環境の保全
- ◆都市公園等による水辺空間や自然環境の整備

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略4（取組方針13）：災害に強い都市をつくる
- 戦略4（取組方針15）：脱炭素化を推進する
- 戦略6（取組方針20）：都市と自然が織りなす美しい景観づくりを進める



■里地里山の風景

出典：福岡県都市計画課

取組方針24：心を潤す身近な緑や水辺空間をつくる

都市部にある公園・緑地は、人々の憩いの場、美しい景観形成、温室効果ガスの吸収、生物多様性の確保、災害時の避難場所や延焼防止など、グリーンインフラとして多様な機能を有しています。

また、都市公園や河川、海岸などの水辺空間は人々のレクリエーションの場としてだけでなく、地域コミュニティの形成や子どもの健全な成長を促す自然豊かな遊び場、子育て世代の交流の場、高齢者等の憩いの場としての役割も期待されます。

県民の健全な都市活動を支えるとともに、豊かで潤いがあり、地域幸福度（well-being）を感じられる暮らしを実現していくため、官民が連携して都市公園の整備・活用や都市の緑化、良質な緑地の保全を図り、身近な緑や水辺空間の形成を推進します。

取組① スポーツやレクリエーション活動を支える公園・緑地の整備

- 県民のスポーツや多様なレクリエーション需要に対応するため、総合公園や運動公園などの都市公園の適切な整備・維持管理を図ります。
- 車いすテニスや世界水泳など、国際的な競技大会が行える質の高い競技施設や設備などが備わった都市公園の整備、維持管理を図っていきます。
- 自転車で地域を巡るサイクルツーリズムを推進するため、サイクリングルートの整備や駐輪施設の整備等を推進します。

取組② 都市活動を支える魅力的な公園・緑地の整備・利活用

- 子どもが安心して遊べる遊具が備わった公園や、高齢者等の健康維持を促す公園など、県民の豊かな暮らしに不可欠な公園の整備・維持管理を推進します。
- 地域の歴史資源や自然資源を活用した公園、水と親しめる親水公園など、地域らしさと触れ合える公園・緑地の整備を推進します。
- 公園・緑地の整備・管理においては、Park-PFIの活用により民間の優良な投資を誘導するなど、より柔軟な使い方を推進するとともに、地域住民や団体等による管理運営への参画を促進し、都市公園の魅力と利便性の一層の向上を図っていきます。
- 煩音^{はんおん}を緩和する緩衝帯の整備や公園利用のルールづくりなどを促進し、公園利用と近隣住民の快適な暮らしの共生を図ります。

取組③ 建物緑化や街路樹などグリーンインフラの整備

- 中高層建物が密集する市街地等において、気温上昇の緩和や建物内の室温変化に寄与するとともに、潤いある良好な景観を創出する、建物の屋上や壁面の緑化を促進します。
- 幹線道路における街路樹などのグリーンインフラの整備を進めることで、夏の日差しを遮るとともに排気ガスや騒音等を緩和させ、快適な歩行者空間の創出を図ります。

取組④ 市街地にある良質な緑地の保全

- 市街地のなかにある神社仏閣や鎮守の森、市民農園などの良質な緑地は、市街地における生態系の保全や良好な自然的景観の形成に寄与するとともに、都市生活に潤いと安らぎをもたらすため、適切に保全を図っていきます。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆「緑の基本計画」の策定と計画に基づいた公園・緑地の適正配置
- ◆県民のスポーツやレクリエーション活動を支える都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備
- ◆地域の交流や子供の遊び場を提供する住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の整備
- ◆Park-PFI等による多様な主体による公園・緑地の維持管理と利活用
- ◆一定規模以上の建築物の新築・増築を行う場合に敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける「緑化地域制度※」の活用
- ◆土地所有者等の合意により街ぐるみで緑化を行う「緑地協定制度※」の活用

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

- 戦略4（取組方針15）：脱炭素化を推進する
- 戦略6（取組方針20）：都市と自然が織りなす美しい景観づくりを進める
- 戦略6（取組方針22）：花と緑に彩られたまち並みを創出する



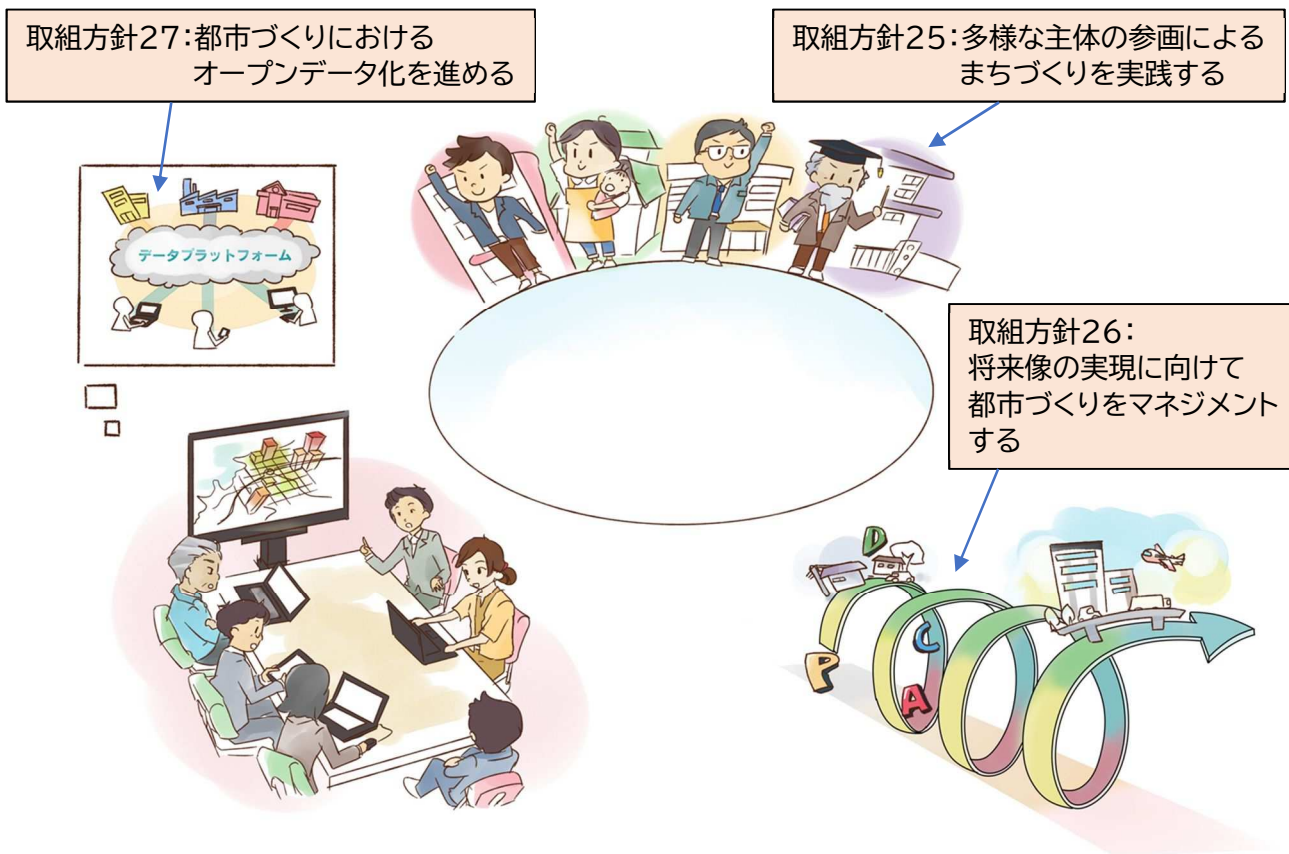
■屋上・壁面緑化の風景

出典：福岡県美しいまちづくり協議会

戦略8 共に学び共に創るこれからのまちづくり

多様化する社会課題やニーズに対応するため、従来行われてきた行政主導の“大きな”まちづくりだけでなく、民間や住民主体の“小さな”まちづくりも求められています。

産学官民が連携し、当事者として共にまちづくりに取り組む「共創」のまちづくりを推進するとともに、集約型の都市づくりの実現に向けた都市づくりのマネジメントを進めていきます。



■共に学び共に創るこれからのまちづくりイメージ

取組方針25：多様な主体の参画によるまちづくりを実践する

従来の行政主導の都市政策では、多様化する全ての社会課題に対応することが困難になっており、多様な主体のまちづくりへの参画が求められています。

民間企業や研究機関等がもつ専門的知見やノウハウ等を活かしながら、行政、住民、まちづくり団体、民間企業、大学、研究機関等の多様な主体がフラットに連携した共創のまちづくりを推進します。

取組① 産学公民が連携した共創のまちづくり

- 民間の資金と経営能力やノウハウを活用し、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を行うPFI事業などの公民連携の取組を推進します。
- 特定の地区において、民間団体が主体となってまちづくりを行うエリアマネジメントの取組を促進します。
- NPO・ボランティア団体、企業、行政、大学等多様な主体間の協働を促進し、共助社会づくりを推進する拠点として協働支援等を行う「コラボステーション福岡」や地域づくり団体間の情報交換や交流等を支援する「地域づくりネットワーク福岡県協議会」の取組を推進します。

- 大学や研究機関、スタートアップ、ベンチャー企業等と連携した最先端の技術やサービスを取り入れたまちづくりを促進します。
- 産学公民が連携し、常設ではなく時間や曜日を指定した可変的なまちづくりや、社会実験等による機動的（アジャイル）なまちづくりなどを促進します。

取組② 県と市町村が一体となったまちづくり

- まちづくりは、各市町村がそれぞれの個性を活かしつつも近隣市町村との連携・調整や都市圏全体、県全体といった広域的な視点に立って推進することが重要です。
- 県は市町村の区域を超える広域的な見地から適切に判断し、市町村は地域の主体性を尊重しつつ広域的な整合性を確保することで、一体となったまちづくりを推進します。

取組③ 住民参加・住民主体のまちづくり

- まちづくりへの興味を高めるため、シンポジウムやイベント等の開催やインターネット、広報誌、パンフレット等を通じて、都市計画に関する情報をわかりやすく広く情報発信します。
- 公園の管理や地域公共交通の運行など、地域住民や団体等による維持管理を促進します。
- まちづくりを自主的に行おうとする地域住民団体等に対し、まちづくりの専門家の派遣や提案内容に関する助言等を行うなど、住民主体のまちづくりを支援します。

取組④ まちづくりに係る人材育成

- 最新の都市計画動向に関する勉強会の開催や情報交換等により、まちづくりに係る人材の技術力向上や後継者の育成を図ります。
- NPO・ボランティア団体や住民参加型ワークショップ等の活動を通じて、計画立案や都市計画事業に関する住民参加を促進するとともに、都市づくりに関する地域リーダーとして継続的に参加してもらう人材の育成・確保を図ります。

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆エリアマネジメントによる民間が主体となったまちづくりの促進
- ◆「コラボステーション福岡」や「地域づくりネットワーク福岡県協議会」を通じた民間団体活動支援
- ◆「まちづくり専門家派遣制度」活用による地域住民団体等へのまちづくり専門家の派遣
- ◆都市計画提案制度による住民等によるまちづくりの都市計画への反映

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略2（取組方針08）：だれもが移動できる地域公共交通を維持・確保する

戦略3（取組方針12）：良質な建物や資源をリニューアルして使う



■エリアマネジメント活動（We Love 天神）
きらめき通り歩行者天国
「FUKUOKA STREET PARTY」
出典：We Love天神協議会事務局ホームページ



■住民ワークショップの風景
出典：福岡市ホームページ

取組方針26：将来像の実現に向けて都市づくりをマネジメントする

目指すべき都市像を実現するためには、相当程度の期間を要することから、都市づくりの計画は継続性と安定性が求められます。このため、集約型の都市づくりを進めていくためのマネジメントの手法として、都市構造の評価を踏まえたPDCAを活用していきます。

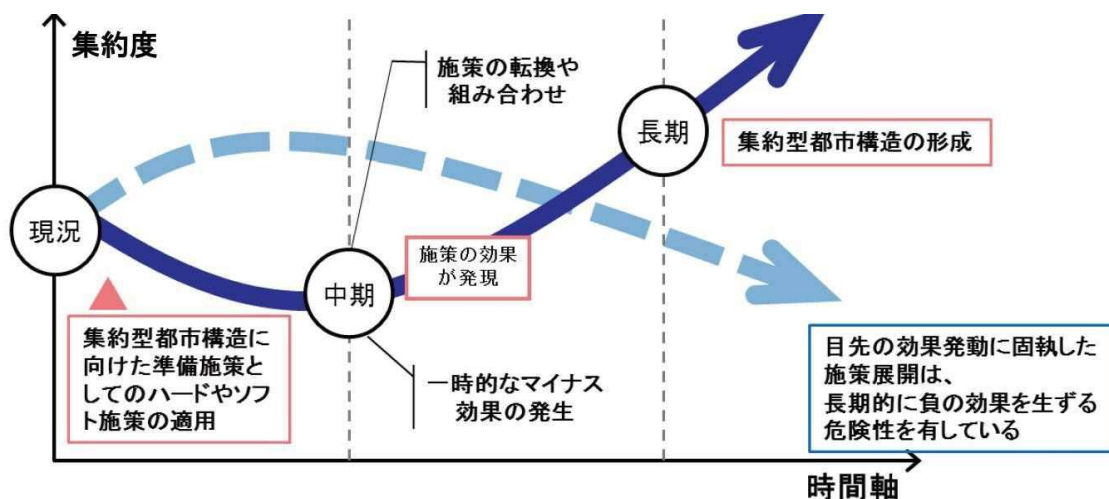
なお、都市計画区域マスタープランについては、基本方針に沿ったものであれば、部分的改定を機動的に行っていきます。

取組① 都市圏における都市構造の技術的な評価

- 集約型の都市づくりのPDCAによる管理のため、都市圏単位で都市構造の技術的な評価を行うことを目指していきます。
- このため、都市圏での都市構造評価を行い、広域への影響を確認するため、都市圏構造の技術的な評価手法についても検討します。

取組② PDCAによる集約型の都市づくりの実践

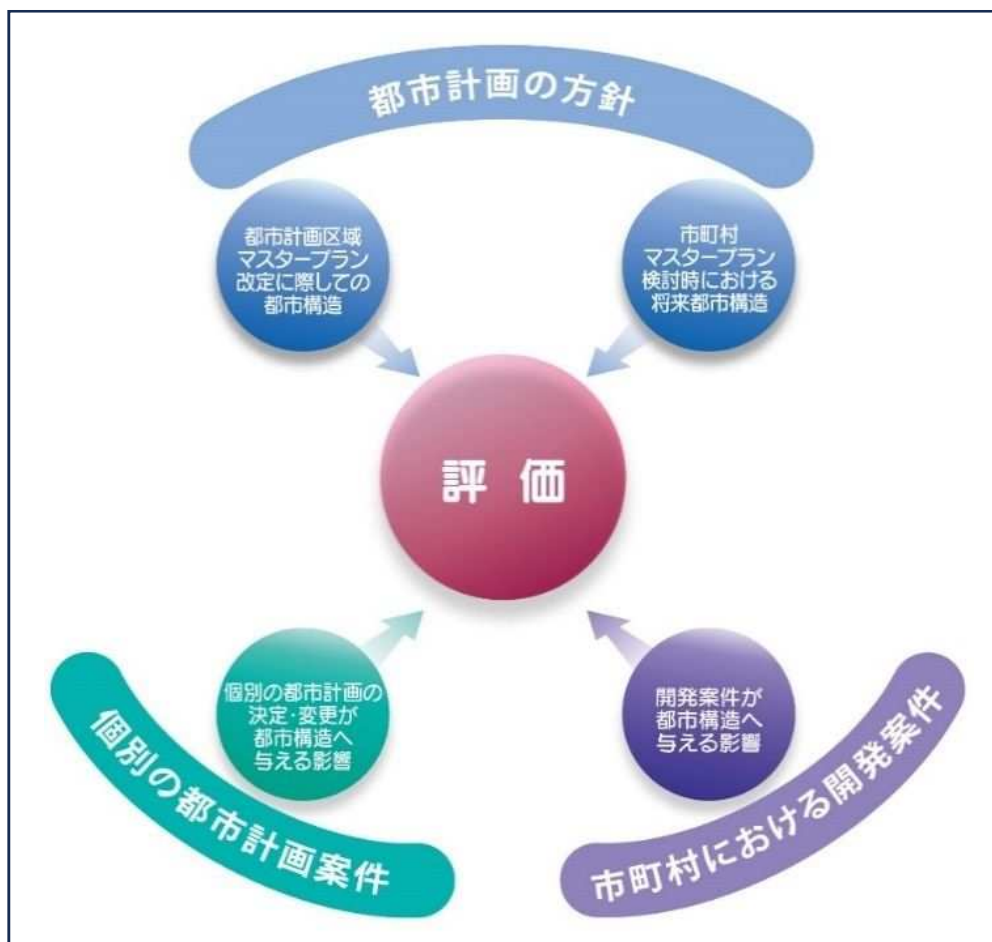
- 都市計画区域マスタープランは、5年を目途に見直しを行っていますが、集約型の都市づくりの実現に向けてPDCAによるマネジメントを実施していきます。
- 市町村の申し出に基づき都市計画区域マスタープランの見直しを行った事項の検証や、施策の実施状況、効果の検証もPDCAのなかで行い、必要に応じて市町村への働きかけを行います。また、市町村の都市計画マスタープランが当初策定から相当期間見直しが行われていない場合についても、定期的な検証を促していきます。
- 施策によっては効果が一時的にマイナスに働くものもあることを想定し、短期的な結果のみで判断するのではなく、長期を見据えた上で中間地点として状況を考慮しながら、施策展開を実施していきます。



■長期を見据えた施策展開の概念図

取組③ 集約型の都市づくりの推進体制の構築

- 現在、本県では福岡県都市計画審議会※を設置し、都市計画に関する調査や審議を行っています。また、その下に専門委員会を設置し、都市圏における都市構造の課題把握や都市計画の変更が都市構造へ及ぼす影響など、集約型の都市づくりに向けた専門的見地からの検討、評価を行っています。
- 集約型の都市づくりのさらなる増進に向けて、市町村における都市計画の方針や開発案件について助言を行う組織（県・市町村・専門家等の多様な主体により構成された専門家会議）の設置や拡充を検討します。



■専門家会議設置による取り組みイメージ

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

◆専門委員会等による技術的評価、PDCAの実施

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略1（取組方針04）：広域的な連携により都市の活力を向上させる

取組方針27：都市づくりにおけるオープンデータ化を進める

多様な主体の共創によるまちづくりを推進するためには、都市計画に関する情報を容易に入手でき、それらを活用した調査、分析、検討が誰でもいつでも行えることが重要です。

都市づくりの検討に必要な様々なデータのオープン化を進めるとともに、関係者間での認識や共有を深めるため、データの可視化や3次元化を活用した都市づくりを推進します。

取組① 都市計画に関するデータのオープン化

- 民間団体や住民が都市計画に関する情報を容易に入手・活用できるよう、都市計画基礎調査や都市計画基本図等の二次利用できる形式でのオープンデータ化を推進します。
- 単独でのデータ整備が困難な市町村等では、周辺都市と合同でのデータ整備を進めるなど、県全体でまちづくりDXを推進します。

取組② 都市データ整備の効率化・高度化

- 都市計画区域内全域の土地や建物情報を詳細に調査する都市計画基礎調査について、既存の航空写真の活用や他分野と連携した撮影等による省力化、コスト縮減を推進します。

取組③ 視覚的ツールの活用

- 地図上に人口や交通、都市機能に関する地理空間情報を重ねて表示することで、視覚的に都市の課題や施策効果が把握できる都市構造の可視化を推進します。
- また、建物を3次元化することで直感的に理解しやすい3D都市モデルや、コンピュータ上で現実の都市そっくりに再現したデジタルツインなどを活用した都市づくりを推進します。



■ 3D都市モデルを活用したまちの将来イメージ
出典:国土交通省PLATEAU



■ 色と高さで人口密度を表示した
都市構造の可視化
出典:都市構造可視化計画ホームページ

<取組を推進するための都市計画手法等の例>

- ◆都市構造可視化ツールや3D都市モデルを活用した現状課題の共有

<あわせて読みたい戦略（取組方針）>

戦略4（取組方針14）：一人ひとりが災害に備える

参 考

福岡県都市計画基本方針の策定までの経過

新たな福岡県都市計画基本方針については、「福岡県都市計画基本方針等検討委員会」による検討を重ね、福岡県都市計画審議会への諮問と答申、県議会での骨子の議決を経て策定いたしました。

令和5年	1月23日	第1回 福岡県都市計画基本方針等検討委員会開催
令和5年	5月30日	第2回 福岡県都市計画基本方針等検討委員会開催
令和5年	8月29日	第3回 福岡県都市計画基本方針等検討委員会開催
令和5年	11月15日	第4回 福岡県都市計画基本方針等検討委員会開催
令和6年	3月18日	第5回 福岡県都市計画基本方針等検討委員会開催
令和6年	11月22日	第6回 福岡県都市計画基本方針等検討委員会開催
令和7年	1月7日～ 1月22日	福岡県都市計画基本方針（策定原案）に対する意見募集
令和7年	3月18日	福岡県都市計画審議会に諮問
令和7年	5月29日	福岡県都市計画審議会持続可能な都市づくり専門委員会開催
令和7年	7月8日	福岡県都市計画審議会から答申
令和7年	9月29日	福岡県議会において福岡県都市計画基本方針（骨子）を議決

福岡県都市計画基本方針検討委員会委員名簿

(令和7年2月時点・50音順)

	氏名	役職名
委員	朝廣 和夫	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授
委員	片山 礼二郎	公益財団法人 九州経済調査協会 調査研究部長
委員	黒瀬 武史	九州大学大学院 人間環境学研究院 教授
委員長	坂井 猛	九州大学本部 キャンパス計画室 教授
委員	高取 千佳	九州大学大学院 芸術工学研究院 准教授
委員	辰巳 浩	福岡大学 理事・工学部長・教授
委員	谷口 守	筑波大学 システム情報系社会工学域 教授
委員	出口 敦	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授
委員	萩島 理	九州大学大学院 総合理工学研究院 教授
委員	長谷川 洋	国土技術政策総合研究所 建築研究部長
委員	三谷 泰浩	九州大学大学院 工学研究院附属アジア防災研究センター 教授
副委員長	吉武 哲信	九州工業大学大学院 工学研究院 教授
オブザーバー	国土交通省 九州地方整備局 建政部	
オブザーバー	農林水産省 九州農政局 農村振興部	

福岡県都市計画審議会 持続可能な都市づくり専門委員会委員名簿

(令和7年7月時点・50音順)

	氏名	役職名
委員長	坂井 猛	九州大学本部 キャンパス計画室 教授
副委員長 (審議会委員)	吉武 哲信	九州工業大学大学院 工学研究院 教授
専門委員 (審議会委員)	辰巳 浩	福岡大学 工学部長・教授
専門委員	谷口 守	筑波大学 システム情報系社会工学域 教授
専門委員	出口 敦	東京大学 執行役・副学長 新領域創成科学研究科 教授

福岡県都市計画審議会委員名簿

(令和7年3月諮問時点)

	番号	氏 名	役 職 名
1号委員	1	辰巳 浩	福岡大学工学部社会デザイン工学科教授
	2	柳 繁彰	福岡県農業会議会長
	3	高取 千佳	九州大学芸術工学研究院環境デザイン部門准教授
	4	吉田 奈津子	弁護士
	5	◎ 折登 美紀	福岡大学法学部教授
	6	廣瀬 香	(一社)九州経済連合会(総務国際部長)
	7	○ 吉武 哲信	九州工業大学大学院工学研究院教授
	8	黒瀬 武史	九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門教授
2号委員	9	福島 秀生	福岡財務支局長
	10	緒方 和之	九州農政局長
	11	星野 光明	九州経済産業局長
	12	原田 修吾	九州運輸局長
	13	森田 康夫	九州地方整備局長
	14	住友 一仁	福岡県警察本部長
3号委員	15	高島 宗一郎	福岡市長
	16	武内 和久	北九州市長
	17	林 裕二	福岡県市長会副会長
	18	美浦 喜明	福岡県町村会会長
4号委員	19	松本 國寛	福岡県議会議員(自民党県議団)
	20	大島 道人	// (//)
	21	板橋 聡	// (//)
	22		
	23	浦 伊三夫	// (//)
	24	佐々木 允	// (民主県政県議団)
	25	室屋 美香	// (//)
	26	永島 弘通	// (公明党)
5号委員	27	打越 基安	福岡県市議会議長会会長
	28	畠田 勝廣	福岡県町村議会議長会会長

(注)

- ◎ 会長
- 会長職務代理

- 1号委員 学識経験のある者
- 2号委員 関係行政機関の職員
- 3号委員 市町村の長を代表する者
- 4号委員 県議会の議員
- 5号委員 市町村の議会の議長を代表する者

福岡県都市計画審議会委員名簿

(令和7年7月答申時点)

	番号	氏 名	役 職 名
1号委員	1	辰巳 浩	福岡大学工学部長・教授
	2	柳 繁彰	福岡県農業会議会長
	3	高取 千佳	九州大学芸術工学研究院環境デザイン部門准教授
	4	吉田 奈津子	弁護士
	5	◎ 菅原 和行	福岡大学法学部教授
	6	廣瀬 香	(一社)九州経済連合会(総務広報部長)
	7	○ 吉武 哲信	九州工業大学大学院工学研究院教授
	8	黒瀬 武史	九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門教授
2号委員	9	福島 秀生	福岡財務支局長
	10	緒方 和之	九州農政局長
	11	星野 光明	九州経済産業局長
	12	原田 修吾	九州運輸局長
	13	森田 康夫	九州地方整備局長
	14	住友 一仁	福岡県警察本部長
3号委員	15	高島 宗一郎	福岡市長
	16	武内 和久	北九州市長
	17	林 裕二	福岡県市長会副会長
	18	美浦 喜明	福岡県町村会会長
4号委員	19	松本 國寛	福岡県議会議員(自民党県議団)
	20	大島 道人	// (//)
	21	板橋 聡	// (//)
	22		
	23	浦 伊三夫	// (//)
	24		
	25	室屋 美香	// (民主県政県議団)
	26	永島 弘通	// (公明党)
5号委員	27	中村 義雄	福岡県市議会議長会会長
	28	畠田 勝廣	福岡県町村議会議長会会長

(注)

- ◎ 会長
- 会長職務代理

- 1号委員 学識経験のある者
- 2号委員 関係行政機関の職員
- 3号委員 市町村の長を代表する者
- 4号委員 県議会の議員
- 5号委員 市町村の議会の議長を代表する者

用語集

■福岡県都市計画基本方針 用語集

頭文字	用語	解説
あ	IoT	IoT（Internet of Things）は、モノとインターネットをつなぐ先進技術のこと。
あ	アジャイル	「機動的な」という意味であり、本方針においては、一人ひとりの多様なニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施する機動的なまちづくりを推進している。
あ	アジア産業交流拠点	国の都市再生プロジェクト（第四次決定）において認定された「北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成」に基づく。我が国の国際競争力強化のため、アジアとの近接性と歴史的つながりを持ち、アジアとの交流や関係企業等の活動が活発化する北部九州圏において、人・もの・情報のゲートウェイ機能を活用しつつ、取組を推進することにより、アジアにおける新しい産業交流拠点を図ろうとするもの。
い	ESG投資	ESG投資とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の3つの要素を考慮して投資判断を行う手法のこと。環境面では温室効果ガス削減や再生可能エネルギー活用、社会面では労働環境改善や地域貢献、ガバナンス面では透明性のある経営や適切な意思決定を評価し、短期的な利益だけでなく、持続可能な成長や社会的課題の解決を重視している。
い	一部事務組合	普通地方公共団体（県、市町村）がその事務（ごみ処理、し尿処理など）の一部を共同して処理するために、協議により規約を定め設ける団体のこと。
う	Well-being	身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念で、人々の満足度や充実、幸せなどを表すもの。
う	ウォーカブル	ウォーカブルとは、「歩く」を意味する「walk」と「できる」を表す「able」を組み合わせた言葉で、「歩きやすく」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」という意味。より居心地が良く、歩きたくなるような都市環境を作ることを目指して「ウォーカブルなまちなかの形成」を推進している。
え	エコタウン	すべての廃棄物を新たに他の産業分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにするゼロ・エミッション構想の実現をめざし、資源循環型経済社会の構築を図るまちづくりを指す。
え	SDGs	持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）のこと。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。
え	NPO・ボランティア団体	不特定かつ多数のものの利益の増進のため、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体。【NPO=Non Profit Organization】

■福岡県都市計画基本方針 用語集

頭文字	用語	解説
え	エリアマネジメント	住民・事業主・地権者等による自主的な地区づくりの取組。例えば、住宅地では、建築協定を活用した良好なまち並み景観の形成・維持や、広場や集会所等を共有する方々による管理組合の組織と、管理行為を手掛りとした良好なコミュニティづくりなど。業務・商業地では、市街地開発と連動したまち並み景観の誘導、地域美化やイベントの開催・広報等の地域プロモーションの展開といった取組など。
え	LRT	低床式車両(LRV)の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムのこと。道路交通を補完し、人と環境にやさしい公共交通として着目されている。【LRT= Light Rail Transit】
お	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地を総称している。
か	カーボンニュートラル	二酸化炭素（CO ₂ ）などの温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質ゼロにすること。実現のためには、温室効果ガスの排出量の削減と吸収量の増加が必要。
か	開発許可	都市計画法第29条第1項及び第2項に掲げる許可のことをいう。都市計画区域内外において、都市計画法第29条に定める許可を必要とする開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。開発許可制度は当初、市街化区域及び市街化調整区域の制度を担保することを目的とし創設されたが、現在では一定規模以上の開発行為に対して所定の水準を確保させるため、都市計画区域内外において適用されている。開発許可の基準は、開発区域に一定の技術的水準を保たせるもの（技術基準）と、市街化調整区域内において開発行為を例外的に認容するためのもの（立地基準）の二つに大別され、市街化調整区域以外では、技術基準のみが適用される。（同法第33条・34条）
か	開発行為	都市計画法第4条第12項に定める、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。区画形質の変更とは下記による。 区画の変更：開発区域内における道路、里道、水路等の公共施設の新設・改廃を伴う敷地区画の変更をいう。 形の変更：所定の高さの変更を伴う盛土または切土の面積が、所定の規模以上となる造成行為による土地の形状の変更をいう。 質の変更：農地等宅地以外の土地から宅地への変更をいう。
か	改良率	道路等について、計画された延長や面積に対する、実際に整備・改良された延長や面積の割合のこと。
か	学術研究都市	地域における学術研究機関等を充実・強化し、相互の有機的なネットワーク形成を進める学術研究を中核とした都市のこと。
か	環境首都	ドイツにおいて、環境保全に対して優れた取組をしている自治体に与えられる称号のこと。本方針においては、北九州市における市民が真の豊かさを実感し「ずっとここで暮らしたい」と心から思える「世界の環境首都」にするための取組のことを指している。
か	環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。（環境基本法第2条）

■福岡県都市計画基本方針 用語集

頭文字	用語	解説
か	環境流域圏	自然環境と社会経済活動との調和を図りながら、水源地・生態系の保全のため、自然環境の保全と適正管理のなかで水や森林などに親しめる環境の整備を進めるとともに、圏域の豊かな自然環境や美しいまち並み、景観の保全、創出とその積極的な活用を図る地域のこと。本方針においては、福岡県生物多様性戦略における流域圏に基づき区域を設定
き	基幹公共交通軸	公共交通軸のうち、特に質が高いものについて、駅周辺などにおいて集住や都市機能の集約を促進させていく軸
き	既成市街地	都市において既に道路や建物が整備され、一定の人口や活動が集中している地域のことをいう。新たに開発される地域ではなく、既に都市としての形態が形成されている地域のこと。
き	基盤施設	道路や公園、下水道など都市活動や生活の基盤となる施設のこと。
き	逆線引き	線引き(区域区分)がなされた都市計画区域内において、市街化区域の一部を市街化調整区域とすること。
き	九州圏広域地方計画	全国計画である国土形成計画を受け、全国8区域別で計画される「広域地方計画」の九州区域版
き	共創	住民、団体、企業、研究機関、行政など様々な主体が協働し、地域の新たな価値や魅力を一緒に創り出すこと。
き	協働	NPO・ボランティア団体、企業、行政、大学等多様な主体がそれぞれの主体性・自発性のもと、互いの特性を認識・尊重しながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調すること。
き	居住機能	都市活動や都市機能の一部であって、住宅地など居住に関する機能のこと。
き	拠点	都市機能（商業、業務、居住、文化、福祉、行政等）が集積しており、多くの人が集まる場所であり、徒歩・公共交通等により、多くの人が到達可能な場所のこと。
く	区域区分（線引き）制度	都市計画法において、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる、とされている。これを「区域区分」といい、いわゆる「線引き」と呼ばれる。（同法第7条第1項）
く	区画道路	街区を区画する道路。建築敷地は通常これに接している。
く	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。防災・減災、自然環境の保全、地域振興等の多様な地域課題の同時解決を図ることができる取組として注目。
く	グリーンスローモビリティ	時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称のこと。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。

■福岡県都市計画基本方針 用語集

頭文字	用語	解説
く	グリーン成長戦略	環境と経済成長を両立させる政策で、脱炭素化や循環型社会の実現を目指し、再生可能エネルギーや省エネ技術の推進、新たな産業の創出を図る取組のこと。2050年に向けて成長が期待される14の重点分野が選定されている。 1. 洋上風力発電・太陽光・地熱 2. 水素・燃料アンモニア 3. 次世代熱エネルギー 4. 原子力 5. 自動車・蓄電池 6. 半導体・情報通信 7. 船舶 8. 物流・人流・土木インフラ 9. 食料・農林水産業 10. 航空機 11. カーボンリサイクル・マテリアル 12. 住宅・建築物・次世代電力マネジメント 13. 資源循環関連 14. ライフスタイル関連
く	グロス	総体、全部。本方針においては、グロスの人口密度のことで、人口を道路や公園等を含む全面積で除したものを意味する。
け	減災	災害による被害を出来るだけ小さくする取組のこと。
け	建築協定	住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、土地所有者等同士が建築物の基準に関する一種の協定を締結し、公的主体（県や市など）の認可により、建築の際の条件を付与する制度のこと。
け	建蔽率	建築物の敷地面積に対する建築面積の割合
こ	広域拠点	一つの市町村を超える広域的で、多様な都市機能が集積し、広域から多くの人が集まり、公共交通によるアクセスが確保されている拠点のこと。
こ	広域都市計画区域	複数の都市計画区域にまたがり設定された都市計画区域のこと。
こ	公共交通軸	拠点間を結び都市の連携を促進させる軸。基幹公共交通軸を含む。
こ	交通エネルギー	移動に際して必要となるエネルギーのこと。自動車やバス、鉄道などの交通機関ごとで移動のために必要なエネルギー量は異なる。
こ	交通結節点	鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設や鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場等
こ	高度利用	都市空間をその場に要請されている機能に応じて集積させ、高い建築物立地による建築的な土地の効率的活用はもちろんのこと、社会的・経済的にも土地を効率的に活用すること。
こ	コージェネレーション	天然ガスや石油、LPガス等を燃料として発電を行い、その際に生じる廃熱も回収し、有効利用するシステム（熱と電気を同時に作り出すシステム）。エネルギー効率が高く、省エネ・省CO ₂ なシステムとして、その普及が期待されている。
こ	国土形成計画	国土形成計画法に基づき、おおむね10ヶ年間ににおける国土づくりの方向性を示す計画（全国計画）。同計画を全国8区域にわけ、区域ごとの考え方を示したものを「広域地方計画」という。
こ	ごま塩市街地整備手法	都市部の中心市街地においても青空駐車場や空き地等の低未利用地が「ごま塩」状に発生し、中心市街地の低密度化を招いており、このような中心市街地の再生事業として、土地区画整理事業の手法を活用しながら、ごま塩状に分散した敷地を一体的に集約整序する手法のこと。

■福岡県都市計画基本方針 用語集

頭文字	用語	解説
こ	コミュニティバス	一般に、公共交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村が交通事業者に委託して運送を行なう乗合バス（乗合タクシーを含む）や、市町村自らが交通事業者として行なう有償運送を行うこと。
こ	コモンズ協定	立地誘導促進施設協定の通称。立地適正化計画における居住誘導区域及び都市機能誘導区域において、低未利用土地等の活用や、地域コミュニティの自発的な取組を促進するために、地域住民など一団の土地の地権者等の全員合意により居住者その他の者の良好な生活環境の確保に必要な施設の整備又は管理に関するルールを決めるもの。
こ	コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
さ	災害ハザード	土砂崩れや河川の洪水等、生命や財産の脅威となり得る現象の存在や災害の大きさのこと。
さ	再生可能エネルギー	自然の中で繰り返し起こる現象から抽出でき、一度利用しても比較的短期間に再生が可能な、資源が枯渇しないエネルギー資源のこと。太陽光、地熱、風力、水力など
さ	産業構造転換	市町村などにおける主たる産業が変化すること。例として製造業主体からサービス業への変化など
し	シームレス	「滑らか」「途切れない」「枠を超えた」という意味で使用。
し	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域（既成市街地）及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）をいう。（同法第7条第2項） 市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされている。（同法第13条）
し	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。（同法第7条第3項）市街化調整区域内では、原則として用途地域は定めないものとする。（同法第13条第1項第7号）
し	市街地開発事業	地域が抱える課題を解消するため、一定の区域を定め、地域の状況に応じた整備手法を用い、良好な市街地を形成する事業。都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業をいう。具体的には、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあげられる。
し	市街地拡散	低密度な市街地が無秩序に広がること。
し	市街地再開発事業	昭和44年に制定された都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備と併せて公共施設等の整備を行う事業（都市再開発法第2条第1号）。権利変換方式の違いによって第一種市街地再開発事業（権利変換方式）と第二種市街地再開発事業（管理处分方式）とに区分される。市街地再開発事業、住宅地区改良事業等法律に基づいて行われる再開発を「法定再開発」といい、優良建築物等整備事業、特定民間再開発事業等法律に基づかない再開発を「任意再開発」という。

■福岡県都市計画基本方針 用語集

頭文字	用語	解説
し	自助・互助・共助	自助は自分を自分で守ること、互助は身近な人が互いに助け合うこと、共助は地域等とともに助け合うことをいう。災害においては、以下のとおり。 自助：自らの命を自らが守ること。 互助：家族や近所の人など身近な人とお互いに助け合うこと。 共助：自主防災組織のような地域コミュニティを中心とした単位で助け合うこと。
し	自然公園	優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図ること等を目的として、自然公園法及び福岡県立自然公園条例に基づき指定される、国立公園、国定公園、県立自然公園のこと。
し	市町村都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）	都市計画法において、「市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとする」とされている。ここでいう「市町村の都市計画に関する基本的な方針」は、通常「市町村マスタープラン」あるいは「都市計画マスタープラン」と称される。（同法第18条の2第1項）
し	自動車分担率	移動に際しての鉄道やバス、自動車、徒歩、自転車といった移動手段総数に占める、自動車利用の移動数の割合のこと。
し	市民緑地制度	都市緑地法第55条に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度
し	集約型の都市づくり（コンパクトシティ）	本方針では、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送れる都市を形成するための取組としている。
し	集落地区計画制度	都市計画法上の地区計画等の一部で、良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要であると認められる集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた集落の整備を計画的に推進するための制度のこと。
し	縮退	人口減少等により市街地が縮小すること。
し	循環型社会	廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会のこと。
し	循環型都市	循環型社会が営まれる都市のこと。
し	準都市計画区域	都市計画法において、「都道府県は、都市計画区域外の区域のうち、相当数の建築物その他の工作物の建築等又はその敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる一定の区域で、当該区域の自然的及び社会的条件並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）その他の法令による土地利用の規制の条件等を勘案して、そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域を、準都市計画区域として指定することができる」（同法第5条の2）。準都市計画区域を指定すれば、土地利用の整序を図るために必要な都市計画区域として、用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、高度地区、景観地区、風致地区及び伝統的建造物群保存地区等を決定することができることとなるほか、都市計画区域と同様、開発制限制度や建築基準法の集団規定が適用となる。
し	職住近接	働く場と住まいが近いこと。

■福岡県都市計画基本方針 用語集

頭文字	用語	解説
し	白地地域	都市計画区域もしくは準都市計画区域内において、用途地域が指定されていない区域のこと。
し	自立都市圏	経済や社会、文化的に自立した都市圏のこと。
し	新市街地	市街化区域及び用途地域指定区域内において、土地区画整理事業等の計画的な整備を行った区域
す	水素エネルギー	無尽蔵に存在する水や多様な一次エネルギー源から様々な方法で製造可能なエネルギー源で、その利用段階でCO ₂ を排出しない。電気、熱と並び、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待されている。燃料電池車などで活用
す	スプロール	市街地が無計画に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。「アーバン・スプロール」ともいう。スプロールの弊害は、 ①道路や下水道等の都市施設が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題を生じる。 ②市街地が開発不適地まで拡散し、公共投資の非効率化を招く。 ③形成された低質な市街地をその後良好な環境に改変するには社会的に困難が伴うだけでなく膨大な経費を要する。 などがあげられる。
す	スマートＩＣ	スマートインターチェンジ。高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ＥＴＣを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。
す	スマートウェルネスシティ	高齢化・人口減少が進んでも、身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れる、健幸（＝健やかで幸せに暮らせる）な都市
せ	生活支援交通	自家用車を自由に使えない住民の生活基盤としてのバスや移送サービスといった公共交通のこと。
せ	生活利便施設	日常生活を行うにあたって必要となる店舗や病院・医院などの施設のこと。
せ	生産緑地地区	市街化区域内にある農地の緑地機能を活かし、計画的、永続的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに、豊かな都市環境を形成しようとする都市計画上の制度を指す。
せ	線引き	都市計画法において、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる、とされている。これを「区域区分」といい、いわゆる「線引き」と呼ばれる。（同法第7条第1項）
そ	ゾーニング	土地利用に関する計画づくりに際して、建物の利用状況などの特性により区域を区分すること。
た	大規模集客施設	都市構造に大きな影響がある大規模小売店舗、病院や社会福祉施設、大学、自治体の公共施設（役場やコミュニティセンター等）などの公共公益施設のこと。

■福岡県都市計画基本方針 用語集

頭文字	用語	解説
た	大規模集客施設の立地基準	大規模集客施設の抑制と誘導を行うための基準のこと。具体的な内容は、運用方針で定めています。
た	ダウンゾーニング	市街地の規模を管理していくため、一定の地区を対象として容積率の低下などの規制を強化すること。
た	脱炭素型まちづくり	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会を実現するために行うまちづくりのこと。地域の持続可能性の確保に向けて環境負荷の軽減を図るため、地域脱炭素に向けた動向、集約型のまちづくり、グリーンインフラを活用した脱炭素型まちづくり、デジタル技術や民間資金による環境に配慮した都市開発等が該当する。
た	端末トリップ	自宅や会社、学校から、駅やバス停までの移動のこと。
ち	地域コア	県全域を見据えた圏域構造において、中枢コアと連携する、副都心や周辺都市などを指す。
ち	地域制緑地	地域制緑地とは、生活において重要な役割を担う緑や、様々な生物の生息空間となっている緑を守るため、法や条例による指定を行い、良好な自然環境等の保全を図ることを目的とした制度の総称である。具体的には、風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区、自然公園、自然環境保全地域等を一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制するもの。このうち、風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区は、都市計画法第8条により指定される地区である。
ち	地域地区	都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつ（都市計画法第8条第1項）。都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。 地域地区は、①用途及び容積率制限に係るもの②用途地域と連動して建築物の形態や構造に係る規制を行うもの③地区の個別的な位置付け、目的に応じた規制を行うものに大別することができる。 用途地域は建築物の用途、建蔽率、容積率を規制するもので、地域地区のなかの根幹をなす制度である。 特別用途地区、高層住宅誘導地区は用途地域を補完しながら、地区の特性に応じた用途や容積率等のコントロールを行う。 高度地区、高度利用地区、特定街区、防火地域・準防火地域は建築基準法を、また風致地区は都市計画法を根拠としながら、建築物の形態や構造等を具体的にコントロールする。 駐車場整備地区、臨港地区、緑地保全地域、流通業務地区、生産緑地地区等のその他の地域地区では、個別法の規定に基づきそれぞれの目的に応じた地区の規制が行われる。
ち	地域防災計画	都道府県・市町村が災害対策基本法第40条又は第42条の規定に基づき住民の生命財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし災害に係わる事務または業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て総合的かつ計画的な対策を定めた計画。

■福岡県都市計画基本方針 用語集

頭文字	用語	解説
ち	地区計画	地区計画は、一体的に整備、開発及び保全を図るべき地区について、道路・公園等の地区施設の配置および規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を総合的かつ一体的にひとつの計画として定めた都市計画である。地区計画の決定後は、その地区計画に沿って開発行為・建築行為等を規制・誘導することができ、地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な市街地の整備及び保全を図ることが可能となる。（都市計画法第12条の4第1項第1号）
ち	地区防災計画	平成25年の災害対策基本法の改正により創設された、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する計画づくりのための制度のこと。
ち	中枢コア	県全域を見据えた圏域構造において、中枢となるコア(核)のことで、福岡市、北九州市の都心部を指す。
ち	超高齢社会	総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合が21%を超える社会のこと。
つ	通勤依存率	特定市町村への通勤者の割合 特定市町村への通勤者/当該市町村の就業者数×100で表す。
て	DX	デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
て	TDM施策	【Transportation Demand Management】 道路交通円滑化の施策として、車の利用の仕方や生活の工夫によって自動車交通量を削減する道路の交通需要に関する管理のことで、交通マネジメントともいう。具体的には、車の相乗りや効率的な物流システムの構築による自動車交通量の削減、時差通勤による交通需要の平準化などを指す。
て	鉄軌道	鉄道や地下鉄、モノレール、路面電車など軌道上を走行し、人や物を大量・高速に、かつ定時に輸送できる交通
て	デマンド交通	電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通(バスやタクシー)のこと。
と	特定都市再生緊急整備地域	都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域のうち、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として指定された地域のこと。本県内においては「福岡都心地域」が指定されている。
と	特定用途制限地域	非線引き白地地域において、パチンコ屋、風俗関係施設等の建築物が立地し、当該区域の良好な環境の形成、保持に支障が生じている事例がみられる。これに対応して、非線引き白地地域において良好な環境の形成又は保全を図る観点から特定の用途の建築物その他の工作物の立地のみを規制する制度のこと。
と	都市化圧力	人口や産業が集中することにより、農地や山林等が市街地に転換されたり、すでに市街地である場所については、より高密度な市街地が形成されようとする度合い

■福岡県都市計画基本方針 用語集

頭文字	用語	解説
と	都市化社会	これまでの全国的な人口増加動向にあつて人口産業等が都市に集中することを基調とする社会を表現する概念である。
と	都市型社会	「都市化社会」との対比的な概念として、都市計画中央審議会の答申において用いられた言葉である。この「都市型社会」は国民の大多数が都市住民となり、産業・文化等の活動が都市を共有の場として展開する成熟した社会を表現する概念を指す。
と	都市機能	商業、業務、居住、文化、福祉、行政など都市における活動において必要な機能のこと。
と	都市基盤	道路や河川、下水道などに代表され、都市活動（生活や産業活動など）を支える基幹的な施設のこと。
と	都市計画運用指針	国として今後、都市政策を進めていくうえで、都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方（技術的な助言）を示したもの。（初版：平成12年12月策定、最新は第13版：令和7年3月 令和7年3月現在）
と	都市計画区域	市又は一定の要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都市計画区域として都道府県知事が指定する（都市計画法第5条第1項）。都市計画区域を指定すれば、1ha未満の開発行為も開発許可の取得が義務付けられ、建築物等への建築基準法による集団規定の適用等がなされる。また、都市の将来像を示すマスタープランに基づき、各種都市計画の決定や都市施設の整備が行われ、市街地開発事業の実施も可能となる。
と	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	通称「都市計画区域マスタープラン」という。（解説は「都市計画区域マスタープラン」を参照）
と	都市計画区域マスタープラン	都市計画法に定められている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、通常「都市計画区域マスタープラン」と称される。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画法において、次のように定められている。 1. 都市計画区域については、都市計画に当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。 2. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、①を定めるものとするとともに、②及び③を定めるよう努めるものとする。 ①区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針 ②都市計画の目標 ③前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 3. 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

■福岡県都市計画基本方針 用語集

頭文字	用語	解説
と	都市計画審議会	都市計画に関する事項を調査審議するため設置された附属機関の総称で、都道府県都市計画審議会、市町村都市計画審議会の2種がある。 都道府県都市計画審議会は、都市計画法第77条の規定に基づき都道府県に設置することが義務づけられている。都道府県都市計画審議会の果たすべき役割は、「都道府県知事の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること」などである。 市町村都市計画審議会は、都道府県都市計画審議会のように設置義務があるものではなく「市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる（都市計画法第77条の2第1項）」とされていることから、その設置は任意である。したがって、市町村に都市計画審議会を置かない場合には、その業務は「当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会」が行うこととなる。市町村都市計画審議会の果たすべき役割は、「市町村長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること」などである。なお、国には社会資本整備審議会があり、国土交通大臣の諮問に応じ、都市計画に関する重要事項を調査審議したり、都市計画に関する重要事項について、関係行政機関に建議することができる。（都市計画法第76条）
と	都市圏	県内における通勤などの生活行動の繋がりを踏まえ、人の流動（動き）や社会的な繋がり（市町村での連携など）から、本方針において設定する圏域。福岡、北九州、筑豊、筑後の4つの都市圏を設定
と	都市施設	道路、公園等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称で、都市計画法では次の施設を都市施設としている。（都市計画法第11条第1項各号、都計令5） (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場などの交通施設 (2) 公園、緑地などの公共空地 (3) 水道、下水道、ごみ焼却場などの供給施設・処理施設 (4) 河川、運河などの水路 (5) 学校、図書館、研究施設などの教育文化施設 (6) 病院、保育所などの医療施設、社会福祉施設 (7) 市場、と畜場、火葬場 (8) 一団地の住宅施設 (9) 一団地の官公庁施設 (10) 一団地の都市安全確保拠点施設 (11) 流通業務団地 (12) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設 (13) 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 (14) 一団地の復興拠点市街地形成施設 (15) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設 (12) 電気通信施設、防風・防火・防水・除雪・防砂・防潮施設 これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。（都市計画法第13条第1項第6号）
と	都市づくり	本方針で使用する「都市づくり」「まちづくり」は明確な境界があるものではないが、以下の観点で用いている。 都市づくり：県や市町村全体を対象とした取組。 まちづくり：一定のエリアや街区等を対象とした取組。
と	土地区画整理事業	土地区画整理事業とは、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、換地手法による土地の区画形質の変更と、道路、公園、広場などの公共施設の整備を行う事業である。

■福岡県都市計画基本方針 用語集

頭文字	用語	解説
と	トランジットモール	自動車の流入を制限し、公共交通と歩行者のみで構成される商店街等のこと。
に	二次エネルギー	自然から直接得られる原油・石炭・天然ガス等（化石エネルギー）、水力・太陽光等（自然エネルギー）、ウラン等（原子力エネルギー）を一次エネルギーというのに対し、これらを用途に合わせ使いやすく変換加工したものを二次エネルギーという。ガソリン、都市ガス、電気、熱、水素エネルギーなどが該当する。
に	ニューノーマル	ニューノーマルとは、社会に大きな変化が起こり、変化が起こる以前とは同じ姿に戻ることができず、新たな常識が定着すること。
ね	ネットワーク型都市構造	都市のコア（核）や拠点などが、道路や公共交通によりネットワークされる都市構造のこと。
の	農業集落排水	農業集落においてし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備を行う事業のこと。
の	農山漁村	ここである農山漁村とは、農村、漁村や山間部、離島などを含めた総称であり、主に農林漁業にかかわる生産活動が行われる地域を指す。
は	パークアンドライド	交通混雑を緩和するために、車を都市郊外の駐車場に止めて公共交通機関に乗り換え、都心部あるいは特定地域に入る方法
は	パーソントリップ調査	調査対象地域内において「人の動き」（パーソントリップ）について、移動の目的や利用した手段などを把握するための調査のこと。
は	パートナーシップ	「協力」「協調」「共同」「組合」という意味の言葉で、まちづくり等の目的を共有して、様々なことに協力し合う集まりのこと。
は	バスベイ・カット	バスの停留所において、歩道に切り込みを入れるなどにより、バス停でのバス停車に伴う交通渋滞の発生を軽減するために設置されるもの。
は	ハンプ	車路に凸部を設けて、車のスピードを減速させ、徐行をうながすもの。
ひ	BRT	従来型の鉄道とバスとの中間の輸送力を持つバス高速輸送システムで、バス専用道路や常設の専用バスレーンを設け、交通渋滞に影響されずに運行し、定時性を確保することが可能
ひ	非線引き	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度を適用しない場合をいう。（「線引き」参照）
ひ	非線引き用途白地地域	区域区分を行っていない都市計画区域で用途地域が指定されていない地域

■福岡県都市計画基本方針 用語集

頭文字	用語	解説
ふ	ファサード	正面玄関のある面の立面のこと。主に道路側から見て建築物正面の顔にあたる部位を指す。
ふ	風致地区	都市における良好な自然環境の維持、保全を目的として定めるもので、条例により、建築物の建築や宅地の造成、木材の伐採、土砂の採取・堆積などの行為を規制する地区。
へ	ペDESTリアンデッキ	高架歩道というべき、歩行者専用通路のこと。駅前広場等に設置される歩行者のための高架構造物をいい、歩行者と自動車の動線が分離されることにより、歩行者の利便性向上と自動車交通の効率化を図ることができる。
ま	MaaS	MaaS（マース：Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。
ま	まちづくり	本方針で使用する「都市づくり」「まちづくり」は、以下の観点で使い分けをしている。 都市づくり：影響が市町村や県全体におよぶ取組又は県が行う取組のこと。 まちづくり：影響が一つの街区におさまる取組又は住民参加による取組のこと。
ま	まちづくりGX	気候変動への対応や生物多様性の確保など地球規模課題の解決や人々のWell-beingの向上を図るため、グリーンインフラとして多様な機能を有する都市の緑地の確保や都市におけるエネルギーの有効活用などに取り組むこと。
ま	まちづくりDX	豊かな生活、多様な暮らし方を支える「人間中心のまちづくり」の実現のため、基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用を進め、都市における新たな価値創出又は課題解決を図ること。
み	ミクストユース	商業・業務・住宅・福祉・文化などによる複合的な土地利用。市街地部におけるこれまでの土地利用計画のあり方は、生活環境の保全や業務の利便性を主眼として土地利用を「純化」させることを目的としてきた。これに対し、まちなかにおいて調和可能な用途相互による土地の積極的な「多目的（複合的）利用」を許容することにより、都市生活の利便性向上、産業の活性化、多様な世代によるコミュニティ形成、にぎわい創出を図ろうとする考え方。
み	水と緑のネットワーク	水と緑のネットワークは、水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸のことで、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮するもの。
み	密集市街地	老朽木造建築物が相当含まれ、かつ道路などの公共施設の整備水準が低く、防災機能が確保されていない市街地のこと。
み	ミニ開発	市街地内で開発許可の対象にならない宅地を細分化して建て売り住宅を建て、開発を進めること。そのほとんどが、数戸単位の小さな分譲宅地であり、幅員4mほどの狭い道路でしか取り付けがなく、袋小路となっているものもあるため、住環境や防災面の問題がみられるケースがある。

■福岡県都市計画基本方針 用語集

頭文字	用語	解説
も	モビリティマネジメント	1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを自発的に促す交通政策のこと。
ゆ	誘導容積制度	道路などの公共施設の整備が不十分な地区における地区計画において、容積率を2段階で定めながら、道路などができた段階で高い方の容積率を適用することにより、土地の有効利用を誘導する制度
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮した環境、建物、製品等のデザインをしていこうという考え方
よ	容積率	建築物の敷地面積に対する延床面積の割合
よ	用途地域	都市機能の維持増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建蔽率及び各種の高さについて定める。地域地区の一つ
り	立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡し、持続可能な都市構造を目指す包括的なマスタープラン。行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、平成26年8月施行の都市再生特別措置法（改正）により創設された。 令和6年12月の「立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会」（国土交通省）において、持続可能な都市構造の実現のため、適切な計画の見直しにより実効性をプラスした計画「立適+（プラス）」へと進むことが期待されている。 https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000100.html
り	流域でのまちづくり	河川流域において線としての一体性を持ったまちづくりのこと。
り	緑地協定制	都市緑地法第45条、第54条に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度
り	緑化地域制度	都市緑地法第34条に基づき、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度
り	緑地保全地区	緑地保全地区は、良好な自然環境を形成する樹林地、草地、水辺地等で、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯としての適切な位置、規模及び形態を有する地区を保全するために定めるもの。地域地区の一つ。この地区内では、建築物の建築や宅地造成、木竹の伐採等が規制される。
れ	レジリエンス	レジリエンス（resilience）とは、「回復力」「復元力」「耐久力」「再起力」「弾力」などと訳される言葉で、「困難をしなやかに乗り越え回復する力（精神的回復力）」のこと。
れ	連携軸	県全域を見据えた圏域構造において、コア(核)となる都市間を連携する軸



福岡県都市計画基本方針

発行日／令和 7 年 1 0 月

編 集／福岡県建築都市部都市計画課

福岡県建築都市部都市計画課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

TEL: 092-643-3713 FAX: 092-643-3716

E-mail: toshi@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料	
分類番号 RC	所属コード 1501105
登録年度 07	登録番号 0001